

単位民児協 運営の手引き

【令和4年3月版】

全国民生委員児童委員連合会

発行にあたって

令和2年以降、新型コロナウイルスの影響で社会は大きく変化しました。民生委員・児童委員にとっては、令和元年12月の一斉改選を終えて単位民児協の組織体制が変わった直後のタイミングでもあり、運営は困難を極めたのではないのでしょうか。コロナ禍でも地域住民にとっての身近な相談相手という民生委員・児童委員の役割は変わるものではなく、「新しい生活様式」を踏まえた関わり、活動のあり方を模索・構築しながら、新任委員のフォローや民児協運営に心を砕いてこられたことと思います。

社会が寄せる期待の大きさや活動内容の広がり、民生委員・児童委員の負担感は増し、やりがいが届く前に退任する委員の増加や、新たな委員のなりて確保の難しさに影響が出ています。

それだけに、単位民児協の役割は一層重要です。委員同士の支え合いとともに、期の浅い委員や主任児童委員、働きながら務める委員などに対する正副会長や先輩委員の積極的な支援が期待されます。

ところが、1期目や2期目などで単位民児協会長となる方が増えました。自身が民生委員・児童委員として十分に経験を積まないうちに会長に推され、単位民児協の運営でさまざまな迷い、悩まれることもあると思います。

そこで全国民生委員児童委員連合会では、平成28(2016)年3月に『単位民児協運営の手引き』を作成し、単位民児協の性格や役割、会長への期待、単位民児協運営や具体的活動にあたってのヒントや留意点などの解説に加え、民児協運営に関するQ&A、民児協活動の関連用語などをまとめました。

そしてこの度、コロナ禍やICTの普及といった社会の変化や、平成28年版手引き発行後の法制度の変化などを反映した改訂版を作成し、皆さまにお届けします。

私たちの民生委員制度は、平成29年に制度創設100周年を迎えました。この誇りある制度を次の100年へと紡ぎ、全国の民生委員・児童委員が「喜び」や「やりがい」、「誇り」をもって活動が続けられるよう、単位民児協運営に本手引きをご活用くだされば幸いです。

結びに、編集委員長をお願いした市川一宏先生をはじめ、本手引き作成にご協力いただいた皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

全国民生委員児童委員連合会
総務部会長 寺田 晃弘

はじめに

「単位民児協運営の手引き」改訂委員会

委員長 市川 一宏

平成 28（2016）年 3 月、『単位民児協運営の手引き』が出版されました。当時は、地域の急激な変化による孤立、貧困、虐待等の問題が深刻化し、また過疎の問題が全国に広がっていました。そこで平成 27（2015）年に生活困窮者自立支援制度が成立し、また平成 25（2013）年に「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会」（全国民生委員児童委員連合会）の報告が、さらに平成 26（2014）年には、「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」（厚生労働省）の報告が出され、民生委員・児童委員活動（以下、民生委員活動）を支援する仕組みが強化されました。手引きは、このような時代にあって、民生委員活動をより強化するために作成されたという背景をもっています。

1. 改訂の目的

令和 4（2022）年改訂の主な目的は、3 つあります。

第 1 は、コロナ禍にあって、解決困難な問題が広がり、かつ深刻化したことです。

内閣府は、平成 31（2019）年 3 月、満 40 歳から満 64 歳の者 5,000 人を対象にした生活状況調査を実施しました。その結果、自宅に半年以上ひきこもっている人が全国で推計 61 万 3 千人いること、そしてひきこもりの期間は 7 年以上が半数を占め、ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になっていることがわかりました。ちなみに、15～39 歳のひきこもり状態にある人を加えると、100 万人を超えていることになります。さらに令和 2（2020）年 3 月より続く新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）の拡大によって、特に高齢者の孤立化が顕著となり、感染を恐れて外出や関わりを控えた結果、虚弱な高齢者、認知症の高齢者が増加したことが危惧されています。

また、生活保護受給者の数は、令和 3（2021）年 1 月現在の被保護実人員は 204 万 9,630 人、被保護世帯は 163 万 8,184 世帯に達し、コロナにより仕事を失った方がたも増え、生活保護の申請が増加しています。さらに、生活福祉資金貸付の緊急小口資金や総合支援資金の特別給付を受けている人が急増し、全国では令和 4（2022）年 3 月現在 1 兆円を超えています。なお借受人には、これまでも潜在的には厳しい生活をされている方が多いと考えられ、継続的な支援が求められています。

さらに児童虐待の増加は顕著です。令和 2（2020）年度中に、全国 220 か所の児

童相談所が児童虐待相談として対応した件数は 20 万 5,044 件で、過去最多となっています。なお、主な増加要因は、心理的虐待に係る相談対応件数の増加、そして警察等からの通告が増加していること。さらに心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加していることが考えられます。そもそも虐待の主な要因は、地域の孤立と貧困であり、その意味で、児童虐待は、地域が生み出している問題そのものであると言えます。

このような地域における深刻な生活課題が顕在化している今日、民生委員・児童委員（以下、民生委員）が孤立することなく、民生委員同士、また地域住民、ボランティア・NPO、自治会、社会福祉協議会、社会福祉法人、保健医療関係者、行政等（以下、地域福祉を推進する方がた）と助け合って活動していくためにも、情報の共有化や役割の合意形成を行う単位民児協の運営を検討する必要があります。

第2は、平成28（2016）年に初版となる『単位民児協運営の手引き』が発行され、今日に至るまでに、民生委員活動に係る制度の創設、改正等があったことです。

まず生活困窮者自立支援制度です。同制度には、市町村等の窓口にいる支援員が生活困窮状態にある方の相談を受け、話し合って支援プランを作成する自立相談支援事業等が実施されていましたが、平成30（2018）年に生活困窮者自立支援法が改正され、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施と、就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を課した生活困窮者に対する包括的な支援体制、そして生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり等を行う事業の強化が明記されました。

ついで、連携を促進する仕組みとして、生活支援体制整備事業が実施されています。生活支援体制整備事業は、市町村の日常生活圏域ごとに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりをすすめるものです。協議体は、多様な関係主体間の定期的な情報共有および連携・協働による取り組みを推進することを目的とした会議で、民生委員は、生活支援コーディネーターとの関わりをもち、協議体の場において、自分の役割を確認することにもなります。

同様に、重層的支援体制整備事業は、①高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援等に関わる相談に応じ、情報提供を行うとともに、②地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止または解決に係る体制の整備および地域住民相互の交流を行い、相互の連携を図ること、③ひきこもり状態にある人への協働した支援等を行うこと、④地域包

括支援センター、地域生活支援センター、母子健康包括支援センター等の連携を図ること等を内容とする事業です。そもそも民生委員は今まで、高齢者福祉等の分野を問わず、地域のさまざまな困りごとに対応してきました。しかし、福祉の仕組みが分野ごとに分かれ、連絡や支援の調整に手間取ることもありました。その意味で、重層的支援体制整備事業は民生委員が地域福祉を推進する方がたと協働する機会となり、また、新たな委員候補も広がるという利点があるとともに、個人情報保護の仕組みをどのように取り入れるか検討すべき課題があります。

最後に、令和4（2022）年3月、虐待を受けた子どもらを親から引き離す一時保護の可否を裁判官が判断する制度の導入などを盛り込んだ児童福祉法改正案を閣議決定しました。さらに同法案では、児童養護施設や里親家庭で育つ若者の自立支援に関し、原則18歳までとなっている年齢上限の撤廃も内容としています。

第3に、情報伝達の変化と個人情報保護の必要性です。そもそも民生委員は守秘義務が課せられていますが、特に今日の社会生活では、個人情報の重要性和漏洩された場合の重大性に関する認識が高まっていること、また個人情報を用いる方法が、紙面だけでなく、電子メールやフェイスブック等を媒体にして、容易に拡散する危険性があることを踏まえて、民生委員として留意すべき点を確認する必要があります。

これらの動向を知って、活用していただくことをお願いしたいと思います。

2. コロナ禍にあって、大切な視点

ふりかえって、令和2（2020）年初旬に始まる新型コロナウイルスの広がり、今までの関係を打ち砕き、不安、恐怖、不信、怒りを生み出し、負の連鎖が広がってきています。だからこそ私は、大切なもの、大切なことを守る覚悟が必要だと思います。私は、その中に「人への思いやり」を加えたい。そして今すべきことを考え、今できることを実践していただきたいと思います。

そのために、まず第1に自らの働きを問い直すことが必要です。コロナによって、さまざまな活動が止まり、孤立等の問題が深刻になりました。そのような地域にあって、民生委員の方がたが果たしてこられた役割がいかに大切であったか、明らかになりました。ウイルスの脅威にさらされているからこそ、改めて民生委員の働きの意味・目標を確認し、活動の可能な方法を見いだすことが必要ではないでしょうか。

第2に地域のあるべき姿を描くこと。感染を恐れ、感染した人への非難・排除、最前線でコロナに感染した方がた等に対応している医療・福祉従事者への中傷は、互いの存在を認め合ったコミュニティがいたところで寸断されていることを如実に示していました。今こそ、互いの存在と違いを認め合い、支え合う地域を描いていくことが大切になっています。

そのために、第3に協働した働きを始めること。コロナにより未曾有の生活課題が顕在化しています。それぞれが踏ん張るだけでなく、これからの勝負は、互いに支え合うためにさまざまな方法を開発し、今まで築いた協働の働きを強化することでだと思います。孤立を防ごうと活動している人自身が孤立してはなりません。

3. 今、民生委員に求められている役割とは

私は、民生委員の以下の働きに期待しています。

①地域に散らばるアンテナとしての役割

アンテナには、困難に直面している人・家庭を発見する「受信アンテナ」と、必要な情報を提供する「発信アンテナ」があります。孤立している住民を発見する方法は、直接本人からの相談以外に、民生委員の仲間、住民、家族介護者、保健医療福祉の専門職等を通じて入ってくる情報、ボランティア活動の場に行き得る情報もあります。住民の孤立化が進行している今、それらを受信するアンテナとしての民生委員の役割への期待は大きくなっています。

他方、民生委員は、必要な援助を知らず、また誤解して利用しておらず、困難な状況にある住民に対して、理解しやすい情報を届け、説明を加えて理解をすすめ、さらに一緒に相談機関を訪問する等、発信アンテナとしての役割も担ってきました。

②専門機関や専門職につなぐ役割

民生委員は、得た情報をつなぐ役割をもっています。特に、経済的な問題だけでなく、家族問題、心の問題等が重なっている場合、民生委員だけで対応することが難しく、迅速かつ確実に必要な機関、団体に情報をつなぐことが大切です。私は、それを「救急車型活動」と言っています。救急車は、乗せた人を必ず必要な医療機関に届けます。そのために得られた情報を判断する目を養い、その情報を届ける機関や専門職を知っていただきたいと思います。

③住民や関係機関と協働する役割

住民の生活全体を支えるために、地域福祉を推進する方がたと協働した取り組みが大切です。また必要な場合には、当事者の情報を共有し、対応を明確にして、それぞれの役割を合意することが必要だと思います。なお、民生委員自身も、単位民児協のなかで話し合い、自分自身や活動をきちんと説明できるように、準備をしていただきたいと思います。互いのことを理解しないで協働は成り立ちません。ちなみに、民生委員活動をバックアップする仕組みを明確にする必要があります。

④代弁者としての役割

今、ひきこもり状態にある方がた、コロナの影響で徐々に体力が衰えてきている高齢者、経済的にも厳しい生活を余儀なくされている方がたの姿が見えにくくなってい

るのではないかと私は心配しています。民生委員は、代弁者として、その方がたの声を行政、社協、社会福祉法人等に届けていただきたいと思います。

⑤新たなサービスを開拓する役割

「繰り出し梯子」とは、公的サービスを必要とする人にサービスが届かない現状を開拓するために、その狭間を埋め、支援していく柔軟かつ先駆的な活動を意味する言葉です。日頃の活動を通して、必要な援助を提案していただきたいと思います。

⑥福祉の理解を広める、まちづくりの推進者としての役割

私は今まで、民生委員の方がたの後ろ姿を見ながら、困難にある方がたへの支援の意味を理解しました。活動への共感が、地域住民の福祉理解を進めてきたという事実を、全国各地で学んできました。率直に申し上げて、地域の混乱は事実ですし、簡単には解決しません。だからこそ、日々の活動を一本の木として地域に植えていくことが大切ではないでしょうか。その結果、たとえ砂漠状態にあっても、林ができ、森ができていきます。

なお、私は、コロナ禍にあって、大切な視点として、第1に、自らの働きを問い直すことが必要だと申し上げました。民生委員活動は、基本的性格や役割、活動の内容において全国共通ではありますが、個別の活動は地域によって異なると思います。地域に合わせた「靴に足を合わせるのではなく、足に靴を合わせる」活動は何かを、単位民児協内で話し合っていたいただきたいと思います。

4. 民生委員活動を進めていくために

私は、以下の取り組みが必要と思います。

①各地の実践から学び、自分の地域で実践してみること。

電話による安否確認をしたり、全戸訪問ではなく独居高齢者等の要支援者に限定した訪問活動を行うなど、コロナの感染予防に配慮しながらも積極的に民生委員活動を行う地域が見られています。それらの実践は、もっとも説得力のある活動のヒントです。私は、軽々に「民生委員は〇〇をすべきだ」と言えないと考えています。「したいこと」「できること」「求められていること」の3つの視点で、活動を見直し、できることから始めてはいかがでしょうか。

②単位民児協の可能性を活かしていくこと。

今、コロナの影響で、民生委員が集まることができにくい状況があります。しかし、令和2（2020）年9月に全民児連が実施した「新型コロナウイルスを踏まえた単位民児協活動環境調査」では、定例会を「中断することなく実施し続けている」民児協は20.7%、「一時的に中止したが現在は再開した」民児協は75.4%を数えています。可能な単位民児協の運営の方法をメンバーで合意して進めていただだけませんか

か。そして、㊦互いの情報を共有し、可能な民生委員活動を考えること、㊩日頃の活動の悩み、苦しみを受け止める場として、互いに支え合う関係を築くこと、㊫新任民生委員の活動を支えることに留意していただきたいと思います。また、生活支援体制整備事業、重層的支援体制整備事業が実施されている自治体も増えており、新たな協働に民生委員がどのように加わるか、話し合ってください。

私は、平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災の被災地である石巻市の住民、民生委員、行政の方がたと、社協を軸に 10 年間関わらせていただきました。発災当初の被害の大きさに驚き、声を失ったことを今でも思い出します。しかし、街を歩いている時に、たまたまある看板を見ました。そこには「始めることから始めよう」と書かれていました。コロナは、災害と同じ影響を社会に及ぼしました。ですので、民生委員の方がたには、可能性を確認し、一步一步、協働して民生委員活動を進めていただくことを願っています。

令和 4 年 3 月

目 次

発行にあたって

はじめに

第1章 単位民児協の概要 1

- (1) 民生委員児童委員協議会とは／ (2) 単位民児協の設置区域
- (3) 単位民児協の運営

第2章 単位民児協会長の役割と心構え 4

- 1 会長とは－法的位置づけ 4
- 2 会長の役割 5
 - (1) 活動方針や目標の立案／ (2) 組織体制づくり
 - (3) 委員1人ひとりの活動の支援／ (4) 関係機関等との連携・協働の中心となる
- 3 会長の心構え 10
 - (1) リーダーとして期待されるもの／ (2) 単位民児協運営において留意すべきこと

第3章 単位民児協の組織と役割 12

- 1 単位民児協の組織 12
 - (1) 構成員、役員、事務局／ (2) 連合民児協との関係
- 2 単位民児協の機能と役割 17
 - (1) 委員の担当区域、担当事項の決定／ (2) 委員活動の支援／
 - (3) 住民の代弁者としての意見具申／ (4) 地域活動の推進／
 - (5) 行政との連携に基づく活動の推進
- 3 単位民児協の運営体制 22
 - (1) 全員参加と役割分担／ (2) 活動を進める体制（部会・委員会等）
- 4 委員活動の支援と連携 25
 - (1) 委員の協働による相乗効果への期待／ (2) 新任委員への支援／
 - (3) 主任児童委員への支援

第4章 単位民児協の活動 30

- 1 単位民児協として行う各種活動 30
 - (1) 相談等活動／(2) 調査活動／(3) 提言活動／(4) 広報活動／
(5) 災害時要援護者支援活動
- 2 活動方針の立案にあたって 39
 - (1) 活動方針について／(2) 単位民児協版活動強化方策の作成／
(3) 立案にあたって配慮すべきポイント
- 3 定例会 42
 - (1) 定例会の意義／(2) 定例会の運営／(3) 効果的な定例会とするために
- 4 委員の力量向上に向けた取り組み（研修） 50
 - (1) 研修の重要性／(2) 経験年数や役割に応じて求められる知識・技術／
(3) 単位民児協に期待される役割
- 5 多様な関係機関・団体等との連携・協働 59
 - (1) 他団体の役員等への就任について／(2) 行政・社協との連携／
(3) 自治会・町内会との連携／(4) 関係機関・団体との連携

第5章 単位民児協の運営管理 69

- 1 会則等の整備 69
 - (1) 整備の必要性、意義／(2) 会則等／(3) 諸規程
- 2 事業計画と予算・決算等 77
 - (1) 事業計画／(2) 予算・決算等
- 3 一斉改選、委員交代等への対応 86
 - (1) 改選・委嘱の手続き／(2) 引き継ぎの実際／
(3) 任期途中での退任、委嘱への対応
- 4 事故発生時の対応 93
 - (1) 活動中の委員の負傷事故／(2) 委員が保有する個人情報の紛失

単位民児協運営 Q & A 97

- Q1 委員の任期（始期） 98
- Q2 委員候補者の選考 99
- Q3 委員候補者への事前説明 100
- Q4 新任委員からの辞任申し出への対応 101
- Q5 孤立しがちな新任委員・期の浅い委員への支援 102
- Q6 主任児童委員の交代 103
- Q7 「活動記録」の記入 104

Q8	委員同士の情報共有方法	105
Q9	民児協活動に積極的でない委員への対応	106
Q10	住民からの依頼を引き受けすぎる委員への対応	107
Q11	個性の強い委員への対応	107
Q12	委員活動費の取り扱い	108
Q13	委員活動費の性格	109
Q14	社協会費の集金への協力	110
Q15	共同募金への協力	111
Q16	生活福祉資金貸付事業への協力	112
Q17	面識のない住民からの証明依頼への対応（証明事務）	113
Q18	住民からの謝礼申し出への対応	114
Q19	委員の政治的中立性	115
Q20	単位民児協会長の任期	116
Q21	事務局職員がいない場合の対応	117
Q22	単位民児協会長の相談先	118
Q23	他団体の役職への就任	119
Q24	区域担当委員と主任児童委員との連携	120

民生委員・児童委員活動 関係用語集 121

1. 社会福祉の制度、施策に関するもの 122
2. 関係機関・団体等 127
3. 連携すべき関係者、専門職等 130
4. 民生委員・児童委員制度や活動に関する事項 133
 - ①基本的事項
 - ②全民児連が提示した活動の方針、指針等
 - ③日々の活動に関係が深い言葉
 - ④住民の支援に関係が深い制度

資料	143
----------	-----

【関係資料】

1. 民生委員法 (144)
2. 民生委員法施行令 (150)
3. 児童福祉法 (抜粋) (152)
4. 児童委員の活動要領 (154)

【全民児連が提示した指針等】

5. 福祉票の作成とその取り扱いに関する基本的考え方 (160)
6. 個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点(抜粋) (164)
7. 「証明事務」の基本的な取扱いについてのガイドライン (166)
8. 金銭の取り扱いが伴う場合の、民生委員・児童委員の支援の考え方について (173)
9. 民生委員・児童委員の研修体系 (提案) (174)

こども家庭庁の設置と民生委員・児童委員制度	184
-----------------------------	-----

委員名簿	186
------------	-----

本章では、単位民生委員児童委員協議会という組織を理解する第一歩として、法律上の位置づけを含め、その概要を紹介します。

(1) 民生委員児童委員協議会とは

①その性格と設置の目的

民生委員児童委員協議会(略称「民児協」)は、地域ごとに民生委員・児童委員が集まって結成されている組織です。そうした意味で、人の集まりである社団的性格を有しています。

全国各地で活動している約 23 万人の民生委員・児童委員(以下「民生委員」と表記)はすべていずれかの民児協組織に属して活動しています。

よくご存じのとおり、民生委員は、①地域福祉の担い手としてのボランティア、であると同時に、②行政への協力者、のふたつの性格をあわせもっています。民児協組織は、こうした性格を有する民生委員が集まって組織する社会福祉団体であることから、地域福祉の推進のために自主的に運営され、活動を行う一方、公的な性格も有しているといえます。

民生委員の活動は、住民それぞれのプライバシー、人権に大きく関わるものであり、こうした点については、民生委員個々の考え方等の相違による恣意的な対応があってはなりません。一方で、住民からの多様な相談に個人の立場だけで対応することには限界があります。民児協組織を通じて多くの関係機関・団体、当事者等とつながり、顔の見える関係を構築していくなかで、住民の抱える課題を解決していくことが可能となります。

このように、民生委員の活動を支えるとともに、その適切な活動の確保を図るための組織的保障として、民生委員協議会の設置が法的に求められているといえます。

②法定単位民児協

民生委員法第 20 条は、「民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない」と規定しています。この規定に基づき設置されているのが、いわゆる「単位民児協」です。

法律の規定に基づき設置されること、またすべての民生委員が所属する基礎的な単

位であることから、「法定単位民生委員協議会」と呼ばれます。

一方、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされており、「児童委員の活動要領」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、児童委員協議会を民生委員協議会ごとに組織することとされています。よって「民生委員協議会」は「児童委員協議会」でもあります。それゆえ「法定単位民生委員児童委員協議会」となり、略して、「単位民児協」と呼ばれます。

全民児連の調査によれば、令和3年4月現在、単位民児協は全国で1万420協議会を数えています。

(2) 単位民児協の設置区域

民生委員法第20条第2項は、「前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域、町村においてはその区域をもって一区域としなければならない」と定めています。つまり、**市区部では複数の設置が可能である一方、町村部では町村域全体でひとつの設置となる**ことが示されています。

「特別な事情があるとき」とは、市の場合でも人口や世帯数も少ないため、民生委員協議会を分ける実益がないので1区域にするとか、町村にあっても人口や地域が広く、また世帯数も多いので、数区域に分ける必要がある場合などを意味します。なお、市区部では単位民児協の連合体として連合民児協（市民児協、区民児協）が組織されています（法律上の規定はなし）。

全民児連調査によれば、連合民児協は、令和3年4月現在、全国で1,033協議会（郡の民児協を含む）あります。

(3) 単位民児協の運営

単位民児協の運営は、民生委員自身が自主的に行うべきことが期待されており、その旨が民生委員法第24条に規定されています。

民生委員法第24条は、民生委員協議会の任務を規定した条文です。詳しくは第3章で説明しますが、その第4項は「市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる」と規定しています。

これは、市町村長や福祉事務所その他の行政職員が、その構成員（会員）としてではなく、あくまで第三者の立場で単位民児協の会議に出席して参考意見を述べることを規定したものです。単位民児協を構成するのは民生委員のみであり、その運営も民生委員自身によって自主的に行われることが適当としているのです。



規模の大きな単位民児協運営の工夫

町村部はその区域全体でひとつの単位民児協とすることが原則とされているため、広域、また委員数が多いことなどにより、円滑な運営が難しいとの声があります。人口規模の大きな自治体においても、単位民児協の委員数が多く、運営が難しいという声が聞かれる場合もあります。

広域の場合は、エリア別に任意の小民児協を設定し、日常的な活動を進める方法が考えられます。また、委員の人数が多い場合は、班やグループを設けることで、日常的な活動と情報共有の単位とする（グループ長を設ける）方法や、高齢者部会などの部会活動を多様化すること、複数の部会が協働するプロジェクト型の運営、定例会の際に小グループごとに事例検討を行うなど、委員同士が双方向で運営を柔軟かつ多様な方法で進めていくことが求められます。

現在、地域住民の抱える課題は深刻化・複合化し、委員個人では対応できない場合も多くなりました。経験豊かなベテラン委員と新任委員のペア方式、ひとり暮らし男性宅に女性委員が1人で訪問することが難しい場合などの男女ペア方式も考えられます。

委員数が一定数に上る場合には、ベテランの中堅委員も一定数存在するものと考えられます。役員のみならず、こうした中堅委員を核とした単位民児協内の支え合いも期待されるところです。

最後に、「(2) 単位民児協の設置区域」に記述したとおり、単位民児協の区域は、町村において複数の区域にすることも含めて、市町村が定めるものとされています。地域の実状を十分にふまえつつ、より円滑な民生委員活動や単位民児協運営を図る観点から、区域の見直しについて、単位民児協の側から市町村に働きかけることも考えられます。

単位民児協会長の役割と心構え

本章では、単位民児協会長に期待される役割と、その役割を果たしていくうえで求められる心構えについて解説します。

1 会長とは ― 法的位置づけ

〈単位民児協の取りまとめ役〉

民生委員法第25条では、「民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長一人を定めなければならない」と、単位民児協ごとに「会長」1人を委員が互選することを義務づけています。

近年、住民が抱える生活課題の多様化に伴い、民生委員の果たす役割も拡大しています。地域福祉を進めるための活動、また地区社会福祉協議会の設置・運営や住民参加による見守り活動といった地域の組織活動などの自主的な活動も増えており、こうした各種の活動の連絡・調整は、従来から民児協を通じて行われていることから、その中心となる会長を置くこととしています。

第25条第2項は、「会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する」、また第3項では、「前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める」と規定しています。

〈会長の任期〉

会長の任期は民生委員法施行令で1年とされていますが、再任を妨げるものではありません。会長の在任期間の制約はありませんが、組織の活性化、次代の民児協を担う人材（会長等の役員候補者）育成という観点から、各単位民児協において判断していくことが望ましいと考えられます。

民児協活動には委員全員の自覚と参加への熱意が重要ですが、その会務をとりまとめ、単位民児協を代表する会長の役割も大きいといえます。したがって、会長を互選するに際しては、在職年数の長さや功績等ばかりでなく、活動可能な時間などの条件を考慮しながら選出することが大切です。

なお、会長に事故があり、会長としての職務が遂行できないときは、あらかじめ互選により定められた者が職務を代理することとされています。

前述のように、会長の在任期間の制約はありませんが、特定の人物が長期にわたって会長職を務めることによって、組織の活動が停滞することや、次代を担う人材が育

ちにくくなることのないような配慮が大切です。一方で、会長が毎年交代することも、関係機関との連携・協働の観点からも良いことではありません。**各委員の互選によって適切な人材が柔軟に選出されるよう、単位民児協として考えていくことが大切です。**

2 会長の役割

(1) 活動方針や目標の立案

単位民児協は、当該地域の民生委員が対等な立場で集い、構成される組織です。それゆえ、その活動方針は各委員の意見に基づき決定されることが適切です。ただし、各委員がそれぞれの思いを主張すると意見がまとまらないこともあります。そうしたとき、**組織の「舵取り役」といえる会長は、それぞれの意見に配慮しつつ、望ましい方向性を提案していくことが期待されます。**

単位民児協としての活動の方向性を決めるにあたっては、いま、地域でどのようなことが課題となっているか、どのようなニーズがあるか、そうした点を踏まえつつ、無理のない目標をたてていくことが大切といえます。

(2) 組織体制づくり～全員参加と各委員の特性を活かした体制づくり～

単位民児協とは、各委員が日々の活動を支え合うことで、解決困難な問題を1人で背負わず、協働した取り組みを進めるための場となることが期待されます。**会長は、委員がその特性を活かしながら一定の役割を担い、主体的に参加できる組織づくりに向けて工夫していくことが大切です。**

具体的には、①各委員が自由に意見を出し合える雰囲気があること、②本来の使命を確認し合い、原点に立ち戻ることができること、③各委員の持ち味を評価し、地域の問題解決のために活用するという視点を前提に、課題を率直に話し合い、受け止め、一緒に考えることができること、④住民、行政や社協等の関係者との情報交流が密であること、等があげられます。

単位民児協の一部には、新任の委員が発言しにくい、何を言っても変わらないといった指摘を受けるところもあります。ベテランの委員が多い組織では、一方的な情報の伝達に終始する危険性があるといわれます。ベテランの委員も、新人の時に迷い、悩み、戸惑った経験をもっていると思います。会の運営においては、新任委員への配慮が大切です。

また、組織体制づくりにおいては人材育成が大切であり、次代の単位民児協を担うリーダーを育成することも会長の重要な役割といえます。

(3) 委員1人ひとりの活動の支援

①委員が活動しやすい内外の環境づくり

民生委員の意識調査によると、活動の継続・充実にとって重要なこととして、①委員仲間による存在・協力による安心感や自分の成長を実感できること、②必要に応じた援助技術・知識の習得や、③必要な機関との連絡・連携のために単位民児協でのバックアップ体制があること、④地域住民の理解・共感を実感できること、⑤自分の生活や仕事との両立が可能であること等があげられています。

それゆえ、単位民児協会長は、各委員が互いに励まし合い、支え合える関係を作れるように導いていくことが大切です。たとえば、活動に関する相談・助言に関して定例会での事例報告を必ず行うことで、委員同士が助言のしやすい仕組みを作る等があげられます。

また、個々の委員が必要な知識や技術を身につけていくことができるよう配慮することも大切です。そのためには委員間の情報交換だけでなく、活動に必要な資料の収集や学習の機会を随時提供できる環境整備などが求められます。

さらに、委員活動が円滑に行われるためには外部環境の整備も重要です。たとえば、委員活動において他機関と連絡・連携を図っていくことは不可欠ですが、個々の委員の力量に任せるだけではうまくいかない場合もあります。それゆえ、新任委員については会長や副会長が同行しつつ関係機関と人間関係を作っていくなど、組織的にバックアップしていくことが重要です。



委員への声かけについて

委員間の人間関係を把握し、たとえばベテランの民生委員であっても孤立しないよう、状況を把握しておくことが望めます。短くとも定例会等のときに会長から一声かけてもらえると、自らが認められたと安心するものです。

特に、経験の浅い委員にとっては、種々の活動に伴う精神的な負担も大きく、会長による励ましは、活動を続けていくうえで重要な動機付けとなります。

たとえば知識や技術が不足していて適切な活動ができていなくても、何か報告や提案を受けた際には助言や否定的な評価から入らず、まずはその活動をねぎらうことが大切です。

また、助言・指導の際、まず肯定的な評価を行うことは、単位民児協内の相談のしやすさにつながっていきますので、経験年数を問わず重要なことです。

②委員それぞれへの助言・指導

会長は、会を代表する立場から、各委員の活動状況を把握することが求められます。そのためには、「活動記録」の確認や面談を通して、委員それぞれの活動状況を把握するとともに、必要な助言・指導を行うことで、各委員が安心して活動できる体制づくりを心がけることが大切です。

とくに、委員が支援困難事例を抱え込んでいる場合には、単位民児協としてチームでの支援や関係機関との調整等の支援が必要です。民生委員が基本的な役割以上のことを引き受けすぎている場合もあるかもしれません。特定の委員に負担が集中している場合はその原因を明らかにし、その改善策を検討します。

反対に活動件数が少ない委員の場合には、本人の健康状態、家庭の事情等、特段の事情があるのかを丁寧に確認し、必要に応じて負担軽減措置を考えていく必要があります。

全国の単位民児協の委員規模は数名から百名の単位までそれぞれです。規模が大きい場合は、すべての委員の支援を会長だけが担うことは困難です。副会長やベテラン委員と分担しつつ、新任委員等の支援を担っていくことが期待されます。小規模であっても、会長1人ですべてを担う必要はなく、副会長等との積極的な役割分担を考えることで手厚い支援が可能になると考えられます。

(4) 関係機関等との連携・協働の中心となる

単位民児協の活動においては、行政や社協をはじめ、関係機関・団体との連携・協働はきわめて大切です。こうした連携・協働については、第4章（59頁）で詳しく解説しますが、ここでは、そのための会長の役割や意識すべき点について説明します。

〈双方向性ある関係づくり〉

なにより大切なこととして、**関係機関・団体との連携は一方的なものでなく、双方向のものであることがあげられます。**たとえば行政との関係でも、単位民児協が協力依頼を受けるばかりではなく、行政としても民児協活動、民生委員活動を適切に支援するという関係づくりが重要です。

関係者が共通の目標をめざし、情報の共有と役割分担の合意を図り、互いに補いあいながら協働することによってはじめて地域課題を解決することができます。

〈会長としての具体的役割〉

こうした連携・協働のための会長の具体的役割としては、次のようなことがあげられます。

第1に、**単位民児協の代表者として、各委員の意見を集約し、必要な意見を述べる**こと、また必要な相談・調整を行うことがあります。これは行政や関係機関等だけでなく、市や都道府県などの連合民児協に対しても同様です。

第2に、こうした**関係機関等の役職や委員に就任することにより、両者の連携の中心となって、顔の見える関係づくりを進めること**です。問題意識、地域の課題、目標の共有、活動に関する情報共有、役割分担などが大切です。

第3には、単位民児協を構成する各委員に対し、**関係機関や団体の活動などについての情報を伝達し、組織全体としての理解につなげていくこと**です。

〈連携の窓口担当者の確認〉

会長として、こうした役割を果たしていくためには、とくに、連携先の団体・機関の誰と具体的な連絡・調整を行うのかを確認しておくことが大切です。たとえば行政の民生委員担当課、福祉事務所、児童相談所、社協、地域包括支援センター等において、誰をパートナーとするのか、またそのための方法をどうするのか（連絡会議の開催等）について、相互確認をしておくことも重要です。



「活動記録」の集約について

「活動記録」は、すべての委員に記録が求められているものです。

近年、経験の浅い委員を中心に、「活動記録」をつけることが負担との声が聞かれますが、地域住民が抱える課題の動向を把握するうえでも記録は大切です。

「活動記録」は各委員が日々記入したうえで、毎月、集計表部分を切り離し、民児協会長に提出、会長から役場や福祉事務所に提出する流れが基本とされています。活動件数のデータは、厚生労働省の福祉行政報告例に基づき、都道府県・指定都市および中核市の民生主管担当課を通じて厚生労働省に報告されます。

会長を通じて提出するのは、単に計算の誤りがないかを会長において確認するだけでなく、集計表を受け取る機会を活用し、委員それぞれへの慰労とともに、活動状況に無理がないか等を尋ねる機会とすることが期待されているからです。

近年は、自治体が活動件数報告のアプリケーションソフトが含まれたタブレット（薄型パソコン）を委員に配布するケースや、パソコンが得意な委員が、「活動記録」の内容にあわせた Excel シートを作成して活用するなど、独自の負担軽減の取り組みもみられます。

この「活動記録」をより有意義なものとしていくためには、単位民児協として集計した結果を定例会に報告し、皆で協議するために用いること、また、記録から見えてきた課題について、その対応を行政や社協などと協議するとともに、日々の活動に反映させていくことなどが考えられます。

3 会長の心構え

(1) リーダーとして期待されるもの

単位民児協のリーダーである会長に望まれることは、

- ・その地区の委員活動が円滑に展開され、また1人ひとりの委員にとって充実した活動になるよう単位民児協に所属する委員とともに活動すること、
- ・目標を明確にし、各委員と関係者をつなぐ役割を担うこと、

であり、そのためにリーダーは、委員を動かす力、そして関係者に与える影響力が求められます。

一方で、会長は民児協の代表者ではありますが、経営責任を担う社会福祉法人の理事長などとはその性格が異なります。社会福祉法人のように、指揮・命令に基づき運営が行われる「垂直型」の組織とは異なり、民児協は会長を含めたすべてのメンバーが対等な「水平型」の組織といえます。

なお、単位民児協の目標は、各委員に理解され、活動の意欲を高めるものであることが望まれます。そして各委員が共通の認識をもち、共に活動しようという意識になるためには、日頃のコミュニケーションが大切です。そのために、各委員への助言等を含め、**日頃から単位民児協活動全体を把握し、各委員と理解し合い、合意できる目標を示すリーダーであることが期待されます。**

ただし、会長だからといって、すべてを1人で背負い込むべきものではなく、副会長や中堅委員をはじめ、メンバーと共に活動し、共に育つという姿勢が大切です。最近では、民生委員となって1期目や2期目で単位民児協会長となるケースなど、経験が浅い会長も増えてきています。会長だからすべての責任を背負わなければならないのではなく、他の役員や中堅委員との役割分担をためらう必要はありません。

(2) 単位民児協運営において留意すべきこと

単位民児協内で互選により決定された会長は、リーダーとして以下の点に留意することが望まれます。

- ▶ 必要に応じて、活動推進のための部会・委員会等の設置を提案すること（組織運営の部会や課題別の部会等が考えられます）。
- ▶ 月に1回以上の定例会を開催し、委員同士の連携を図るとともに、困難な課題を抱える世帯への支援の方法等についての検討を行うこと。また、必要な研修機会を確保すること。
- ▶ 定例会等においては、地域福祉の推進に向け、活動の重点方針、また各年

度の事業計画を提示し、メンバー全体の合意形成を図ること。

- ▶ 単位民児協運営には、情報の伝達、決定、問題解決等を目的とした会議とともに、問題解決の手法を提案するような委員の発想を重視する会議も必要であり、目的によって会議の工夫をしていくこと。
- ▶ 各委員が民児協活動に主体的に参加できるよう、①誰もが意欲をもって活動に参加できるような民児協の雰囲気づくり、②多くの委員の声に耳を傾け、合意や共感に基づく単位民児協運営への配慮、③1人ひとりの委員の家庭や就労等の状況、また活動上の負担などへの配慮、④他人任せではなく、自ら活動の先頭にたった行動、等が大切です。



リーダーシップについて

リーダーとしての判断や行動に絶対的な正解はありません。それぞれの状況において適切な判断や行動ができるか問われています。当然、それぞれの力を過小評価してはいけませんし、過剰評価することも問題です。

今までの個人あるいは集団に特徴的な行動パターンを見て、対応策を考えること、さらに将来どのような行動をするか考え、望ましい姿をイメージすることが必要です。そのために、リーダー(LEADER)に必要な能力をアルファベットに当てはめ、以下のように説明されることがあります。

- ・ **L**isten 傾聴能力（相手の立場に立って聴ける）
- ・ **E**xplain 説得能力（相手がわかる言葉で説得できる）
- ・ **A**ssist 共感能力（相手の身になって支援できる）
- ・ **D**iscuss 討議能力（納得し合えるまで十分に話し合える）
- ・ **E**valuate 評価能力（的確に評価できる）
- ・ **R**espond 遂行能力（期待されたことに応えられる）

リーダーである民児協会長等には、それらの能力を活用し、各委員が活動しやすい環境をつくり、また困難に直面した時に、一緒に解決策を考えることに努めていただきたいと思います。

本章では、単位民児協の組織とその役割を紹介します。組織では、その構成員や役員、事務局、活動のために設置する部会等を解説します。

次いで機能や役割として、民生委員法第24条に規定される「民生委員協議会の任務」について、その条項に即して解説します。加えて、単位民児協の役割としてとくに大切な各委員への支援に関して、新任委員、主任児童委員への支援について記します。

1 単位民児協の組織

(1) 構成員、役員、事務局

① 構成員

単位民児協は、その民児協が担当する区域に属する民生委員で構成されます。

前述のように、市町村長および福祉事務所その他の行政機関の職員は、その構成員としてではなく、あくまで第三者の立場で単位民児協の会合に出席し、参考意見を述べることができるとされています。これは、単位民児協の運営はあくまで民生委員自身が自主的に行うべきものであるからです。

〈委員数〉

全民児連が平成28年に実施した「民生委員制度創設100周年記念全国モニター調査」（以下、全民児連全国モニター調査）によれば、同じ単位民児協とはいえ、委員数は下表のように相違があります。主任児童委員は、委員定数が39人までの単位民児協の場合は2人、40人以上の場合は3人をおくことが原則とされており、全国90.3%の民児協で2人となっています。

とくに委員数が多い場合には、委員同士の意思疎通や情報の共有等、単位民児協としての一体性を確保していくうえで工夫が必要な場合も考えられます。

法定単位民児協の委員定数の分布 全国 9,260 民児協

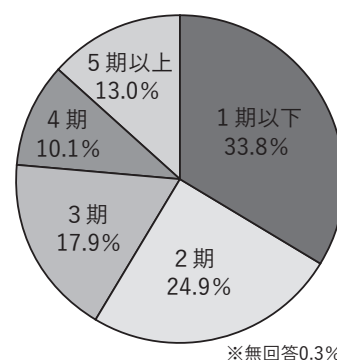
定数	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	無回答
%	11.7	40.0	27.7	10.9	3.5	4.3	1.9

〈経験年数〉

全民児連全国モニター調査によれば、単位民児協に属する民生委員の在任年数は、右図のようになっており、1期目と2期目の委員で58.7%を占めています。それだけに経験の浅い委員の活動を支援する必要性が高まっているといえます。

もちろん単位民児協ごとに所属委員の在任年数は異なっていると考えられますが、新任委員が多い場合には、まず新任委員の活動を支えることに注力するなど、単位民児協を構成する委員の経験年数等に応じた配慮も必要となります。

民生委員・児童委員の経験年数
N=170,683
(主任児童委員は除く)



②役員

単位民児協の役員としては、組織を代表する会長のほか、会長を補佐し、その職務を分掌する副会長、および監事を選任することが一般的です。

会長については、1人を委員の中から互選することが民生委員法上義務づけられていますが、他の役員は名称や人数が法的に規定されているものではありません。各単位民児協において、それぞれの規模などを勘案し、自ら会則等で定めていくこととなります。

〈副会長〉

副会長は、会長の補佐役として、単位民児協運営や外部の団体・機関との連絡調整を会長と分担する役割を担うべき者です。市町村合併などにより広域の単位民児協では、エリア別のリーダーとなる場合もみられます。

なお、病気やけが等により会長が会長としての職務を遂行できないときは、あらかじめ定められた者が職務を代理することとされており（民生委員法施行令）、基本的に副会長がこの任にあたります。それゆえ副会長を2人以上おく単位民児協では、会長の職務代理者となる副会長を定めておく必要があります。

〈監事〉

監事は、会計面を含め、単位民児協の活動が適切に行われているかをチェックし、気づいた点があれば会長に意見を述べるほか、定例会等で課題提起を行う役割を担うことが考えられます。

〈その他の役員〉

規模の大きな単位民児協の場合には、役員として「理事」や「幹事」をおく場合もみられます。たとえば、広域であって単位民児協内を複数のエリア（地域）に分けて活動している場合、エリアごとの代表者を理事や幹事としている場合があります。また、活動上の「部会」や「委員会」を設置している場合、その長を理事や幹事としている場合もあります。

会長、副会長の負担軽減とともに、より幅広い視点からの単位民児協運営、さらに次世代の会長、副会長候補者の育成にもつながることが期待されます。

〈役員会〉

定例会とは別に、こうした役員のみによる会議（役員会）も広く全国的に行われています。全民児連が平成24年に実施した「法定単位民生委員児童委員協議会活動実態調査2012」（以下、全民児連実態調査2012）によれば、いわゆる「三役会議」（会長、副会長、監事）は全国43.9%の単位民児協で開催されています。三役会議では、定例会に提出する議案や、行政・関係機関からの協力依頼事項についての対応方針、さらには事業計画や予算の原案、地域別・部会等別の活動状況に関する情報交換などが行われることが多いといえます。

なお、全民児連実態調査2012によれば、全国の単位民児協での年間の三役会議の開催回数は半年に1回程度が最多で、次いで月例となっています。これは、単位民児協の規模により開催頻度も異なっていることがうかがわれます。

全国の単位民児協における年間の三役会議の回数（平成23年度実績、3,466民児協）

2～3回 32.2%、10～12回 25.9%、4～6回 20.8%、1回 11.8%

とくに所属委員数が多い単位民児協では、定例会において十分な協議が困難な場合もあることから、こうした役員会を定期的で開催することで、役員が地域ごと、また各委員の活動状況を把握する機会として重要といえます。

単位民児協はすべての委員が対等な立場で積極的に活動に参加することが期待される組織です。役員のみが活動に責任を負うべきものではないと同時に、少数の役員のみで重要事項を決すべきものでないことにも注意が必要です。委員全員による会議と役員会との役割分担の明確化が大切といえます。

③事務局

民児協活動は、所属する委員と事務局担当者が両輪となっこそ、充実した活動が展開されます。単位民児協でも定例会の準備や委員への情報提供、関係機関との連絡調整、住民等への広報活動など、円滑な運営のために事務局が果たすべき役割は大き

いものがあります。事務局職員には、民生委員・児童委員制度や活動への適切な理解が求められます。

〈民児協事務局の設置状況〉

全民児連全国モニター調査によれば、単位民児協の事務局（機能）の状況は以下のとおりであり、全体では「会長等の役員」が担っているところが多くなっています、しかし、市区部と町村部では状況が大きく異なります。町村部では約 97%を行政もしくは社協が担っている一方、市区部では「会長等の役員」が全体の 3 分の 2 を占めています。

その理由として、町村部は原則として町村域全体で 1 つの単位民児協であることから行政や社協が事務局を担当することが一般的であるのに対し、市や区においては、その区域内に単位民児協が複数設置されているため、それぞれの地域範囲に対応した行政機関や社協がなく、単位民児協会長などが自宅で事務局機能を担わざるを得ない場合が多いからと考えられます。

全国の単位民児協における事務局の設置状況（平成 28 年、9,260 民児協）

①全数での状況

会長等の役員 36.0%、行政 39.1%、社協 15.7%、その他 3.2%、無回答 6.0%

②市区部と町村部別での状況

【市区部】会長等の役員 39.6%、行政 35.5%、社協 15.1%、その他 3.5%、無回答 6.3%

【町村部】行政 73.0%、社協 20.8%、その他 0.8%、無回答 2.3%、会長等役員 3.1%

〈事務局機能の強化のために〉

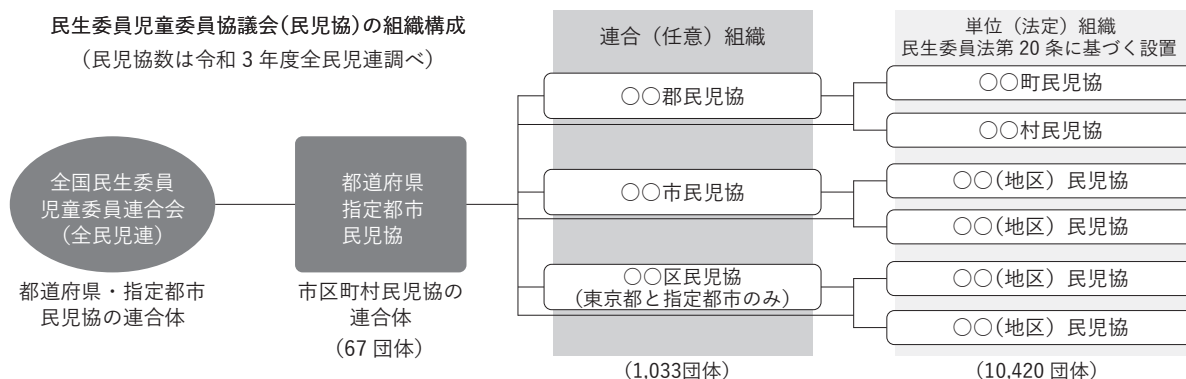
事務局による民生委員活動へのサポートはきわめて重要ですが、事務局の形態によっては、その特徴が異なることがあります。

民生委員活動の範囲は広範であることから、行政の関係部署も多岐にわたります。行政に民児協事務局がある場合には、民生委員活動、民児協活動に不可欠な市区町村行政、福祉事務所、児童相談所等、行政機関との連携・協働が円滑に進みやすいという利点も考えられます。一方、地域福祉推進の中核的団体である社協に事務局がある場合には、地域におけるきめ細かい住民支援の取り組みを関係者と協働して進めることに資すると考えられます。

とくに市部・区部においては、前記のとおり単位民児協事務局機能を会長等の役員が担っており、これが会長等の負担ともなっている面があります。今後、民児協活動の充実のためにも、行政や社協との協議を進めるなかで、たとえば行政の支所等、事務局機能を確立していくことも重要テーマと考えられます。

(2) 連合民児協との関係

既述のとおり、民児協組織は単位民児協を基本に、下図のように郡や市区、都道府県・指定都市、そして全国と各段階に設置されています。単位民児協に対し、これらの民児協は「連合民児協」と呼ばれます（ただし民生委員法上の規定はなし）。市内・区内にある各単位民児協が集まって市や区、郡など全体での民児協を構成することから「連合民児協」と呼ばれているのです。



市区の民児協や都道府県・指定都市民児協は、より広域での課題対応、単位民児協相互の連絡調整、各種情報提供、専門的研修の実施などの役割を担っています。とくに市部・区部においては、単位民児協ごとに市役所等と関係をもつことが難しい場合もあり、市や区の連合民児協と連携を図りつつ活動を進めていくことで、行政や社協との連携を効果的に進めることにもつながります。



連合民児協による単位民児協支援

市や区、さらに都道府県・指定都市段階の連合民児協には、より積極的に単位民児協を支援していくことが期待されています。具体的には以下のような取り組みであり、各地で取り組みも進んでいます。

- ① 民生委員の活動環境改善のための市区の行政や社協への働きかけ
- ② 会長に交替があった単位民児協への支援
- ③ 単位民児協単独では設置や実施が難しい研修等の実施
会長や中堅委員の専門的研修の実施、主任児童委員の連絡組織設置や研修
- ④ 個人情報の取扱い等、委員活動に関連する県（市）内ルールの提示
- ⑤ 市区町村段階での実施では参加に遠慮が生じる民生委員向けの相談会の開催やメンタルヘルス事業の実施

2 単位民児協の機能と役割

単位民児協が果たすべき役割について、民生委員法第24条はその「任務」として次のとおり規定しています。以下、その条項に従い説明します。

民生委員法

第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
 - 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
 - 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
 - 四 必要な資料及び情報を集めること。
 - 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の習得をさせること。
 - 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
- 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
- 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

(1) 委員の担当区域、担当事項の決定（第1項第1号）

①担当区域の決定

民生委員それぞれが担当する区域は単位民児協が定めるものとされています。つまり、各委員（主任児童委員を除く）がどの区域（地域）を担当するのかは、それぞれの単位民児協で自主的に決定すべきこととされています。

このとき、**ひとつの区域を担当する委員の人数は1人に限定されるものではありません**。現在、全国的にも大部分の区域は1人の委員で担当されていますが、たとえば相次ぐ高層マンションの建設など、世帯数が急増している地域、また相談支援を必要とする者が多く、1人の委員で担当するのは困難が伴う地域等、**その実情に応じて複数の委員で担当することが考えられます**。その際、男女ペアで1区域を担当することで訪問活動をしやすくする、といった工夫も考えられるところです。

②担当事項の決定

単位民児協は、それぞれの委員が担当する事項を定めるものとされています。ここでいう「担当事項」とは、たとえば法律問題、医療・保健問題、住宅問題等、一定の専門性を要する事項をいいます。単位民児協内にこうした分野の専門的知識を有している委員がいる場合に、その専門性を活かして相談に応じてもらおうという考え方で、す。ただし、すべての単位民児協でこうした「担当事項」を定めておかなければならないというものではありません。単位民児協の規模や各委員の経歴などを勘案して判断することで構いません。

全国的には、たとえば「生活福祉資金担当委員」をあらかじめ定めておくといった例がみられます。

なお、担当事項をもったとしても、当該委員が区域を担当しないということではありません。

(2) 委員活動の支援

①委員の職務に関する連絡調整（第1項第2号）

民生委員活動において対応する住民の課題のなかには、見守りにより解決するものも少なくありませんが、専門的な支援を必要とする課題も多いといえます。

公的サービスの種類も支援機関も多様化するなか、適切な機関につなぐといっても、どこにどうつなげばよいのか、それを判断するには一定の知識が必要です。とくに経験の浅い委員は、複雑な課題を抱える世帯の場合にどのような支援につなげていいのか判断に迷うこともあると考えられます。

単位民児協は、委員が判断に迷う場合に情報提供を行ったり、代わりに連絡調整を行ったりする役割があります。事務局や会長がそのような情報収集、情報提供、連絡調整を担うこともありますが、単位民児協内部で分担したり、先輩委員の助言・協力を得ていくことにより、必要な連絡調整をよりスムーズに行うことが可能となります。

また、連合民児協の協力を得た方が適切な事柄については、単位民児協間で適宜連携を図っていく必要があります。

②関係行政機関との連絡（第1項第3号）

民生委員は、生活保護法をはじめ福祉各法において行政の協力機関として位置づけられており、民生委員法第14条で福祉事務所やその他の行政機関に協力することが職務として規定されています。

行政との関係では、個々の委員活動において行政との連絡調整を行うこともありますが、複数の委員が共通して抱えている課題などについては、単位民児協組織として

行政機関と協議が必要な場合もあります。民生委員活動における行政との連携の重要性に照らせば、定期的に連絡会議を開催することが期待されます。現状では、定例会に行政の担当者が出席するものの、一方的な報告や説明に終始することが多いと指摘されており、より実効ある協議の時間の確保が課題といえます。

③資料および情報収集（第1項第4号）

民生委員が住民から受ける相談内容はきわめて多様です。高齢者福祉や児童福祉等、分野別の情報量は多く、それゆえ取捨選択が難しく、結果的に適切な情報が行き渡らない、また、説明がなければ情報の理解が困難となる場合もあります。なにより地域に密着した情報が委員活動には不可欠です。

委員活動をより効果的に展開できるよう、単位民児協は、①委員活動に必要な情報や資料について、最新のものを、体系的に、わかりやすく届けること、②各委員が活動から得た地域の情報や研修等から得られた有用な情報を収集し、定例会等を通じて組織全体で共有していくように努めること、が大切です。

また、他団体から提供された資料、講演会の案内なども、委員活動と関係があれば全員に配布する、直接的な関係が薄ければ会議の前後に閲覧できるようにする等、内容に応じて情報提供を行うことが期待されます。

④必要な知識および技術の修得（第1項第5号）

住民の生活課題が多様化するなか、民生委員に寄せられる相談内容も複雑化してきました。問題を深刻化させないためにも初期対応、早期支援が望まれますが、そこにつなげるためには委員の力量を高めていくことが不可欠です。

活動に必要な知識や、住民からの相談を受け止める傾聴等の技術の習得については、各委員の主体性によることも期待されますが、その環境整備を図ることは、単位民児協の役割のひとつといえます。**たとえば、身近な研修機会として、定例会等を活用した事例発表会等の勉強会を開催することが考えられます。**

就業や家庭の事情等のために研修の時間を確保することが難しい委員もいます。そのために、限られた時間で効果的・効率的に学べる環境作りが必要となってきます。都道府県や社協が行う研修への参加等も含め、単位民児協として年間の研修計画を策定することが期待されます。

研修を通じて、委員1人ひとりが活動の意義と手応えを感じるようになることや、委員同士のつながりを深めることが、活動にもよい影響を与え、また民児協組織の活性化にもつながることが期待されます。

なお、第1項第6号では「その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること」とあります。たとえば定例会の開催をはじめとして、民生委員活動を支える

単位民児協組織の運営に関する事項などが考えられます。

(3) 住民の代弁者としての意見具申（第2項）

民生委員法第24条の第2項は、民児協の意見具申について規定しています。

民生委員の職務に関するあらゆる事項に関して、民児協や民間活動では解決できない課題について、行政による解決や必要な施策の充実を求めるもので、「**住民の代弁者としての民児協の重要な役割**」ということができます。

意見具申の相手である「関係各庁」とは、意見具申の内容について、一定の権限を有する市町村長、都道府県知事、各省大臣をさしています。

意見具申の方法は、市区町村長との懇談を通じた直接的なものだけでなく、「地域福祉計画」などの行政計画の策定委員会、「地域ケア会議」や「要保護児童対策協議会」など行政が設置あるいは関与する会議体に民児協として参加し、日々の委員活動のなかで把握した生活課題のある地域住民や世帯の状況や求められる支援やサービスを提案することも意見具申のひとつと言えます。一方でこうした会議体では、一方的に報告提案するのではなく、参加する行政や他の団体とともに解決策を考え、協働して実践するという立場も必要になります。

(4) 地域活動の推進（第3項）

民生委員法第24条第3項にいう民児協として加わる組織とは、例えば市区町村社会福祉協議会や当事者組織（障がい者本人や家族・親の会、老人クラブなど）、福祉関係団体の協議体など、市区町村を区域に設置する福祉関係の団体を意味します。民児協が組織として、それらの団体において、部会などの組織として活動することも含むとされています。

地域活動を見ると、民生委員や民児協が社協の地域組織化活動の中心となっている例や、サロン等の活動に民生委員が加わり、他の組織や団体のメンバーと協働して活動することによって、住民の生活課題を把握し、早期発見と早期対応を進めている例も数多く見られます。

これは、民生委員の「協働者としての役割」でもあり、また民生委員活動を多くの住民に知ってもらう良い機会にもなっています。**民児協として委員の実際の活動の情報を集め、民生委員活動を、地域に根ざしたより広い活動にしていこうに取り組むを検討することが大切**になっています。

(5) 行政との連携に基づく活動の推進（第4項）

民生委員法第24条第4項は、民児協運営に関する行政との連携のあり方を示したものといます。

第1章（2頁）においても説明しましたが、この規定は、市町村長や福祉事務所等の行政機関の職員が、第三者の立場で民生委員協議会に出席し、意見を述べることを認めたものです。ここでいう「民生委員協議会に出席して」とは、主に定例会への参加があげられます。

その趣旨は、公的な社会福祉活動と民児協活動とを効果的に連携させ、より一層の効果をあげることが期待するものであり、民児協として行政との連携に基づく活動の推進を図っていくことの重要性を表しています。

しかし同時に、この規定は、行政の側においても民児協の活動を支援していく必要性があることを示唆していると解することができます。

3 単民児協の運営体制

(1) 全員参加と役割分担

〈水平型組織の特性〉

前述のように、単位民児協はすべての委員が対等な立場で活動に参加する水平型の組織です。一般に、水平型組織は垂直型組織に比べて意思決定に要する時間が短く、情報の共有や業務に関する権限移譲がなされることから、創造的な活動が展開しやすく、コミュニケーションにおいても前向きな議論がしやすいといわれています。しかし、その反面、新人育成がおろそかになる傾向や、構成員の思いが拡散し、組織としてまとまらないといった課題があることも指摘されています。

〈真の全員参加のために〉

こうした特性を有する単位民児協において、所属委員が不満を抱く背景には、①自分のやりたいことができない、②組織の決定に参画できない、③リーダーのやり方に不満がある、④組織の他のメンバーに不満がある、⑤組織内の雰囲気が悪い、などの要因があるといわれています。

真の意味で全員参加を成り立たせるためには、まず、誰もが経験年数に関係なく、自由に、お互いを尊重しつつ意見を言える雰囲気づくりが大切です。定例会の進め方を工夫することや、委員同士が日常的に良好なコミュニケーションを図ることができるよう配慮することも必要です。

また、活動内容をベテラン委員がすべて決めてしまえば、それ以外の委員の意欲が低下してしまいます。そのような事態に陥らないよう、**組織として物事を決定するに際しては、できるだけ多くの委員が参画できるシステムづくりが必要**となってきます。

さらに、役割分担も大切です。立候補者がいないからといって、会長や副会長等がすべての役割を担っていたのでは、次代の民児協を担う後任者は育たず、組織は活性化しません。組織運営に関する事項は、現在は不慣れでも、時間をかければできるようになりますし、それぞれの職業経験・人生経験を生かして担える役割分担があるはずです。

(2) 活動を進める体制（部会・委員会等）

活動を進めるために、部会や委員会を設置する単位民児協も増えています。

部会や委員会は、単位民児協活動のために組織内に設置されるもので、比較的少人

数で構成されます。部会、委員会という名称の相違について特段の定めがあるわけではありません。単位民児協ごとに部会もしくは委員会の呼称を選択しています。ここでは、「部会等」という言葉を用いて記します。

①部会等を設置する意義

単位民児協の委員規模はそれぞれ異なりますが、町村や規模の大きな民児協では50名以上のところもあります。定例会は全員参加で活発な協議が期待されますが、人数規模が大きくなれば、現実的には全員が発言する機会を確保するには困難も多いと考えられます。

そのために部会等を設置することが考えられますが、部会等を設置することには大きく以下のふたつの意義があるといえます。

- ▶ 第1に、比較的少人数の集団を設置することで、1人ひとりが十分に発言する機会が確保され、そのなかで積極的な単位民児協活動への参加が期待されること。
- ▶ 第2に、部会等がそれぞれ特定の分野の課題等について継続的に取り組むことで、単位民児協として深い掘り下げが可能となること。

今日、住民の抱える多様な課題に対応していくためには、個々の委員の相談支援活動のみならず、単位民児協による組織的、計画的な対応も大切と考えられ、そうした面から部会等を設置する意義は高まっているといえます。

②「組織運営に関する部会等」と「活動分野別（課題別）の部会等」

部会等は大きく、「組織運営に関する部会等」と住民の課題に基づく「活動分野別（課題別）の部会等」に分けることができます。

前者は、たとえば単位民児協内での研修や広報などを担当する部会といったものです。一方、後者は高齢者福祉、障がい児者福祉、児童家庭福祉、生活保護等、委員活動の対象者や課題別に部会等を設置するものです。

それぞれの性格の部会等を共に設置することも問題ありませんし、とくに分野別の部会等は、地域の課題の状況に応じて適宜見直していくことも考えられます。

③部会等のメンバーはどう決めるか

部会等のメンバーをどう決めるのかという点では、まず部会等をいくつ設置するのかを検討する必要があります。

活発な論議が期待される部会等にあっては、それぞれの委員数も比較的少数であることが望ましいといえます。一方、すべての委員がいずれかの部会等に参加し、活動

するという方針があるのであれば、それを踏まえた数の部会等を設置することが考えられます。

そのうえで、1年、もしくは任期単位の3年間固定の所属とするのか等も全員で協議し、所属を決定していくことが望ましいといえます。

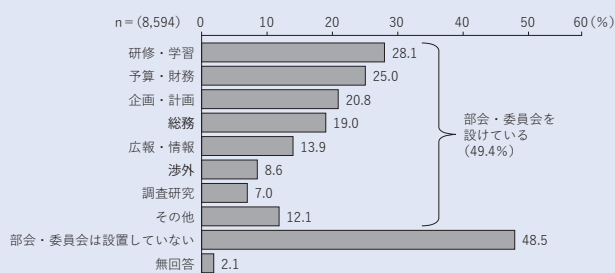


データファイル

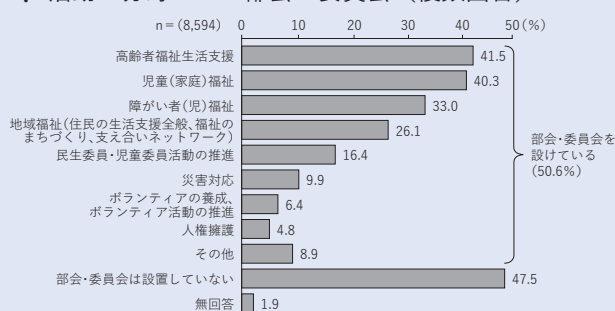
全国の単位民児協における部会等の設置状況

全国の単位民児協ではどのような部会等を設定しているのか、全民児連単位民児協活動実態調査 2012 からみてみます。

1. 組織運営に関する部会・委員会（複数回答）



2. 活動の分野ごとの部会・委員会（複数回答）



「組織運営に関する部会等」、「活動分野ごとの部会等」に分けて見ると、グラフにあるように、全国の単位民児協では、部会等の設置率はいずれも約半数程度となっています。委員規模の小さい単位民児協の場合、部会等を設置せず、委員全員で各分野の活動に取り組んでいることが考えられます。

なお、前者では「研修や学習」に関する部会等が最多であり、後者では「高齢者福祉」の部会等が最多となっています。

4 委員活動の支援と連携

(1) 委員の協働による相乗効果への期待

これまでも述べているように、単位民児協においては、各委員が連携・協働を意識していくことが大切です。

単位民児協内での**委員同士の支え合い、連携・協働は、 $1 + 1 = 2$ ではなく、 $2 + \alpha$ というように、1人では実現が難しいことであっても、他の委員の知恵や力を得ることによって実現できる可能性を示しています。**

そして、その効果を高めるためには、定例会や事例検討会等の効果的運営が不可欠です。会議の目的やテーマを明確にし、時間厳守、有効な資料づくり、会議の終了に際して結論を具体的に確認すること等の配慮が必要です。

また、子どもや子育て家庭に関する課題では、区域担当委員と主任児童委員との連携が大切であり、適切な情報共有のもとで、地域の関係機関との連携に基づく支援も重要となります。とくに自治会・町内会、自主防災組織等とは、地域住民の課題は地域全体の課題としての共通認識が大切といえます

(2) 新任委員への支援

現在、単位民児協運営においては、新任委員をいかに支えるかが大きな課題といえます。

近年の一斉改選では、毎回、全国約23万人の民生委員の約3分の1が退任し、新たな委員に交代している現状があります。そのなかでは、新任委員の退任も一定割合を占めており、就任からわずか数か月で退任を申し出るといったケースも増加しています。まさに「1期目の壁」といわれる課題です。

民生委員活動は年月を重ねるなかで住民の相談支援に関する力量が高まっていくことから、住民のためにも1期での退任は残念なことといえます。会長をはじめ、副会長、中堅委員が協力し、新任委員を支援していくことによって、2期目、3期目と活動を続けていってもらえるような民児協となることが期待されます。

① 1期での退任の背景に考えられるもの

新任委員が就任後すぐに、また1期で退任してしまう背景として、以下のように、委員就任前に本人が思っていた活動との相違や、単位民児協運営に関する不満等がよく指摘されています。

- ▶ 実際の活動内容が、就任前に聞いていた話と大きく違う（例：事前に聞いていたのは、「毎月の定例会に出てくればいい」といったもの）。
- ▶ 依頼される活動量がきわめて多く、とても対応できない。
- ▶ 活動に伴って、精神的な負担や経済的な負担が大きい。
- ▶ 単位民児協内で、自分の意見を言っても聞いてもらえないなど、その運営や雰囲気にも不満がある。

もちろん退任の理由としては、本人や家族の病気や介護、転勤、転居等もありますが、多く指摘されることとして、委員活動の実態が想像していたものと異なるということがあります。

委員就任前の説明段階において、なんとか「なりて」を確保したいとして、委員活動の実態とかけ離れた説明を行ってしまうこともあります。就任後、短期間での退任防止のためには、適切な説明がまず大切と考えられます。

②組織として新任委員を支えていくために

新任委員は、経験に乏しいなか、住民からさまざまな相談を受けることで、精神的に不安や負担を感じ、ときには孤立感も感じることもあると思います。

それだけに、会長をはじめ、副会長や経験豊かな中堅委員などが日々の活動において新任委員を支えていくことはきわめて重要といえます。

具体的には、以下のような取り組みが考えられます。

- ▶ 就任時、前任委員との引き継ぎの際に会長が立ち会い、助言を行うことで、以後の活動に対する精神的な負担を軽減する。
- ▶ 就任後、一定期間は会長や副会長、中堅委員が新任委員とペアで活動を行うことにより、不安の軽減や随時の相談や助言を可能とする。
- ▶ 近隣区域委員による班活動を通じて孤立感の防止を図る。
- ▶ 定例会において、新任委員が悩みを含め、積極的に発言できる雰囲気づくり（昼食をとりながらの定例会や、定例会後の親睦会の開催等）。

とくに会長は、新任委員とのコミュニケーションを通じて、日々の活動のなかでどのようなことを思い、悩んでいるのかを把握し、早期に必要な助言や支援を行っていくことが期待されます。



新任委員を支える具体的取り組み

新任委員を組織として支えていくために、各地の単位民児協ではさまざまな取り組みが行われています。その一部をご紹介します。

○活動記録の記入に関する勉強会の開催

- ・ 新任委員を含め、自宅が近い数名の委員がグループとなって、自らの活動を紹介しあいながら、それに基づく「活動記録」の記入について自主的な勉強会を開催

○相談カードの活用

- ・ 新任委員に相談カードを渡しておき、わからないこと、相談したいことがあればカードに記して会長に提出してもらい、面談を実施

○電話相談会の開催

- ・ 正副会長が相談員となり、毎月1回の電話相談会を実施

(3) 主任児童委員への支援

①主任児童委員に期待される役割

児童福祉法および「児童委員の活動要領」に基づき主任児童委員に期待されている事項のうち、特有の役割としては以下の点があげられます。

- ア) 関係機関と区域担当児童委員との連携の窓口となること
- イ) 区域担当児童委員の行う活動への援助・協力

ア) は、市区町村や児童相談所、学校等の関係機関・団体、また地域住民組織と民児協をつなぐ窓口の役割を主任児童委員が果たすことです。日頃から関係機関と顔の見える関係、風通しのいい関係を作ることが期待されています。

イ) は、区域担当の児童委員との連携・協働ということです。主任児童委員の活動区域は単位民児協が担当する地域全体といえ、広域であることから、個別の子育て世帯への相談支援は基本的に区域担当委員が担うこととされています。しかし、子どもや子育て家庭が抱える課題は多様で、ときに専門性も必要であることから、主任児童委員が積極的に区域担当委員と連携・協働することが期待され、さらに関係機関と連携した支援にもつなげていくことが期待されます。

②主任児童委員の活動

令和元年度に全民児連が全国426人の主任児童委員を対象に実施したアンケート結果では、15%の委員が区域担当委員との連携について「連携できていない、あまり連携できていない」と回答しました。

前述のように、主任児童委員に期待される役割として、関係機関と単位民児協、区域担当委員とのつなぎ役になるということがあります。そうしたなか、全国的にみると、主任児童委員は、学校との情報交換、子育てサロン活動、児童生徒の登下校の見守り、不登校・児童虐待・貧困家庭等への支援等において単位民児協の中心的役割を担っています。とくに近年は、小中学校の行事への参加・協力や、要保護児童対策地域協議会の実務者会議に参加する例も多くなっています。

さらに、単位民児協内の児童福祉関係の部会のリーダーとなっている例も多くみられます。

③主任児童委員への支援

主任児童委員は単位民児協に2人～3人しかおらず、その交代があった場合に、主任児童委員同士での引き継ぎや、新任の主任児童委員に対する活動上のアドバイスが難しいという課題があります。

そうしたなかで、主任児童委員が単位民児協のなかで孤立感を感じる、またどのような活動をすればいいのかで悩む、といったケースも多くみられます。**同じ仲間として主任児童委員がその力を発揮できるよう、単位民児協全体として主任児童委員活動への理解と支援が大切となっています。**そして会長にはその中心的な役割が期待されます。なにより単位民児協を構成する委員全員で主任児童委員の役割を正しく理解し、共に活動していくことの意義を共通認識とすることが重要といえます。



児童委員・主任児童委員支援に必要な視点

全国社会福祉協議会「地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題に関する調査研究」（令和元年度）では、民生委員・児童委員、主任児童委員活動の環境整備と充実・強化を図るために必要な視点について、次のとおり提言していますので、ぜひ参考にしてください。

【提言】

- ① 民児協会長を中心とした組織的な活動であること
- ② 多様な関係機関・団体と連携、協働した活動であること
- ③ 参加者のニーズに応じた活動であること
- ④ PDCAサイクルを活用した活動の振り返りと見直しを行うこと
- ⑤ 活動をとおしてやりがいや達成感を感じ、楽しむこと
- ⑥ 働きながら活動を続けることができるための環境整備を図ること
- ⑦ 民生委員・児童委員、主任児童委員活動の周知を図ること
- ⑧ 主任児童委員の活動の質の向上
- ⑨ 活動の継続に向けた運営費、活動拠点などの確保に向けた支援
- ⑩ 主任児童委員が民児協の中で孤立しないようにしていくこと

本章では、単位民児協の活動について解説していきます。単位民児協の活動は、所属委員の日々の活動をそれぞれの状況に応じて適切に支援することに加え、単位民児協という組織としての事業を、あらかじめ定められた方針に基づいて関係機関等と連携しつつ、計画的に実施する点に特徴があります。

以下、単位民児協が取り組む具体的活動についてその意義や留意点を紹介するとともに、そうした活動を組織的に展開するための活動方針の考え方、さらには重要な意義を有する定例会と研修、関係機関との連携・協働について、そのポイントを紹介します。

1 単位民児協として行う各種活動

(1) 相談等活動

民生委員に期待される役割の基本は、住民の身近な相談相手となり、相談内容に応じて適切な支援につなぐことにあります。こうした住民への相談支援活動は、委員それぞれが、日々担当地域において取り組むものとされています。

しかし、地域には、課題を抱えていても、民生委員を含め誰にも相談できず困っている住民が存在しています。たとえば、

- ▶ どこに相談していいのかわからない
- ▶ 民生委員に相談したくても、地域の民生委員が誰かわからない
- ▶ 近隣住民の目が気になり、地域では相談しづらい

といった理由で相談に至らない例も多いと考えられます。また、民生委員にとっても、困りごとや生活課題のある住民を把握し、関わることは難しさがあります。

こうした課題の解決策や相談活動の入口として、単位民児協で「相談会」を実施したり、サロン活動などさまざまな地域住民の居場所と関わりをつくったりすることが考えられます。

〈相談会（心配ごと相談・福祉なんでも相談等）を通じて住民の相談を受け止める〉

住民のさまざまな困りごとを身近な地域で受け止め、支援や解決につなげるために、昭和 30 年代から民児協と社協が協力して「心配ごと相談事業」を実施してきました。近年は、福祉施策の充実に伴い分野ごとの相談機関が増えてきましたが、住民にとっては、自分の困りごとを解決するための相談先がどこかわからなかったり、敷居の高さを感じたりしています。

そこで単位民児協が地域活動の拠点となっている公民館などを活用し、社協等の専門職のバックアップを得ながら、一層身近な地域で「福祉なんでも相談」などの「相談会」を実施する単位民児協も増えています。

こうした相談会は、行政の「市民だより」や各戸配布のチラシ等で情報提供することで、困っている人びとを具体的な相談に結びつけることが期待されます。

〈サロン活動等を通じて相談につなげる〉

民児協が行うサロン活動などは、課題を抱えながら誰にも相談せず孤立しがちである家庭を発見し、課題解決のための相談支援につなげる入口として大きな意味をもっています。

たとえば、多くの子育て家庭に「子育てサロン」への参加を呼びかけるなかで、地域で孤立しがちであった親子が参加し、区域担当の民生委員や主任児童委員と顔見知りになることで、子育ての悩み相談につながることもあります。同時に、仲間ができることで孤立の防止につながり、虐待の予防につながることも期待されます。

近年は、高齢者への「ふれあいいきいきサロン」や、「こども食堂」、障がい者を対象とするサロンなど住民の居場所づくりが、専門職との関わりも得ながら広がっています。

このようなサロン活動を**単位民児協として、自ら住民や関係機関に呼びかけ実施したり、他の団体がその区域のなかで実施する活動に協力したりすることで、住民と民生委員とが顔見知りになり、具体的相談につながる可能性を有しています。**

(2) 調査活動

〈調査活動の意義〉

地域の状況を把握するのは民生委員活動の基本であり、そのことが提言、意見具申の取り組みにもつながります。調査活動には、行政からの依頼による高齢者世帯調査等に加え、単位民児協としての自主的な調査があります。

後者は、災害時要援護者調査などのほかに、マップづくりと一体となった通学路や災害時の避難経路の安全調査などがあります。こうした調査は、学校、また自治会や町内会といった地縁組織などと共同で実施することで、連携強化にもつながります。民生委員法第14条にも「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」が明記されています。民生委員が日常的に地域住民の課題やニーズを把握していることは、重層的支援体制（65頁に詳細記載）の構築や地域福祉の推進にとって重要なものとなっています。

〈行政等からの依頼に基づく調査活動〉

こうしたなか、市区町村によっては、行政調査を民生委員に依頼しつつ、個人情報等を共有し、相互に情報交換する自治体もあれば、民生委員は情報の把握が役割だからと、行政から個人情報を提供しない自治体もあります。しかし、これからの地域での福祉活動を考えると、行政からの情報提供、また情報共有は不可欠なものといえます。

そのためにも、単位民児協として、行政や社協からの調査依頼は可能な範囲で協力し、その機会を活かして信頼関係構築につなげることが大切といえます。加えて、行政からの依頼に基づく訪問調査は、住民との関係づくりの契機となることも期待されます。

なお、公的な調査だけが調査活動ではありません。民生委員が地域で暮らす生活者として身近な相談を受け、地域の情報を把握していることは、行政や社協、地域包括支援センターなど地域福祉を推進する専門職からは大変心強い存在となります。

現在は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者、生活困窮者、ひきこもり状態にある人、介護者など、自らSOSを発信できない人びとが多岐にわたっています。自ら助けを求めることが難しい人びとをいかに早期発見し、早期対応につなげていくかは多くの支援者の課題となっています。単位民児協による調査活動への期待は大きいものがあるのです。

(3) 提言活動

民生委員は、課題を有する住民の相談に応じ、行政や関係機関・団体の支援、サービスにつなぎ、その改善に協力しています。こうした民生委員の取り組みは、現に課題を有している住民からの相談を受けての対応ですが、一方で、民生委員が集まって組織している単位民児協が行う「提言活動」は、より積極的に地域住民の生活課題を改善するための取り組みとして重要な意味をもっています。

〈住民の代弁者としての提言〉

単位民児協の提言活動は、地域住民の代弁者としての提言といえます。

メンバーの日々の活動を通じて、

- ▶ 多くの住民がどのようなことで困っているのか
- ▶ 地域にどのような支援、サービスが不足しているのか

といったことを整理し、行政や社協、関係機関・団体等にその改善に向けた意見を提起するものですが、それは住民の立場、住民の視点から行うべきところに特徴があるといえます。

民生委員法第24条において、「民児協の任務」として規定されている行政庁への意見具申もこの一部といえます。

〈さまざまな機会を活用した積極的な提言〉

単位民児協による提言は、行政や社協等への「要望」や「提言」といったかたちにとどまらず、さまざまな機会を通じて行うことが期待されています。

たとえば、地域包括支援センターで定期的に開催される「地域ケア会議」には、多くの場合、地域の民生委員が参加していると思いますが、これは、地域の高齢者の生活状況や生活課題をよく知る民生委員に、必要な支援等の具体的な提案等が期待されているからであり、広い意味において提言活動の一部といえます。

さまざまな機会を活用した積極的な提言活動のためには、日頃から単位民児協として、地域の課題、また期待される支援や取り組みについての情報共有を図っておくことが大切です。

(4) 広報活動

広報活動は、自らの組織の活動を広く社会に伝える、支援者に対して説明責任を果たす、といった意味があります。単位民児協として行う広報活動には、

- ▶ 民生委員の存在や活動を広く地域住民や関係機関等知ってもらう
- ▶ 活動の支援者を拡大する

といった意味があります。

〈地域住民等の理解を広げる〉

民生委員の存在や活動を広く社会に伝えることは、課題を抱えながら、どこにも相談できずにいる住民に民生委員の存在を伝え、相談、支援につなげることに役立ちます。

また、地域のさまざまな関係者の理解を進めることは、民生委員活動に不可欠な関係機関・団体等との連携・協働を進めるためにも大切です。

さらに、**民生委員の活動の意義を広くアピールしていくことで、たとえば民生委員への情報提供をはじめ、行事への協力等、共に活動してくれる支援者の拡大、そして民生委員のなりて確保にも役立つものと考えられます。**

〈どのように広報活動を行うか〉

民児協は財政的に余裕があるわけではないことから、行政や社協等の支援も得ながら広報活動を考えていくことが望ましいといえます。行政の「市民だより」や社協の広報誌に、たとえば「心配ごと相談会」の開催など、関係記事を継続的に掲載してもらうことなども考えられます。

とくに毎年5月12日の「民生委員・児童委員の日」から始まる「活動強化週間」は、全国の民児協が一斉に広報活動に取り組むことから、マスコミで取り上げられる機会も多いなど、相乗効果も期待されます。

しかし、広報活動を行ううえで、よいアイデアがない、人手や財源が不足している等の意見もあり、民生委員の「なりて不足」はすべての民児協で共通の課題といえます。行政や社協等に早い時期から相談を行いながら、積極的な広報活動を考えていくことが期待されます。

〈ICT^{※1}（情報通信技術）の活用〉

近年、スマートフォンやSNS^{※2}が身近になったことで、ICTを活用した広報活動が注目されています。とくに子育て世代や若年世代はインターネットを通じて情報を得ることも多く、「子育てサロン」の開催予定をSNSで発信したり、自治体等の

SNS で民生委員制度や活動を発信するなど、ICT を活用した広報が各地で広がりをみせています。

※¹ 情報通信技術。本書では、ホームページや電子メール、SNS や Web 会議(リモート会議)など、インターネットを活用した活動を示します。

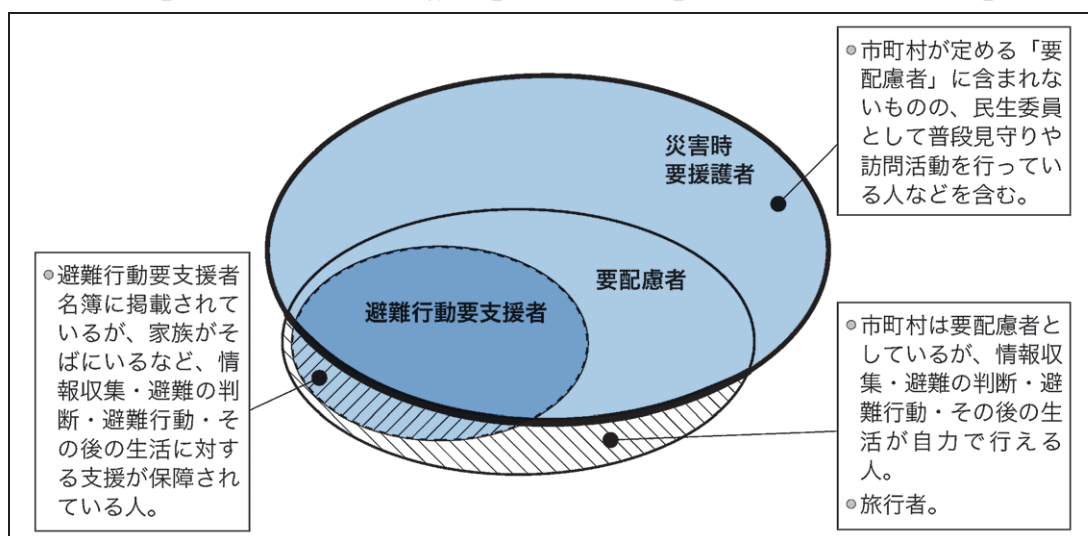
※² ソーシャルネットワーキングサービス。LINE (ライン) や Twitter (ツイッター)、Instagram (インスタグラム) など、オンライン上で社会的ネットワークを構築するサービスの総称。

(5) 災害時要援護者支援活動

近年、高齢者や障がい者といった災害時要援護者の支援活動は、全国の民児協における活動の柱のひとつとなっています。

その背景には、全民児連が呼びかけた「災害時一人も見逃さない運動」が広く浸透し、要援護者名簿や福祉マップの作成等が進んだことに加え、東日本大震災をはじめ、地震、台風・豪雨、火山噴火等の自然災害が全国的に相次ぎ、災害対策が住民を含めた地域共通の課題となっていることがあげられます。

本「手引き」での「災害時要援護者」、「要配慮者」、「避難行動要支援者」の関係



※社会福祉施設入所者や長期入院患者については、施設や病院等が災害対策や安全確保を担うものであることから、本「手引き」では在宅の人を対象として考えます。

〈災害時要援護者の支援体制づくりは地域全体で取り組むべき課題〉

こうしたなか、令和3年に災害対策基本法が改正され、発災時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けて、地方公共団体に対して「個別避難計画」の作成が努力義務化されました。

個別避難計画は、市区町村が主体となって、民生委員や社協、福祉専門職等と連携して作成することとしており、作成のための地域調整会議に、日頃から災害時要援護者の見守りなどを行っている民生委員が積極的に参画することが期待されます。

その一方で、災害時要援護者の支援体制づくりは、民生委員にとどまらず、警察、消防、社協、住民自身による自主防災組織を含め、地域のすべての人びとの協力のもとで進めることが大前提です。

〈意識すべきポイント〉

こうした災害時要援護者支援活動に関して、全国の民児協関係者が共通認識としておくべきポイントとして、大きく以下の3点があげられます。

- ▶ 災害発生時は、何より自分自身と家族の安全確保を最優先とすること
- ▶ 支援を必要とするすべての人に支援が届くようにすること
- ▶ 災害対策は平常時の取り組みが重要であること

第1のポイントは、民生委員自身の安全ということです。民生委員は強い使命感を有しているため、災害発生時に高齢者等の安否確認や避難支援のために、つい無理をしがちです。しかし、大雨等の災害により自治体から避難情報が発令されている地域において、地元住民の方がたに対する見守り等の活動を行う必要がある場合には、民生委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝達する（自治体につなぐ）ことが重要です。

また、大きな災害になればなるほど避難生活は長期化し、自ら声を出しづらい人びとの代弁者、支援者としての民生委員に期待されるものは大きくなります。そうした期待に応えるためにも、**まずは民生委員自身が無事であることがなにより大切**なのです。**身の安全が確保できない時は活動してはいけません。**

第2のポイントは、民生委員の基本的な役割を示しています。現在、市区町村で整備が進む「避難行動要支援者名簿」は、自治体によっては本人が希望した場合のみ名簿に掲載する方式（手上げ方式）を採用しているところもあり、真に支援が必要な人が網羅されているとは限りません。

自力で避難所まで避難できるか否かというだけでなく、その後の避難生活における支援の必要性までを視野に入れた名簿づくりが大切です。そしてそのことは、日常的に地域を見守っている民生委員だからこそ可能ともいえます。

このことは、第3のポイントにもつながります。こうした人びとの実効性ある支援体制づくりのためには、発災時の避難を支援してくれる近隣住民の確保、また安全な避難ルートの把握や避難所運営の訓練等、平常時から計画的に地域で取り組んでおくことがいざという時に大きな力となります。

【災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条】（令和4年5月改訂予定）

全民児連では、平成25年に「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」を策定。その後改訂を経て、令和4年に「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」（改訂第4版）を作成予定です。民児協としての取り組みのポイントや留意点などを示しています。

そのなかでは、とくに留意しておくべきポイントを「災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条」として示しています。ぜひ、民児協関係者全体で共通認識としておくことが望まれます。

災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条（令和4年5月改訂予定）

【発災時・避難生活時における民生委員・児童委員としての心がけ】

第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える

第2条 無理のない活動を心がける（身の安全が確保できない時は活動しない）

【避難生活において・復旧復興に向けて】

第3条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

第4条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける

第5条 民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

【平常時からの取り組み】

第6条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む

第7条 災害への備えは日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する

第8条 民児協の方針を組織として決めておく

【行政と協議しておくこと】

第9条 名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく

第10条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく

※上記10か条は令和4年3月時点案です。確定版は令和4年6月以降に全民児連ホームページに掲載します。

「指針」は、あくまで基本的なものであり、もちろん地域の実情に応じて、柔軟に考えていただくべきものです。

ただし、その場合に留意すべきことは、行政や関係者との協力や役割分担のなかで民児協や民生委員に過度な負担がかからないこと、また自治体から避難情報が発令されているときに民生委員を危険にさらすことのないようにするということです。

民生委員はあくまで地域住民の一員であり、その立場にたった無理のない活動を考えていくことがなにより大切といえます。

2 活動方針の立案にあたって

(1) 活動方針について

こうした諸活動を進めていくためには、単位民児協の所属委員全員の理解と合意に基づく「方針」が必要です。「どのようなことをめざし」、「どのように取り組んでいくのか」という活動の基本となる考え方といえます。

この**活動方針を考える際には、活動の内容に加え、そのための組織運営のあり方の両面から考えていくことが大切です。**

会長をはじめ、一部役員に強い思いがあったとしても、所属委員全員の理解や協力がなければ実行は困難です。繰り返し述べているように、単位民児協活動は各委員がそれぞれ役割をもち、全員参加で取り組むことが大切です。

活動方針については、対象とする期間によって、中期の方針と短期の方針が考えられます。中期という場合、概ね3年程度（民生委員の任期でもあります）であり、短期という場合は主に1年です。

短期という場合は、年度の活動方針ともいえます。毎年度の事業計画の基本的な考え方であり、同時に中期の活動方針に即したものとなります。

(2) 単位民児協版活動強化方策の作成

①民生委員制度創設 100 周年活動強化方策

全民児連では、平成29年に、「民生委員制度創設100周年活動強化方策 ～人びとの笑顔、安全、安心のために」（以下、100周年活動強化方策）を公表しました。100周年活動強化方策の大きな特徴として、「地域版 活動強化方策」の作成を提案しています。

これまでの活動強化方策は、全民児連が全国の民生委員・児童委員、民児協のこれらの活動を提案し、ともに取り組むものとして作成されていましたが、100周年活動強化方策では地域の実情をふまえ、「わがまちならでは」の活動強化方策の作成を呼びかけています。

②地域版 活動強化方策（単位民児協版 活動強化方策）

地域版 活動強化方策は、何か新たなことに取り組むことを意図したものではありません。各民児協がこれらの活動目標を明確にするために作成するものですが、これまでの民生委員活動、民児協活動を振り返り、整理することを目的に取り組んでみましょう。

全民児連では、地域版 活動強化方策の作成に取り組んでいただくために、「推進の手引き」を作成しています。「推進の手引き」では、地域の実情を把握し、地域の課題を明らかにするために、ワークシートA～Cを示しています。ワークシートはすべて記入しなければいけないというものではありませんし、項目も各地の地域性にあわせて増やしたり、減らしたりして工夫していただけます。この機会にそれぞれの地域の実情や課題を把握し、今後どのような活動を行っていくのか検討するためのツールとして、積極的に活用していただければ幸いです。

③児童委員制度創設 70 周年 全国児童委員活動強化推進方策 2017

さらに全民児連では平成 29 年に、「児童委員制度創設 70 周年 全国児童委員活動強化推進方策 2017」（以下、児童委員方策 2017）を取りまとめ、公表しました。児童委員方策 2017 は、100 周年活動強化方策をふまえ、児童委員活動をより積極的に進めるものです。児童委員方策 2017 の具体化にあたっては、地域版 活動強化方策作成にあたり、児童委員活動の取り組みについて明示することが期待されています。

(3) 立案にあたって配慮すべきポイント

①地域ニーズに即した活動

単位民児協の活動は、その地域の福祉課題、住民の生活課題を踏まえ、地域ニーズに即した活動であることが期待されています。

同時に、単位民児協活動は所属委員の日々の活動のうえに成り立つものであり、1 人ひとりの委員が地域住民と接するなかで把握している課題、感じている課題を単位民児協に持ち寄り、その集約のうえで活動方針を検討していくことが大切です。

一方で、現在の民児協活動においては、たとえば高齢者の訪問調査、災害時要援護者の支援体制の構築等、行政からの協力要請に基づく活動も増加しています。それだけに、こうした活動とも関連づけながら考えていくことも効果的といえます。

なお、**地域の福祉ニーズは時間とともに変化するものですから、既存の活動を定期的に見直したうえで、活動方針を考えていくことが大切です。**

②無理のない活動

活動方針を考える際には、現在の民児協の状況を踏まえたものとし、無理のない活動を考えていくことが大切です。

単位民児協の現状という場合、ひとつは所属委員の状況、もうひとつは行政等から協力を求められている事項、それぞれを勘案することです。

前者は、たとえば一斉改選により所属委員の多くが新任委員となった場合、また複

数の欠員が生じているために他の委員に負担がかかっている場合などでは、多くの活動を計画しても実行が難しい面があります。

また、後者については、今日、行政や社協からの依頼事項が多いということが活動上の負担の主要な要因として指摘されています。そうしたなかで、さらに多くの活動を企画することは、住民の相談支援に向き合うべき各委員の活動に影響を及ぼすことともなりかねない面があります。

それだけに、委員全員で優先順位をつけながら、無理のない活動を考えていくことが大切といえます。

③共同による事業の実施

全国の単位民児協においては、たとえば高齢者の「いきいきサロン事業」や、親子向けの「子育てサロン事業」などを実施しているところも多いと思います。

こうしたサロン事業を行う場合、単位民児協だけで実施すると、運営を直接的に担うスタッフとしての役割に加え、一定の経費も必要となることが考えられます。これをすべて独自に賄うとなると、結果的に各委員の負担も大きくならざるを得ません。

一般に、特定の人の熱意や負担でなり立っている事業は、その継続性に課題を生じやすい面があります。それゆえ、こうした**サロン事業などについても、社協や自治会・町内会などと共同で実施することで、委員の負担軽減につながり、その継続性の面からも有効と考えられます。**

なお、活動方針の検討に際しては、委員の負担軽減の面からも、**関係機関・団体等から協力を要請されている事項について、単位民児協として対応する意義や必要性、他者による代替可能性などを定期的に検証していくことも望ましいといえます。**

3 定例会

(1) 定例会の意義

定例会は、委員同士が活動内容の共有を図るとともに、行政機関や社協等との連携・協働、地域の生活関連情報の共有や福祉課題の分析、住民支援の検討などを行う場として単位民児協において重要な意味をもっています。

具体的な役割としては、以下のような点があげられます。

〈情報共有〉

なにより各委員による日々の委員活動の報告と情報共有が大切です。前回定例会後の活動概要や主たる支援事例について報告し、情報共有を図ります。

とくに定例会は児童委員としての会議（「児童委員の活動要領」に規定される児童委員協議会）でもあることを意識し、主任児童委員からの報告等、児童委員としての活動についても盛り込むことが大切です。

〈事例検討〉

支援困難事例に限らず、具体的事例への対応を共有することは、研修という面からでも大切です。日常的に委員同士が助言できる環境にあれば課題を抱え込むことは少ないですが、それでも複雑な事例であればなお、複数の人から助言を得ることにより、課題が整理でき、相談支援の参考となります。

〈課題の分析・共有〉

福祉課題は複雑化・多様化しています。個別支援は住民個々のニーズに合わせる事が原則です。方法は異なりますが、地域で共通的に生じている課題を委員全員で分析、共有することにより、取り組むべき次の課題が見つかります。

〈活動方針の確認、合意形成〉

単位民児協という組織の運営にあたっては、固有の目的と目標を示すとともに、当面の活動方針や内容を定める必要があります。地区内の委員が一堂に会し、協議に基づく合意形成の場としても重要な意味を有しています。

〈関係機関、団体からの報告、情報提供等〉

福祉諸制度に関する動向、また活動に関係する最新情報提供は単位民児協の役割のひとつです。定例会の機会に委員に有益な情報を提供することで確かな知識の獲得につながり、それがより良い支援にもつながっていきます。

行政や社協、地域の福祉施設等、多様な関係者の出席を得ることで、有意義な情報提供を得るとともに、連携・協働を進めることにもつながります。

(2) 定例会の運営

定例会の運営形態は単位民児協ごとに多様です。それゆえ、定例会の開催形態もそれぞれですが、開催日時、議題設定、時間配分等については、共通して意識しておくべきことといえます。

①定例会の開催頻度

年間の定例会の開催回数は、全民児連による平成 24 年の全民児連実態調査によれば、年 10 回から 12 回の開催が全体の 8 割以上となっています。単位民児協に大切なのはチームワークであり、活動の問題や悩みを気軽に話しあえる場として、月 1 回は開催することが望まれます。

②定例会の開催日時

「毎月、〇日」「毎月、第〇週の〇曜日」など、日時を固定すると各委員も予定が立てやすく、定例会出席が習慣化できます。また、年間計画を提示することで就業している委員も予定が見通しやすくなります。

就業している委員は比較的年齢が若いことも多く、今後も長く委員を務めていただくためにも、就業している委員が出席しやすい日時を設定することは、今後の民児協運営を見据えるうえでも優先すべき事項といえます。

定例会の重要性に鑑み、就業している委員にも配慮しつつ、できるだけ多くの委員が参加できるような開催日時を協議、決定することが大切です。

③議題設定、時間配分

全民児連による上記実態調査によると、定例会 1 回あたりの平均開催時間は 2 時間から 2 時間 30 分が全体の約 4 割となっています。子育てや介護、家事等のある委員への配慮や、新型コロナウイルスの感染リスクなどを考慮すると、これ以上時間を長くするのも現実的ではありません。

定例会は委員同士の協議の場として重要ですが、行政からの連絡事項や配布資料の説明が多く、委員同士の情報や意見交換の時間がとれないといった課題も多く指摘されています。読めば理解できる資料の説明は省くなど、できるだけ議題を簡素化し、一番重要な議題の協議に 30 分から 1 時間程度の時間を確保できるよう工夫することが望ましいといえます。

役員および当日の司会役の委員等で事前打ち合わせを行い、議題と優先順位、時間配分等、当日の進め方をあらかじめ決めておくことが望まれます。

④資料準備

会議次第と協議に必要な資料は全員に配布されるよう準備が必要です。その他、情報提供資料については配布するものと閲覧にとどめるものとを事前に決めておくことも大切です。

⑤司会、記録

短時間で多くの議題を話し合うので、司会者を決めておくことが大切です。また、単位民児協としての記録保存、また欠席者への報告のために要点を簡潔にまとめた会議録（議事録）を作成することも必要です。

多くの単位民児協では、会長や副会長にその負担がかかっていることも課題とされていますので、司会は交代で行うなど、役割分担を考えましょう。

⑥欠席者への報告

定例会は地区の委員活動の方針等を話し合う重要な会議です。欠席した委員に対しては、議事の概要について報告することが必要です。



規模の大きな単位民児協での定例会開催の工夫

平成の大合併等を背景に、単位民児協の担当する地域が広域化、また所属する委員が大人数となっている場合などでは、皆が集まったの定例会の開催が難しいという状況もあると思います。

こうした課題を抱える場合には、以下のような工夫が考えられます。

○エリア別（小地域別）の定例会の導入

単位民児協の区域をさらに複数のエリアに分け、そのエリアごとの定例会と委員全員による全体定例会とを交互に開催するといった形で開催することで協議の実効性を確保することにつながります。

○事前提出資料を活用した情報共有

委員数が多く、各委員の報告や発言時間がとれない場合には、事前に各委員に報告メモを作成してもらい、事務局が集約し、書面で各委員に配布することで情報の共有化を図ります。

⑦新型コロナウイルス感染対策をふまえた定例会の運営

新型コロナウイルスの出現から2年以上が経過し、感染予防・拡大防止に留意しながら委員活動や定例会の開催を模索している単位民児協も多いのではないのでしょうか。全民児連が令和2年に実施した「新型コロナウイルスを踏まえた単位民児協活動環境調査」の結果から、各民児協の取り組みを紹介します。

【会場の工夫】

- ・公民館などの広い会場で行う
- ・会場の確保ができないときは、駐車場など屋外で行う
- ・□の字型から教室型への変更や、イスのみ使用して、フィジカルディスタンスの確保に配慮する

【人数の工夫】

- ・午前と午後など開催回数を増やし、1回あたりの参加人数を減らして実施
- ・地域の感染状況に応じて、全体開催と分散開催（15人以内）の選択方式にする

【時間の工夫】

- ・事前に役員会を開催して、資料準備や役割分担について話しあっておく
- ・資料を事前送付する
- ・質問事項はアンケート用紙に記入のうえ提出し、後日文書で回答する

【運営上の工夫】

- ・連絡事項はなるべく短時間で終えて、委員同士の意見交換の時間を確保した
- ・ミニ研修会を取り入れ、事例報告の時間を設けた
- ・部会ごとに話しあいの場を設けたことで、委員同士の意見交換が活発になった
- ・視察訪問ができないので、地域包括支援センターなど関係機関との情報交換・相談会を実施した

【研修実施の工夫】

- ・全民児連「事例を通して支えあう一仲間と学ぶ事例学習一」を活用
- ・全民児連「訪問活動・相談活動の基本～民生委員・児童委員のための相談技法研修用ビデオ～」を活用
- ・ビデオ視聴、出前講座の実施

(3) 効果的な定例会とするために

単位民児協運営において、全委員が一堂に会して協議、情報交換を行う機会として定例会はきわめて重要です。

現状では、行政や社協からの報告等に多くの時間がとられているとの指摘もありますが、より効果的な定例会としていくために以下のような工夫が考えられるところです。

①メンバーの積極的発言を引き出すために

定例会の準備として、議題や主たる協議事項の確認、当日の協議の目的と目標の明確化が大切です。協議事項について、意見の集約が難しそうな議題については、あらかじめ合意形成の順序を確認しておくといよいでしょう。

漠然と意見を出してもらうのではなく、たとえば小グループでの検討後、各グループから発表してもらい、意見を絞る手順など、あらかじめ話しあいの順序を決めておくことが望まれます。

あわせて合意形成の方法もあらかじめ決めておく必要があります。単に小グループで意見を出しあい、話しあった内容を発表してもらうだけなのか、グループから発表された意見を集約・分類するなど意見を絞り、それについてさらに討議するのか等、手順を考えおくことが重要です。

定例会は、「児童委員協議会」として児童委員活動に関する情報共有の場でもありますので、たとえば主任児童委員からの報告時間を確保する等、児童委員としての立場からの協議も定例化することが大切です。

コロナ禍を機に、Web 会議を導入した民児協も多くあります。Web 会議は、Wi-Fi などインターネット環境があれば手軽に参加できるなどのメリットも多いですが、慣れない Web 会議では発言しにくいといった声も聞かれます。Web 会議を取り入れる場合は、対面での会議以上に、特定の委員だけに発言が偏らないかを配慮することが求められます。

【Web 会議のポイント】

- ・ 発言しない時はマイクをオフにする（周囲の環境音や資料をめくる音などが聞こえてしまわないようにする）。
- ・ 接続が切れてしまった時の対応をあらかじめ伝えておく
- ・ 特定の委員だけに発言が偏らないよう、発言していない委員を順番に指名する

②新任委員でも参加しやすい会議運営

なるべく多くの委員からの発言が出るような雰囲気づくりが大切です。

- ▶ ベテラン委員に遠慮して発言しないような雰囲気はないか
- ▶ 一部の委員の意見に偏っていないか
- ▶ 目的に合致した意見が出されているか、建設的な意見が出ているか
- ▶ 賛成意見・反対意見にそれぞれ相応の理由づけができていないか

等を考えながら会議を進行します。1人の発言が長すぎる場合、進行役は丁寧に方針を告げ、次の発言者に譲るよう促すことも必要です。

意見交換に続き重要な過程は、意見の整理や集約です。多数の意見を決定事項とするのか、少数意見をも折衷する方法を探すのか等、どの方法を採用することが適当かを考えながら進行します。



委員同士のコミュニケーションを促進する工夫

集団の活動を通して人は成長しますが、同時にその集団も進化・成長します。単位民児協においても、各委員は組織内外の人びとと相互に教え合い、学び合うことで成長していきます。そのためには、新任委員、ベテラン委員を問わず、率直に意見交換ができる、つまり委員同士のコミュニケーションを促進することが大切といえます。

(意見交換を活性化する工夫として考えられる取り組み例)

- ・ 経験年数の長い委員と新任委員が隣同士になるよう席を工夫する。
- ・ 意見が出やすいように小グループで話しあう時間を設ける。
- ・ 役員が意図的に基本的な質問を投げかける。
- ・ 匿名で意見が投稿できる箱を用意している。

(コミュニケーション促進のために考えられる取り組み例)

- ・ 昼食時間帯から定例会を開始し、弁当を食べながら会議を進める。
- ・ 定例会後に自由参加のお茶会等、親睦会を行う。

③研修機能を高めるための工夫

定例会は研修の場としての意義もありますので、この機能を高めるための工夫をすることが期待されます。定例会に講師を呼び勉強会として開催することも考えられますが、たとえ30分でも委員同士の情報交換や活動報告を行うことにより、日常の活動に役立つ情報を得る機会にもなります。

あるいは定例会を活用し、地域包括支援センター等、地域の関係機関・施設を訪問することも、委員1人ひとりの見聞を広げ、組織同士の連携づくりにも役立ちます。さらに小学校で定例会を開き、教員との意見交換会とセットで事例協議をする、近隣地域の単位民児協との共同開催等も考えられます。

委員が集まりやすい定例会の機会を工夫することで、委員1人ひとりの知識や技能が高まり、組織としての力量も高まっていくことにつながります。

④報告事項の効率化

行政や社協からの報告の効率化のためには、読めば理解できる資料については説明を省くことや、報告は「1件〇分以内」と限定するなどの方法があります。なにより効率よく伝えることを意識していくことが大切です。

⑤ひろば「定例会で話しあってみよう」活用のススメ

全国社会福祉協議会が、すべての民生委員・児童委員に向けて毎月発行している機関紙『民生委員・児童委員のひろば』では、特集の中に「定例会で話しあってみよう」というコーナーを設け、特集テーマに沿って2～3題のテーマを例示しています。

定例会の研修などで、テーマについて意見交換するなど、ぜひご活用ください。

ひろば「定例会で話しあってみよう」 【掲載例】

定例会で 話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

- ①一斉改選に向けた記録や資料の整理について、民児協全体で具体的な方法やルールを確認しましょう。
- ②個人情報を含む資料の取り扱いについて、民児協全体であらためて確認しあいましょう。

◀ 2022年3月号 「次期のスタートを円滑に～一斉改選の準備と個人情報の取り扱い等～」

- ①一斉改選に向けた記録や資料の整理について、民児協全体で具体的な方法やルールを確認しましょう。
- ②個人情報を含む資料の取り扱いについて、民児協全体であらためて確認しあいましょう。

2021年8月号 「地域の子育て応援団として～いじめ・不登校、児童虐待に関わる～」

- ①日ごろの委員活動のなかで、地域の子どもと関わる（自身の存在を認識してもらう）場面を考えてみましょう。また、これまで以上に関わる場面を増やすことができないか話しあってみましょう。
- ②いじめ・不登校や児童虐待が懸念される子どもやその家族との関わり方と寄り添い方、見守る際の距離感を話しあってみましょう。また、つなぐことが必要になった場合のつなぎ先を確認しましょう。

定例会で 話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

- ①日ごろの委員活動のなかで、地域の子どもと関わる（自身の存在を認識してもらう）場面を考えてみましょう。また、これまで以上に関わる場面を増やすことができないか話しあってみましょう。
- ②いじめ・不登校や児童虐待が懸念される子どもやその家族との関わり方と寄り添い方、見守る際の距離感を話しあってみましょう。また、つなぐことが必要になった場合のつなぎ先を確認しましょう。

定例会で 話しあってみよう

- ①『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。
- ②調査結果をもとに「新しい生活様式」を踏まえた定例会のあり方や委員相互の情報共有の方法について話しあってみましょう。
- ③コロナ禍のなか、委員1人ひとりの思いや悩みを話しあい、今後の活動について考えましょう。

◀ 2021年4月号 「『新たな生活様式』と民生委員・児童委員活動の工夫」

- ①調査結果をもとに「新しい生活様式」を踏まえた定例会のあり方や委員相互の情報共有の方法について話しあってみましょう。
- ②コロナ禍のなか、委員1人ひとりの思いや悩みを話しあい、今後の活動について考えてみましょう。

定例会で 話しあってみよう

- ①『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。
- ②ハザードマップなどを利用して、地域で想定される災害時のリスクを考えましょう。
- ③①のリスクを踏まえ、防災・災害時の民生委員・児童協活動を考えましょう。

◀ 2021年3月号 「東日本大震災から10年～被災地のこれから～」

- ①ハザードマップを利用して、地域で想定される災害時のリスクを考えましょう。
- ②上記のリスクを踏まえ、防災・災害時の民生委員・児童委員活動を考えましょう。

4 委員の力量向上に向けた取り組み（研修）

（1）研修の重要性

①研修のもつ意味と重要性

今日、地域社会は大きく変化しており、福祉課題は複雑・多様化し、深刻さを増しています。単身世帯の増加、中高年のひきこもりと親の高齢化、母子世帯の貧困問題等、複合的な問題を抱える家庭が増えています。

地域福祉において潜在的なニーズに気づき、適切な専門機関につないでいく民生委員の役割は重要で、地域福祉の推進に不可欠な存在となっています。それだけ民生委員の活動はやりがいのあるものですが、活動に必要な知識や技術がなければ、負担を感じやすくなり、活動を前向きに進めていくことが難しくなります。

研修の良さは、共通の課題にふれ、多くのことを仲間と一緒に話しあったり議論したりするなかで個人の力量が高まるだけでなく、委員同士の絆が深まる効果が期待されることです。また、活動の示唆を与えてくれる講師との出会いにより、ネットワークの広がりも期待できます。

研修を意味のあるものにするには、普段の活動や委員自らの問題意識、支援のヒントになる研修に参加してもらうことが重要です。民児協として自ら企画する研修だけでなく、他機関が開催する研修情報を委員に提供するなど、委員が研修を受けやすい環境づくりに努めることが期待されます。

②研修の方法

民児協を構成するメンバーは委員の経験年数、役割も異なり、それぞれの状況に応じた内容の研修を受けることが期待されます。

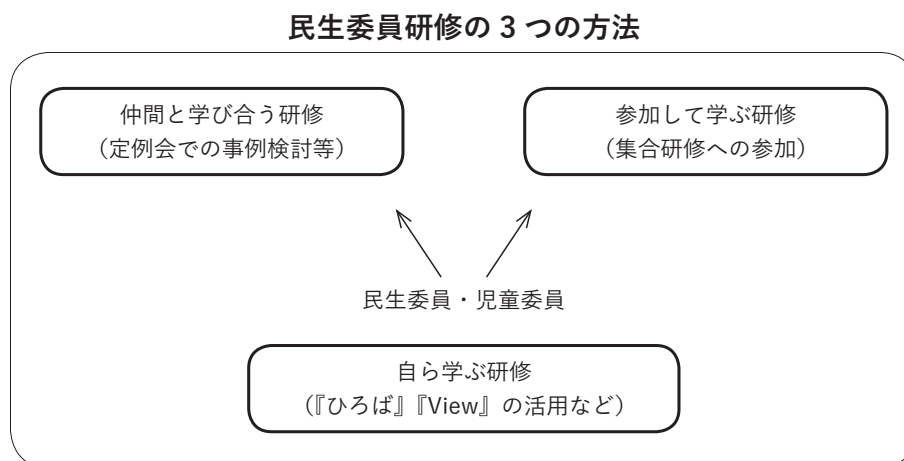
研修方法は大きく分けて「自ら学ぶ」研修、「仲間と学び合う」研修、「参加して学ぶ」研修の3種類が考えられます。

基本となるのは、日々の情報収集や委員個人のニーズにあわせた自己学習です。『ひろば』や『View』など、民生委員のための情報紙等、各種資料や福祉関係情報に目を通すよう心がけることが期待されます。

また、単位民児協ごとに行われるグループでの学びも重要な研修の機会となります。一方的な情報や知識の伝達は、知識を体系的に整理する際に役立ちますが、学びを実践に結び付けにくいという欠点があります。その点、少人数の参加型・交流型研修は、活動の場において仲間と話しあうなかで課題を発見し、実践に即して仲間と学び合うことができます。また、委員同士が助言しあい、支え合うということで、仲間意識が強化され、助け合いの関係を作り出しやすくなるという長所もあります。

「参加して学ぶ」研修は、都道府県・指定都市、市区町村段階で行われる集合研修などが想定されます。集合研修では福祉政策の動向や制度等の改正点、相談援助に必要な知識、方法・技術をより専門的な講師から学ぶことができます。

学びの段階は、①基礎を理解すること、②さまざまな場面で応用できる方法を理解すること、③その応用力に基づいた行動を定着させること、だといわれます。力量を高めるためには、これら3種類の研修を組み合わせる行うことが効果的です。



③動画やオンラインを利用した研修

近年、ICT（情報通信技術）環境の整備が進んだことに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大が背中を押すかたちとなり、会場に行って対面で受講する従来の研修だけでなく、動画配信を活用した研修が普及しました。

全民児連では令和2年度から委員個人を対象とする動画配信型研修を実施していますが、受講者からは、「聞き逃した部分をすぐに聞き直せる」、「自分のタイミングで休憩できる」といった好意的な感想が寄せられました。その一方で、委員個人の通信環境によって受講が難しい委員もいることや、各委員の受講状況の把握が困難といった課題もあります。

単位民児協の定例会など集団研修で行う場合、あらかじめ撮影された動画を配信する方法は、講師のスケジュール調整が必要ないことや、特に大規模民児協において複数回に分けて研修できるなど、多くのメリットがあります。

現時点では一長一短の面もある動画やオンラインを利用した研修ですが、今後の更なる普及によって、単位民児協でも研修の選択肢となることが期待されます。

(2) 経験年数や役割に応じて求められる知識・技術

①全民児連が示す研修体系

平成23年の民生委員法改正において、民生委員に対する指導訓練（研修）に関する条項が改正され、今後は都道府県知事が必要と判断した内容に基づいて指導訓練（研修）が実施されることとなりました。

一方、民生委員法第24条では、単位民児協の任務として委員研修を規定し、その構成員である各委員に対し、活動に必要な知識や技術を習得させる取り組みを求めています。

こうしたなか、全民児連では民生委員の活動が自治体ごとに格差を生じることなく、全国的に一定水準を保つために、研修のあり方やその内容を「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会報告書」(平成25年)において提案しています。報告書では、民生委員・児童委員活動の現状や課題、今後期待される役割等を踏まえたうえで、新任委員、中堅委員、主任児童委員、民児協の会長・副会長等、民児協での役割や経験年数に応じた望ましい研修内容とそのためのモデルプログラムを提示しています。

全民児連の検討委員会報告書について

以下の3冊により構成され、①で対象者別の研修内容やモデルプログラムを提示するとともに、とくにグループワークを重視する観点から、②でグループワークの具体的な進め方の解説を、また事例検討の素材としての③を別冊としています。

①民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会報告書

②民生委員・児童委員研修ワークブック

③民生委員・児童委員研修のための事例集

注) ①②は全民児連ホームページに掲載。

各都道府県・指定都市、市区町村での研修企画に際して、このモデルプログラムを強制しているものではありませんが、階層別（対象委員別）の研修について具体的な基準を示すことで、委員研修の質の標準化・平準化を図ろうとするものです。この報告の概要は以下のとおりです。

〈経験年数や役割に応じて求められる知識や力量〉

研修体系においては、新任、中堅、主任児童委員、会長・副会長等、委員の経験年数や民児協での役割に応じて、それぞれどのようなことが求められ、どのような研修が望ましいのか、求められる知識や相談援助技術を整理しています。

なお、「新任」とは概ね1期目の委員が該当し、「中堅」は概ね2期目以上の委員としています。

〈市区町村民児協や単位民児協で期待される研修の取り組み〉

実効ある研修としていくためには、都道府県・指定都市段階で実施される集合研修と市区町村や単位民児協での研修が、それぞれの特徴を生かし、実施されることが重要です。

現在の委員研修は都道府県・指定都市段階（県内を地域ブロックに分けたケースも多い）が中心で、回数や内容面でも限定的にならざるを得ません。それゆえ、身近な市区町村や単位民児協が行う研修が重要な意味をもっており、定例会等において実施する事例検討などは、まさに地域の課題を地域にある社会資源などと照らし合わせて検討する重要な研修機会といえます。

報告書では、市区町村段階の研修について、置かれた制約等を勘案し、以下の5つの視点が重要としています。

- ▶ 経験の長い委員が新任委員の相談に応じ、支援を行う
- ▶ 民児協として相談を受け止め、会長等が連携して課題解決に取り組む
- ▶ 必要な場合、民児協として専門機関の援助を受ける体制を整える
- ▶ メンタルヘルス等も重視し、無理のない活動、新任委員等への気づきを大切に
- ▶ 中堅委員、主任児童委員、正副会長等が講師として関わるプログラムを取り入れ、相互の理解と協力体制の強化をめざす

全民児連が提案する研修体系における対象者別研修での到達目標や学習課題

実施段階	階層（経験年数や単位民児協での役割）		
	新任委員向け （主任児童委員含む）	中堅委員向け （2期目以上の委員）	単位民児協の 会長、副会長向け
都道府県・指定都市段階の研修	・ 民生委員・児童委員の職務と役割の理解 ・ 民生委員・児童委員としての心構えの理解 ・ 活動上、最低限必要な基礎知識の獲得 ・ 民児協の一員であることの自覚と組織活動の理解 ・ 民生委員・児童委員活動のやりがいと喜びの発見	・ 民児協における自らの役割の理解 ・ 今日的課題に対応する民生委員・児童委員の役割の理解 ・ 主任児童委員の役割の理解 ・ 専門職との協働 ・ 生活問題に直面する人、家族の社会的、心理的、身体的側面の理解	・ 単位民児協会長、副会長としての心構えと役割 ・ 単位民児協の運営管理（事業計画・報告、予算・決算）の理解 ・ 人材養成（後継役員等の育成） ・ 民児協の意見具申機能の理解 ・ 主任児童委員と区域担当民生委員・児童委員の連携・協働促進 ・ 自主運営組織づくり
市区町村段階の研修	・ 活動地域、自治体における民生委員・児童委員の職務と役割の理解 ・ 活動地域・自治体における関係機関や住民活動の理解	・ 民児協における自らの役割の理解 ・ 困難事例における対応方法の理解	（都道府県・指定都市域で開催を想定）

※上記以外に、主任児童委員、単位民児協のリーダー（部会長等）向け研修プログラムも提案
 ※対象者別のモデル研修プログラムを176頁に掲載していますので、ぜひ参考にしてください。

②集合研修への参加の意義

集合研修は、専門的な情報を限られた時間内で収集できることや、普段活動する仲間とは違う委員の意見を聞くことができるなどの長所があります。

〈講義型研修と体験型研修〉

集合研修は、講師が一方的に話す講義型研修と、講師がファシリテーター（進行役）となり、対話を通じた学習を支援していく体験型研修に分類できます。

講義型研修の長所は、限られた時間のなかで、多くの人びとに効果的に情報を伝達できることです。近年、介護保険制度の改正、子ども・子育て支援新制度や生活困窮者自立支援制度の施行等、制度施策の見直しが相次いでいることから、こうした制度理解の研修としては講義型研修が有効と考えられます。

一方で、講義型研修は参加者が受動的になりがちで、参加者の動機付けやそれまでの知識量により理解の程度にばらつきが出ることが短所といえます。また、単位民児協などでは講師選定に悩む場合もあります。

対話を通じた体験型研修は、テーマについてグループ討議を行い、その結果を発表するなど、ワークショップ形式の研修です。講師はグループの話しあいを促進させる役割を担い、参加者同士の対話を重視し、講師、参加者が意見交換を行うことにより、さまざまな考え方を共有することができます。

体験型研修はより広範な視点から情報を得られることにより、これまで積み重ねてきた自己学習や仲間との研修の振り返りを行うことができる能動的な学習方法といえます。また、参加者同士が親密になり、地域を超えたつながりが生まれることが期待できます。しかし、知識の伝達という点では伝えられる情報が限定的になり、メンバーにより到達目標に差が生じます。加えて議論を深めるにはある程度の時間とグループ分けなど入念な準備が必要となります。

〈集合研修への参加と成果のフィードバック〉

集合研修は参加型のプログラムが行われると単位民児協の枠を超えた仲間づくりや、先駆的な取り組みの情報収集が可能です。市区町村、都道府県・指定都市、全国の各段階で実施される集合研修は、目的・内容もその対象者に即したものとしてプログラムされていますので積極的参加が期待されます。

参加に伴う委員の負担も指摘されますが、参加委員に対しては、参加の意義を丁寧に説明し、その理解のうえに参加してもらうことが大切といえます。そして、民児協を代表して研修に参加した委員には、ぜひ参加の成果を、民児協活動や他の委員にフィードバックしてもらうことが期待されます。

(3) 単位民児協に期待される役割

①仲間同士の支え合いと学び合い

現在の民生委員活動では、全国的にも1区域を1委員が担当するかたちが基本となっています。それだけに、それぞれの地域においては、1人の委員が経験年数にかかわらず住民からの多様な相談に向き合わなくてはならず、それが負担や不安につながるケースも多いと考えられます。

単位民児協の役割として大切なのは、各委員の活動を支援していくことです。そして、そのために必要なこととして、「支え合い」と「学び合い」があげられます。民生委員の苦労は民生委員が一番よくわかっているはずです。委員同士だからこそ話せること、先輩委員だからこそそのアドバイスがあるはずです。

とくに多くの不安を抱えつつ活動している新任委員に対しては、会長や副会長、中堅委員などが一定期間、ペアを組んで活動することで、不安の軽減とともに、さまざまな活動のヒントを提供することにもつながります。

単位民児協はすべての委員にとって最も身近な学びの場であり、定例会は大切な機会といえます。事例検討などは活動に大いに参考になるはずです。すべての委員が積極的に参加し、それぞれに情報を提供し、意見を述べ合うことで、お互いに学び合い、そして民児協としての結束が強まることにもつながります。

②望ましい「つなぎ先」の理解を深める

民生委員は、住民と行政、関係機関等を結びつける「つなぎ役」といわれます。住民の抱える課題や相談内容に応じて、行政の担当者、また専門職や専門機関など、どこにつなぐのが適切かを判断していくことが求められます。そのためには、各委員が地域のさまざまな関係機関や団体の役割や活動について正しく理解していることが必要となります。

しかし、1人ひとりの委員が個人的にこうした理解を深めることには困難もあります。それゆえ、単位民児協として、定例会や研修を通じて、その理解を深めるとともに、活動上において具体的連携の機会を提供していくことが期待されているのです。

具体的には、①定例会にさまざまな関係者や関係機関からの出席を得て情報交換を行う、②関係機関・団体を訪問して情報交換を行う、③事業の共同実施を通じて相互理解を深める等、さまざまな取り組みが考えられます。

単位民児協会長は、関係機関・団体の役職への就任、また地域の各種会議等への参加の機会も多いことから、幅広い関係者への働きかけや協力要請など、こうした取り組みの中心的役割を担うことが期待されます。



「活動記録」の理解への取り組み

単位民児協での学び合いとして、「活動記録」に関する勉強会があります。新任委員を中心に、「活動の区分がわかりづらい」、「記入が負担である」といった意見も多く聞かれます。「活動記録」は、なにより記入に「慣れる」ことでその負担感が低下します。そこで、以下のような取り組みを行っている単位民児協もみられます。

〈少人数での自発的な勉強会の開催〉

- ・近隣の委員数人が自主的に「活動記録」に関する勉強会を定期的で開催。メンバーの委員宅を持ち回りで会場とし、自らの活動事例を紹介しあい、お互いにそれをどのように記録すればいいのか指摘しあうことで理解を深めます。

〈活動内容の整理に基づく早見表の作成〉

- ・数名の委員が担当となり、住民からの相談、訪問活動等、日々の委員活動を書き出し、それぞれの「活動記録」上の記入方法を早見表として整理し、皆で共有し、随時加筆していきます。

③他の民児協との交流、視察研修

単位民児協の活動においては、他の民児協との交流も有意義といえます。

他の地域の民児協との交流を通じて活動のヒントを得る、複数の民児協の共同で単独では難しい研修を実施できる、民児協を超えて励まし合える仲間づくり等、さまざまなことが期待されるからです。

なかでも、離れた地域を訪問しての研修は多くの民児協において実施されていることと思います。地元を離れ、他県の民児協等を訪問し、その地域の福祉活動について勉強したり、情報交換を行うことは、活動の視野を広げるとともに、地元で不足している住民支援の仕組みを具体的に作り出していくための参考になるなど、有意義な点も多いといえます。

一方で、遠方への訪問研修は費用もかかることから、効果的なものとして実施すべきです。そこで、訪問研修を考える際の留意点を以下にご紹介します。

〈訪問先の選定について〉

- ・訪問研修は、あくまで研修が主であることから、どのような地域福祉活動を学びたいのか、まずテーマを定めることが大切です。そのうえで、『ひろば』や『View』、全国大会や各種研修会での紹介事例、行政や社協からの情報等に基づき、訪問先を考えていくことが適当といえます。
- ・オプションとする観光を主として訪問先を決めてしまい、その地域で受け入れてくれる民児協等を探す、といったことにならないよう留意すべきです。

〈参加委員について〉

- ・民児協の事業である以上、基本的には所属委員全員が参加することが考えられます。しかし種々の理由で参加が難しい委員もいます。こうした委員に対し、訪問後の報告等の配慮も大切です。
- ・また、所属委員数が多く、全員での訪問が困難ということも考えられます。そうした場合、所属委員をグループ分けし、3年の任期中、誰もが1回は参加できるようにするといった工夫も考えられます。

〈財源について〉

- ・訪問研修の費用について、各委員に負担を求める（積み立て等による）場合、各委員の理解、同意をきちんと得ておくことが大切です。とくに視察研修のオプションとして希望者に観光を組む場合は、民児協内部から反対の意見が提起されるケースも増えていることに注意が必要です。

④研修計画の立案と研修の振り返り

単位民児協として行う研修は、市や都道府県といった連合民児協の行う研修（主に集合研修）とは異なり、先輩委員による新任委員への日々の活動における助言・指導をはじめ、定例会での事例検討、さらには他団体との交流、県外などへの訪問研修等、幅広いものがあります。

しかし、一般的に研修といった場合、集合研修をイメージしてしまうものと思います。民児協内に「研修部会」といったものを設置し、部会として研修の企画、運営を担う場合などにおいても、この集合研修の企画立案を担当することが多いと考えられます。

単位民児協における研修では、委員の力量向上に向けた活動全体を捉え、考えていくことが大切です。

そして、その際に**大切なこととして、皆で理解を深めるべき課題とそのための方法を計画的に整理した「研修計画」を立案すること、そして定期的に研修の実施状況に対する評価を行い、そこでの成果や課題を以後の研修に反映させていく「振り返り」、「フィードバック」**があります。

〈研修計画〉

- ・研修計画は、委員の任期である3年間で1つの期間とし、3年間で皆が学ぶべき課題を具体的に示し、それに即した研修方法を考えていくことが効果的です。
- ・その際、所属委員の経験年数にも配慮が必要です。新任委員が多い場合には、無理に高い目標を設定せず、日々の活動に必要な知識を網羅的に学べるように工夫するといったことが考えられます。
- ・また、各委員がどのようなことを学びたいと思っているのか、その希望を踏まえた計画としていくことも大切です。

〈研修後の振り返り〉

- ・研修後には、その成果把握を含めた振り返りを行い、それを次の研修に反映させていく（フィードバックさせていく）ことが大切です。
- ・研修の振り返りは、一部の役員や事務局のみで行うのではなく、各委員の声を反映させていくことが大切です。どのようなことが参考になったのか、どのようなことをさらに学びたいと思っているのか、各委員の意見を把握することで、次なる計画の充実につながります。

5 多様な関係機関・団体等との連携・協働

(1) 他団体の役員等への就任について

民生委員活動、また民児協活動において行政や関係団体等との連携は大切であり、そのひとつとして関係団体等の役員等への就任があげられます。

民生委員は、地域住民の状況をよく理解していることから、行政や社協、その他関係団体等のさまざまな役職（役員や委員）への就任が依頼されることが多く、とくに民児協会長は、会を代表する立場にあることから、多くの依頼があると考えられます。

こうした他団体の役員等への就任は、民児協活動にとって重要である反面、あまりに数が多いと負担となる場合もみられます。それゆえ、その意義を踏まえつつ、民児協内での役割分担などを考えていくことも大切です。

〈民児協にとっての意義〉

他団体の役員等に就任することは、民児協にとって大きく次の2点において、意義あることといえます。

- ▶ 第1に、民児協に求められている住民の代弁者としての役割を果たすという点です。住民の生活課題やニーズをよく知る民生委員だからこそ伝えられることがあるはずです。行政の会議等に参加するのであれば、それは意見具申の意味も有しているといえます。
- ▶ 第2点は、諸会議等への参加を通じて、民生委員活動や民児協活動を幅広い関係者に正しく伝える機会を得ることにもなります。

〈民児協の役割として〉

前記のとおり、民生委員法第24条第3項では、単位民児協の任務のひとつとして、民児協が組織として市町村を区域とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる旨が示されています。社協をはじめ、障がい者福祉や児童福祉に関する団体等に民児協組織として参画し、その活動推進に協力していくことは、民児協の役割でもあるのです（20頁参照）。

関係機関や団体に対し、民児協活動への理解・協力を求めるのと同時に、民児協としても他団体等の活動に協力していくことが大切であり、役員等への就任はその一部ともいえます。

〈負担軽減の観点から考えるべきこと〉

民児協会長をはじめ、民児協のメンバーが就任している他団体の役職には、いわゆる「あて職」といわれるものもあります。

民生委員に寄せられる期待が高まり、活動の範囲が広がるなかでは、負担軽減の観点から、こうした「あて職」等について一定の整理をしていくことも必要となりつつあります。その際には、以下のような点を参考に、就任の意義や必要性を総合的に判断していくことが望ましいといえます。

- ▶ 第1に、就任の経緯についての確認と今日的な就任の意義
- ▶ 第2に、民児協会長や主任児童委員等、一部の委員の「あて職」となっている場合、副会長や中堅委員等、民児協内での分担の可能性

参考

市区町村民児協の会長、副会長が就任している外部団体の委員等
(有効回答 1,055 市区町村) (平成 26 年 12 月調査) 複数回答

就任している委員等（該当市区町村）	回答数	%
市区町村社会福祉協議会の役員等 （会長、副会長、理事、評議員、地区社協会長等）	743	70.4
市区民児協（連合民児協）の役員（理事等）	93	8.8
民生委員推薦会 委員	201	19.1
地域福祉計画策定委員会 委員（市区町村行政）	58	5.5
介護保険事業運営委員会 委員（市区町村行政）	62	5.9
障がい者自立支援協議会 委員（市区町村行政）	42	4.0
地域包括支援センター 運営委員	71	6.7
その他行政関連の委員会 委員	548	51.9
その他の団体等の委員	383	36.3

(2) 行政・社協との連携

①行政との連携

繰り返し述べてきたように、市区町村行政、福祉事務所、児童相談所等、行政機関との連携・協働は民生委員活動、民児協活動の基本です。

民生委員法第 14 条第 5 項「福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること」、生活保護法第 22 条「市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するもの」などの規定に基づく行政の協力機関としてその活動を支えるとともに、民生委員自身の活動を支えるものともなっています。

〈行政への「つなぎ」と意見具申〉

課題を抱えた住民の「つなぎ先」として行政はその基本となります。また、地域住民の代弁者として行政への意見具申も民児協の役割とされています（20 頁参照）。単位民児協は、日頃の各委員の活動を通じて地域のさまざまな課題を把握しています。行政や公的機関が設置する諸会議で意見を述べていくことも、意見具申の重要な機会といえます。

〈個人情報の提供〉

見守り活動などで使用する住民情報は行政から提供されるものが多くなっています。民生委員は、民生委員法において守秘義務が課されているため、本来であれば、すべての市区町村で個人情報が民生委員に適切に提供されるべきです。しかし、市区町村の個人情報保護に関する条例の内容の相違により、必要な情報が民生委員に適切に提供されないという課題があります。

民生委員活動において、なぜ情報の提供が必要なのか、またその管理方法等について民児協と行政でよく協議し、住民の福祉のために適切な情報提供が得られるような関係づくりが大切となっています。

〈行政における民生委員活動支援の責任〉

今日、行政からの協力要請は、防災、消費者保護、警察、消防等、多様な部門から行われており、それが委員負担となっている面も指摘されています。連携は、一方的な協力関係ではなく、それぞれの活動に対する双方向性があることが大切です。行政においても民児協活動、民生委員活動への積極的な支援が期待されます。

厚生労働省は、「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会報告書」（以下、検討会報告書）を平成 26 年 4 月に公表しています。

検討会報告書は、「民生委員法第 17 条、児童福祉法第 17 条では、民生委員・児童

委員の職務に関する指揮監督権限は都道府県知事にあり、市町村長には、民生委員・児童委員に資料の作成依頼や職務に関する指導をすることができるとしています。これは民生委員・児童委員の職務が地方自治体の事務としての性格と住民の福祉の協力機関としての性格を持ち合わせているものであることから、地方自治体は、この点を十分に認識し、民生委員・児童委員に対して積極的に支援すべきである」と指摘し、土日祝日といった行政閉庁日や夜間における支援の必要性などと合わせて、行政のサポート体制を強化していくことの必要性を提言しています。

民児協活動を支援していくことは、行政の責任でもあることについて適切な理解を得るよう働きかけ、その上にたってより良い関係づくりを進めていくことが住民の福祉の向上にもつながっていくといえます。

②社協との連携

社協は地域福祉推進の中核的団体ですが、民生委員を抜きに地域福祉活動は考えられません。長きにわたり民児協と社協は「車の両輪」といえる関係を構築してきました。生活福祉資金貸付事業、サロン活動をはじめ、社協事業へ民生委員が協力するとともに、心配ごと相談事業等、両者が協働し、取り組んできた事業も多くあります。

〈社協組織への民児協の参画〉

民生委員による住民ニーズのつなぎ先、また福祉のまちづくりの視点からも、今後とも、民児協と社協との連携・協働は不可欠といえます。民生委員法においても、各委員が社協の会員として加入するのみでなく、民児協組織として社協の部会などその一部となって活動することが想定されています。

それゆえ、民児協会長が理事、評議員などとして社協の部会活動や地区社協活動に参画することも多いと考えられます。さらに、社協が地域住民に呼びかけて策定する地域福祉活動計画に積極的に参加し、民生委員として地域住民の声を代弁し、意見具申していくことも考えられます。

「地域福祉活動計画」

社協が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。

〈民生委員活動、民児協活動支援に関する社協の責任〉

近年、共同募金をはじめ、社協会費の徴収など、社協が民生委員に多くの依頼を行っていることが民生委員の負担感の理由の上位にあげられています。

そうしたなかにあって、**社協においても民生委員に自らの活動への協力を求めるだけでなく、民生委員活動、民児協活動を支援していく姿勢が求められています。生活福祉資金の成り立ちが民生委員の世帯更生運動にあるように、社協と民生委員が積み上げてきた歴史的な関係を、今後も大切にしていかなければなりません。**

それだけに社協活動に民生委員が協力するばかりでなく、社協として民生委員活動を支援する具体的な取り組みが求められます。とくに市区町村民児協事務局が行政にある場合、社協は民生委員と具体的に関係を結んでいくことが求められます。

たとえば、**民生委員のPRや、ボランティアセンターを通じたなりて確保への働きかけ等、社協組織の特性を活かした支援活動が期待されています。**社協は、地域に根ざした地域福祉活動を展開している組織であるため、民児協とその理念が重なる部分が大変多いことが特徴です。

〈社協を「場」とした社会福祉法人との連携〉

今日、社会福祉法人の地域公益活動が求められ、社協、民生委員を加えた三者が連携した取り組みも期待されています。社協は、そのための「場」になることが求められています。

生活困窮者など制度の狭間にある人びとを地域から孤立させないための取り組みが求められ、そのための民生委員に対する期待が、生活困窮者自立支援法成立時に衆参両院で附帯決議に盛り込まれたほどです。社協と民児協が連携して、地域福祉実践が豊かに展開されるためにも、社協による民生委員活動への一層の支援が求められます。それは社協にとっての責任ともいえ、その理解のもと、より良い関係づくりを進めていくことが大切となっています。

(3) 自治会・町内会との連携

民生委員活動、また民児協活動においては、地縁組織、とくに自治会・町内会との連携は重要であり、日頃から緊密な関係づくりを意識していくことが大切です。

なぜなら、民生委員の選任の基盤が地域であること、そして地域住民の抱えるさまざまな課題を解決していくためには、住民参加に基づく地域での取り組みが不可欠だからです。

近年、加入率の低下や役員のなりて不足等により活動が形骸化している自治会・町内会も増加していますが、とくに単位民児協として自治会・町内会に積極的な働きかけを行い、連携・協働を深めていくことが期待されます。

まずは住民の関心が高い防災の取り組みを共同で行うといったことから、取り組みを進めていくことも考えられるところです。

自治会等との連携を深めることは、種々の情報提供を含め、委員活動への協力者を増やすとともに、民生委員への理解を通じて新たな「なりて確保」にも役立つと考えられます。



民生委員・児童委員候補者の選任における 自治会・町内会との連携

一斉改選等の際には、委員候補者は多くの地域で自治会・町内会等を通じて推薦されることとなっています。しかし、自治会等を区域に候補者の選任を担う「推薦準備委員会」の設置率の低下、また自治会長等の民生委員の役割・活動への理解不足等から、候補者が選任できない、また適任者とは思われない者が推薦されるといったケースの増加が指摘されています。

委員候補者の選任については、委員活動の実際を知る民児協関係者の意見が適切に反映されるなかで行われることが大切と考えられます。それゆえ、自治会や町内会の機能が低下している地域においては、前任の委員や民児協関係者が事前に自治会・町内会（長）に候補者を推薦し、それを踏まえて自治会・町内会として検討、推薦をしてもらうことで、民児協にとっても望ましい候補者の推薦を得ることにつながっているケースもみられます。

(4) 関係機関・団体との連携

〈包括的な支援体制の整備と関係機関・団体との連携〉

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人びとの生活領域における支え合いの基盤が弱まっているなかで、地域の暮らしの困りごとは、複雑化しています。このため、行政機関や専門機関においても、ひとつの機関や団体での対応は限界があり、関係機関・団体間の連携は地域全体の課題でもあります。

こうしたなかで、厚生労働省は「包括的な支援」の体制の整備を社会福祉法において市町村の努力義務とし、多様な福祉課題や生活課題に対して分野を超えて複合的な支援を行うことができる体制づくりを進めています。

特に、令和2年度からは市町村自治体の任意事業として創設された「重層的支援体制整備事業」は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関、介護分野の地域包括支援センターをはじめ、障がい者や子ども・子育ての制度における既存の相談支援機関が協働する仕組みづくり（多機関協働）を進めるものとしており、地域のさまざまな分野ごとの相談支援事業を一体的な取り組みとすることをめざしています。

民児協においては、市町村の包括的な支援体制の整備に向けた動きを踏まえ、民生委員が団体・機関と連携することで、委員が把握した生活課題を専門職などの支援につないだり、生活課題をかかえる住民の状況の共有が、行いやすくなるよう関わるのが大事です。

また、こうした関係機関・団体との連携のなかで、地域の専門職に民生委員活動、民児協活動を支援するための役割について理解を深めてもらうことが大切です。

①自立相談支援機関

生活困窮者自立支援法にもとづく相談機関です。さまざまな複合的な課題により困窮している住民の心配ごとや困りごとを広く受け止め、相談支援員がどのような支援が求められるかを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けて支援します。こうした支援を行うために、早期に支援ニーズを把握するためのネットワークづくりや、働く場や居場所の整備などを地域に働きかけます。

民生委員には、「支援会議」への参加が求められることも多いと思います。支援会議は法的には、すべての構成員に守秘義務があり、安心して情報共有を図ることが可能です。複合的な福祉課題や制度や支援につながりにくいような生活課題や困りごとについて、情報共有をはかり、支援につなげていくことが大事です。

②地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき設置され、地域住民の保健医療の向

上、虐待防止などの権利擁護、介護予防マネジメントなどを総合的に担う機関です。

地域包括支援センターは、多くの自治体において高齢者の生活課題に関する相談窓口として知られています。民生委員活動においても、高齢者や高齢者世帯に関する中心的な相談、連携先となっています。見守り活動や訪問活動を通じて地域の高齢者の生活状況や生活上の課題をよく把握している民生委員は、センターの職員にとって最も頼りになる存在であるといっても過言ではありません。

特に、地域包括支援センターで開催される「地域ケア会議」には多くの地域で現に出席している委員も多いと思います。地域ケア会議は、誰もが住み慣れた地域で最後まで生活を送ることをめざす地域包括ケアシステム構築に重要な役割を果たすもので、地域の幅広い関係者の出席を得て、困難事例の分析等を通じて、地域支援ネットワークの構築や地域課題の把握等を行います。

「地域ケア会議」も法的にすべての構成員に守秘義務があり、地域のさまざまな関係者と安心して情報共有を図ることができます。

③学校・保育所等との連携

虐待、貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、犯罪被害等、子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化、深刻化するなかにあっては、すべての民生委員が児童委員であることを意識し、民児協として子どもや子育て家庭に対する相談支援の取り組みを強化していくことが期待されています。

そして、そうしたなかにあっては、学校、幼稚園・保育所、さらには教育委員会との連携・協働を強化していくことが重要となっています。

〈子どもや子育て家庭の課題の早期把握のために〉

保育所や幼稚園、小中学校は、深刻な状況が続く児童虐待や、増加する子育て世帯の経済的困窮等の課題を早期に把握しやすい立場にあるものの、そうした家庭に対する相談支援までを十分に担える状況にはありません。

そのため、民児協として情報共有や役割分担を進めることで、子どもと保護者、それぞれに対する早期の効果的な支援の実現が期待されています。

〈学校との連携、協働のために〉

近年、小中学校と民児協との間で年に数回程度、「情報交換会」を開催するようになった地域も増加しています。しかし、民児協関係者からは、「校長や教頭が交代したところ、うまくいかなかった」との指摘も多く寄せられています。このことは、校長や教頭個人の理解に左右される面が大きく、学校と民児協との信頼関係がまだまだ十分ではないことを表しています。

子どもをめぐる課題の多様化のなか、**現在、小中学校にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職の配置も進みつつあります。**民児協として、校長や教頭等に加え、こうした専門職や養護教諭などとの連携を進めることも、効果的な連携、協働に有意義と考えられます。

〈教育委員会との連携の重要性〉

上記のように、校長や教頭の考え方により学校側の対応が変わるという状況の改善のためには、**教育委員会との連携を深め、学校関係者全体に民生委員活動、民児協活動の理解を深めてもらうことが大切といえます。**

とくに、小中学校の所管は市区町村の教育委員会ですから、ぜひ、市や区の連合民児協と一緒に、教育委員会の理解と情報の共有など、連携・協働のための取り組みを進めていくことが期待されます。

③その他の機関・団体等との連携

上記以外にも、民児協として連携すべき機関や団体は数多くあります。ここでは、都道府県・指定都市が設置する児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の3機関について説明します。

〈児童相談所〉

児童福祉行政の専門機関であり、その業務は、①市町村の区域を越えた広域的な見地から、実情の把握に努めること、②児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること、③児童およびその家庭につき、必要な調査ならびに医学的、心理学的、教育学的、社会学および精神保健上の判定を行うこと、④児童および保護者につき、前号の調査または判定に基づいて必要な指導を行うこと、⑤児童の一時保護を行うことです。

〈身体障害者更生相談所〉

身体障がい者福祉の専門機関であり、その業務は、①身体障がい者に対して医学的、心理学的および職能的判定を行うこと、②必要に応じて補装具の処方および適合判定を行うことです。また身体障がい者の便宜をはかるため、必要に応じて各地を巡回して相談、指導にあたっています。

〈知的障害者更生相談所〉

知的障がい者福祉の専門機関であり、その業務は、知的障がい者に関する課題の相談に応じ、あるいは医学的、心理学的および職能的判定を行い、それに付随した指導

を行うことです。また各地を巡回して相談、指導にあたっています。

民生委員は、これらの専門機関と市区町村行政や社協等を通して、または支援する家庭によっては直接に連絡を取り合いながら活動することもあります。これは、警察・消防といった行政機関、消費生活相談センター等の公的機関との連携も同様です。

さらに、民生委員が活動する地域には、社会福祉施設を設置するなど社会福祉事業を運営する社会福祉法人があります。社会福祉法人は社会福祉法に規定され、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、生活保護等に関する社会福祉事業を主たる事業とする民間の非営利法人であり、社会的な責任を有しています。したがって、民生委員活動との関わりが深い組織です。社会福祉法人には、地域における公益的な取り組みが求められており、民児協や民生委員と連携・協働するケースも増えています。

しかし、多くの機関や団体において、必ずしも民生委員・児童委員制度について十分な理解が得られていないこと、また一方的な依頼という形が多く、双方向での連携が図られていない面もあり、相互理解のもとでの連携が期待されます。

さらに、民生委員が活動する地域には、老人クラブ、ボランティア団体等の非営利活動組織もあり、高齢者世帯の日常生活支援などの活動が行われています。共に助け合う地域社会を創るために、こうした諸団体とも一層の協働が期待されています。

これまで、単位民児協の性格やその役割、会長に期待されること、さらに単位民児協の行う活動等について解説してきました。そして、そのなかでは単位民児協を構成する各委員の参加と協力、支え合いに加え、行政や関係機関・団体等との連携・協働の重要性を述べてきたところです。

こうした**内外の関係者の協力関係の基礎となるのは、単位民児協組織に対する信頼です**。住民に対する相談支援活動の基礎にあるのが信頼関係であるように、単位民児協の活動においても内外の関係者との信頼関係が不可欠です。

そして、**信頼関係を築くためには組織運営の透明性や公平性が不可欠であり、そのためには、ルールにのっとった運営、適切な事業計画と予算に基づく活動の実施が前提となります**。

そこで本章では、単位民児協の運営管理として、会則等の諸ルール、事業計画・予算ととともに、実務的にも十分な配慮が必要な一斉改選への対応、さらに委員の活動中の事故や個人情報の紛失時の対応について解説します。

1 会則等の整備

(1) 整備の必要性、意義

単位民児協は、各委員が対等な立場で参加し、自由に協議をしながら自主的に運営される組織です。

しかし、同時に、単位民児協は民生委員法第20条に基づき設置される「組織」であり、市区町村の行政からは、各種の調査委託などに伴い多くの世帯の情報も提供されています。そのことは、単位民児協組織の公的な性格を表すもので、地域における信頼維持のためにも、その運営は公正かつ適切であることが求められています。

こうした組織の適切な運営を担保していくために必要となるのが「会則」や「規約」と呼ばれる組織運営の基本ルールです。単位民児協として与えられた任務を適切に果たしていくためには、その目的や事業、運営の手続き等、必要な事項を明文化し、民児協を構成する民生委員全員の共通認識としておくことが大切です。

会則や規約（以下、会則等）を整備する意義をまとめると、以下のような点をあげることができます。

- ▶ 組織の目的や役割を内外の関係者に明確にすること。
- ▶ 適切なルールに基づき運営されている組織として、社会的な信頼を高めること。
- ▶ 会員である所属委員の責務や役割を明確にすることで、円滑な民児協運営につながる（会費の負担の明確化やルールに基づく役員の選任等）。

会則等は、一面では組織を構成する民生委員自身を縛るように感じられるかもしれませんが、それは同時に社会的信用を担保すること、また、さまざまな意見を有する民生委員が集って構成する単位民児協という組織をひとつにまとめていくことにもつながるものであることを意識することが大切です。

(2) 会則等

会則等は民児協組織の基本を定める最上位のルールといえ、法令との整合および民児協を構成する民生委員の合意のうえで定められるべきものです。

全民児連では、これまでも、同様に公益性の高い社協の定款等を参考に、単位民児協や連合民児協の会則等のひな型を提示してきました。そのなかでは、単位民児協の会則等として以下のような事項を記載することが適当としています。

- ・ 会の名称
- ・ 構成員（会員）
- ・ 会の目的
- ・ 事業
- ・ 部会等の設置
- ・ 役員に関する事項（会長・副会長・監事等の人数、役割、選任方法等）
- ・ 会議（定例会、総会、部会等）
- ・ 会計年度
- ・ 経費（民児協の運営財源）
- ・ 事務局

これらを盛り込んだ「会則」のひな型を72頁から掲載していますので、ぜひ参考にしてください。

もちろん、すべての単位民児協がひな型にある内容、表現を準用すべきというものではありません。たとえば、会の目的などは、それぞれの単位民児協において工夫をしながら成文化して構いません。

また、会則等は決して固定的なものではありません。会則等は、民児協を構成する

委員全員による「約束事」といえるものです。より効果的、自主的に民児協運営を行っていくために、法令に抵触しない範囲で、必要に応じて委員全員で協議し、その合意に基づき改正することで、時代に即した会則等となっていくのです。

今日においては、いずれの民児協でも会則等を有していると思います。よりよい民児協運営のために、ぜひ、その内容について再確認していただければと思います。

単位民生委員児童委員協議会 会則（ひな型）

（名 称）

第1条 本会は、〇〇〇町村（地区）民生委員児童委員協議会と称する。

（目 的）

第2条 本会は、民生委員法第24条に基づく任務を遂行し、もって地域における民生委員・児童委員活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

（構 成）

第3条 本会は、〇〇〇町村（地区）の民生委員・児童委員（以下、「会員」という。）をもって構成する。

（事 業）

第4条 本会は、第2条に定める目的を達成するため、以下の各号に掲げる事業を行う。

- 一 民生委員・児童委員活動に必要な資料の収集
- 二 民生委員・児童委員活動に関する調査研究
- 三 会員に対する研修及び情報提供
- 四 関係機関・団体との連絡調整
- 五 会員相互の親睦活動
- 六 その他、本会の目的達成のために必要な事業

（役員及び任期）

第5条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長〇名、会計〇名、監事〇名

- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠によって役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の選任）

第6条 会長、副会長及び監事は、会員の互選による。

- 2 会計は、会長が選任し、会員の同意を得るものとする。

（役員の職務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を取りまとめる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査し、会員に報告する。
- 4 会計は、本会の会計を司る。

(部会の設置)

第 8 条 本会に、事業実施に必要な部会をおくことができる。部会に関する規程は別に定める。

(会 議)

第 9 条 本会の会議は、定例会、総会、役員会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催する。ただし、必要ある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、原則として年 1 回以上開催し、前年度の事業報告、決算及び新年度の事業計画、予算並びに会則、諸規程の制定、改廃、その他本会にとって重要な事項を審議、決定する。

4 役員会は、会長、副会長、会計をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

5 会議の議事は、特段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計年度及び経費)

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

2 本会の経費は、会費、補助金、助成金、寄付金等をもってあてる。

(事務局)

第 11 条 本会の事務局は、〇〇〇におく。

2 事務局に、必要な職員をおくことができる。

(会則の変更)

第 12 条 この会則を変更しようとするときは、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

注) 1. 第 5 条 役員について、民児協として、「部会長」、「幹事」等を加えることも考えられる。

2. 第 8 条 部会について、設置する部会名を具体的に記載することも考えられる。その場合「本会に、以下の部会をおく」として、部会名を各号として列記することが考えられる。

(3) 諸規程

会則や規約は単位民児協組織の基本的事項を定めるものですが、円滑な組織運営、また活動上のルールを明確にするには、これに加え、特定の事項について、より具体的な取り扱いを定める「規程」「規則」といったものを整備することが適当といえます。

規程は、単位民児協運営の基本である会則や規約を補完するものであり、代表的なものとして以下のようなものが考えられます。

〈会費に関する規程〉

- ・単位民児協の会員（構成員）である1人ひとりの民生委員が払うべき会費の額、また支払い時期等を規定するもの。

〈部会に関する規程〉

- ・単位民児協に設置する活動のための部会や委員会について、その名称や目的、メンバー構成、会合の持ち方等を規定するもの。

〈会員の互助事業に関する規程〉

- ・民生委員同士の相互扶助の精神に基づき、慶祝金や弔慰金、見舞金等を贈る互助に関する事項等について規定するもの。

上記に加え、ぜひ定めておくことが望ましいものとして、個人情報の取り扱いに関する規程（ルール）があります。

民生委員活動の基本は、住民との信頼関係にあります。委員活動を通じて知りえた個人情報を適切に保護することは、この信頼関係維持になにより重要であり、人権尊重にもかかわるものといえます。

個人情報保護法の施行後、市区町村行政から民児協に対して、高齢者や障がい者等の情報提供が十分でなく、活動に支障が生じているとの指摘もなされています。民児協として個人情報の取り扱いルールを明確にしておくことは、行政との信頼関係を高め、必要な情報の提供を受けるための基盤形成にも大きな意味を有しています。

この個人情報の取り扱いについては、ぜひ早期にルール化を図っていくことが期待されます。

【個人情報取り扱いの留意点】

現時点では、全民児連として単位民児協向けの「個人情報取扱規程」といったものは提示していませんが、種々の資料でお示ししている個人情報取り扱いのポイントとしては以下のようなことがあげられます。

- ▶ 名簿情報等の管理ルールを明確にし、関係者が共通認識化する
- ▶ 民児協から関係機関・団体への情報提供は慎重に対応する
- ▶ 定例会や研修会で具体的事例を取り上げる際は匿名化等の配慮を行う
- ▶ 個人情報の掲載された資料は、会議終了後に回収、廃棄する
- ▶ 委員個人が保管する個人情報の範囲、保管、廃棄方法をルール化する
- ▶ 退任委員からの個人情報の返却や廃棄を徹底する

とくに単位民児協として、行政から調査等の委託に伴い提供された名簿や自主的に作成した災害時要援護者台帳等の管理方法、また不要となった個人情報をどのように廃棄するのか等については、常に全委員の共通認識として徹底しておくことが大切です。

また、LINE を使って民児協内で連絡を取り合っている場合には、やり取りの記録（トーク履歴）の取り扱いに注意を払う必要があります。トーク履歴に個人のプライバシーに関わる情報が残っている場合、そうした情報の削除や整理は民生委員個人の判断に任せるのではなく、民児協全体で対応を考えましょう。

LINE のグループ機能で部会や地区ごとにグループをつくり、情報を共有していた場合は、「グループのメンバーは誰か」を確認し、把握することが大切です。一斉改選などで委員の退任があったにもかかわらず、退任者が LINE のグループに残ったまま、民児協の活動や地域住民に関する個人情報などを送信しないよう注意しましょう。

LINE のトーク履歴の削除やグループの退会などの操作方法は、民生委員 1 人ひとりが確実に行えるよう、民児協全体で（必要に応じて事務局も参加するなどして）確認・共有しましょう。

ホームページや Twitter（ツイッター）などの SNS を民児協として活用している場合があると思います。ホームページや SNS のアカウントの管理者が退任する場合などに、管理者権限やアカウント管理者の移行作業が必要です。この場合にも個人の判断に任せるのではなく、民児協全体で管理方法や移行について確認しましょう。



個人情報取り扱いの基本

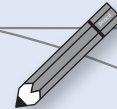
近年、民生委員による個人情報の紛失が相次いでいます。全民児連では、委員1人ひとりが留意すべき個人情報取り扱いに関するポイントをチェックリストとして示していますので、ぜひ、民児協としてご活用ください。



チェックリスト

常に心がけたい事柄

当てはまる項目をチェックしてみましょう。



- ☐ 個人情報の含まれる書類等は、家族の目にふれないように保管している
- ☐ 記録は、コピーしたり、外へは持ち出さない
- ☐ 不要になった情報は保持しないようにしている
- ☐ 本人に開示する可能性のある資料には、事実のみを記録している
- ☐ 収集時(相談を受けるとき)は、守秘義務や情報が必要な理由について説明している
- ☐ 支援に必要な情報のみを収集している
- ☐ 本人以外からの情報は、本人に確認するようにしている
- ☐ 目的以外に使用しないこと、提供の必要な場合の対応について説明し、本人の同意を得ている
- ☐ 口頭での同意の場合には、同意の範囲、日時などを書き留めている
- ☐ 記録そのものを会議(事例検討等)の資料にしない
- ☐ 研修目的で使用する事例は匿名表記とし、終了時に資料回収に努めている
- ☐ 民児協で個人情報保護について学習している(した)
- ☐ 民児協で、記録の引き継ぎや、支援のための関係者との情報共有のためのルールを決めている
- ☐ 民児協で、緊急時の対応のための基準・システムをつくっている

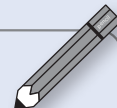
全民児連「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」より

また、ICT 活用に際しては、電子メールやLINE メッセージの「送信」や、SNS への「アップロード」を行う前に、いま一度、次のことを確認しましょう。



チェックリスト

ICT活用チェックリスト



- ☐ 送信先が正しいか、最後にもう一度確認しましょう
※同姓の方や、名称・活動内容が近似する団体のメールアドレスの誤選択、A 副会長に送信するつもりがB副会長のメールアドレスを選ぶなど、思い込みに気を付けましょう。
- ☐ 個人を特定できる内容や個人情報は書かれていませんか
※誰にでも間違いは起こり得ます。万が一、誤送信してしまった時に、個人情報の流出にならないような内容であるか、確認しましょう。
- ☐ 電子メールを複数人に一斉送信する際は、CC^{※1}、BCC^{※2}の確認を必ず行いましょう
※本来BCCで送るべきメールを誤ってCCで送信してしまうと、相手の了解なくメールアドレスを知らせてしまうことになり、情報の流出として問題になる場合もあります。
- ☐ LINE^{※3}で、委員個人に個別のメッセージを送るつもりなのに、民児協グループ画面を開いていませんか
※グループLINEに送ったメッセージは、グループ全員に対して送信されます。
- ☐ SNS^{※4}に写真を掲載する際、人物の掲載許可や、背景などに個人情報特定につながるものがないかを確認しましょう

※1 CC：カーボン・コピーの略。メール送信方法のひとつで、同一内容のメールを複数のメールアドレスに一斉送信する機能。CCで送ったメールは、受信者が他にどのメールアドレスに送信されているか表示されます。

※2 BCC：ブラインド・カーボン・コピーの略。CCと同じくメールを一斉送信する機能ですが、BCCで送信すると、受信者には他の送信先が表示されません。

※3 LINE：メッセージアプリの名称。スマートフォンを中心に利用され、メッセージのやり取りや、複数人で同時にメッセージの送受信ができる「グループ」機能があります。

※4 SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略。LINE（ライン）やTwitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）など、オンライン上で社会的ネットワークを構築するサービスの総称。

2 事業計画と予算・決算等

(1) 事業計画

①事業計画とは

単位民児協もひとつの組織であり、会員（構成員）である各委員から集めた会費や行政からの補助金等を財源として、計画的な活動を進めていくためには、事業計画と予算を作成すべきことはいうまでもありません。

事業計画は、1年間の活動の方針、重点目標、会議や研修日程、行事等の予定を具体的に盛り込んで作成することが望ましいといえます。

定例会や研修日程のみを表にした形で事業計画を作成している民児協もあると思いますが、

- ▶ この1年、どのような基本的な方針のもとで活動を進めるのか
- ▶ 具体的に実現をめざす重点目標

これらを明確にし、各委員の共通認識としておくことで、より計画的、効果的な活動を進めていくことが可能となります。

また、年間の定例会の予定や研修計画なども盛り込んでおくことにより、各委員が予定を立てやすく、参加率を高めることにもつながります。

具体的な事業計画書の様式案を次頁に掲載しておきますので参考にしてください。

もちろん、それぞれの地域特性や住民の抱える課題も異なりますので、それぞれの地域において、自らにふさわしい事業計画として作成することで構いません。部会を設置しているような場合、部会ごとに活動目標を設定することも考えられるところです。

ただし、あまり詳細に書き込みすぎず、要点を簡潔に掲示することが、誰もがわかりやすい事業計画になると考えられます。

〇〇〇町村（地区）民生委員児童委員協議会
令和〇年度 事業計画
（様式案）

1. 活動方針

本年度における本会の活動は、以下を基本方針とします。

- ① ×××
- ② ×××
- ③ ×××

2. 重点目標

上記の活動方針に基づき、以下の項目を重点として活動を進めます。

- ① ×××
- ② ×××
- ③ ×××

3. 事業

(1) 会議の開催

（会議の開催日程、議事等を記載する。表形式で可。）

- ①定例会
- ②総 会

(2) 研修の実施

（民児協内での研修会開催、訪問研修、都道府県研修等への派遣予定を記載。）

(3) 広報活動

（「活動強化週間」の取り組みや、広報誌の発行予定等を記載。）

(4) 関係機関・団体との連携、協働

（行政、社協、福祉関係団体、自治会・町内会、自主防災組織、学校等との連携、協働事業を記載。）

(5) その他

（活動に関して、上記に属さない事項を記載。）

-
- 注) 1. 部会を設置している場合は、上記に加え、「部会活動」として部会別の活動予定を記載する。
2. 調査研究を実施する場合は、「調査研究」として具体的事業名と概要を記載する。

②事業計画の作成方法

次に、事業計画の具体的な作成方法について紹介します。

具体的には、いつ、誰が、どのように、どのような内容として作成し、委員全体の総意とするのか、といったポイントがあると考えられます。

〈事業計画の作成時期〉

事業計画は、毎年、4月の新年度が始まるまでに、単位民児協を構成する各委員（会員）の承認のもとで作成しておくことが適当です。

そのためには、1月から2月の定例会において、次年度の事業について協議を行い、3月の会員総会もしくは定例会で組織として決定することが考えられます。

〈原案の作成者〉

単位民児協の事業計画案は、各委員の総意として決定されるべきものですが、その原案を作成する人が必要です。現状では、

- ・事務局が作成し、役員会を経て、定例会・総会へ
- ・会長が作成し、役員会を経て、定例会・総会へ

といった流れが多いと考えられます。

前者の場合、各委員が自らのこととして考えるという単位民児協の自主性、自発性という面で課題を生じやすい一方、後者の場合でも会長依存型の民児協運営に陥りやすいという課題があります。

いずれの場合にあっても、所属委員の声が広く反映させて原案を作成することがポイントとなります。

〈どのように作成するか〉

事業計画の作成にあたっては、上記のように、所属委員の声の反映とともに、以下のような点も踏まえつつ行うことが適当です。

- ▶ 行政等から要請される新たな取り組みがないか
- ▶ 活動に必要な予算的な裏づけはどうか
- ▶ 既存の活動について、見直すべきものはないか（既存事業の評価）
- ▶ 地域において、民児協として対応すべき新たな課題はないか

民児協活動は行政や社協と連携しながら進める面が大きいことから、民児協内での議論とともに、行政などとも早い時期から協議を行っていくことが望ましいと考えられます。

〈どのような内容を盛り込むか〉

事業計画書の様式案を78頁に掲載してありますが、この様式案の構成は大きく以下のようになっています。

- ▶ 年度の活動方針
- ▶ 年度の重点目標
- ▶ 具体的事業（総会、定例会予定、研修事業、広報活動等）

このうち、活動方針についてはすでに説明しているように、3年程度の中期の活動方針がある場合にはそれを踏まえつつ当該年度の活動方針を記載し、次いでその方針のもとで具体的な達成目標として掲げる事項を記すものです。無理に詰め込みすぎず、自分たちの力量に合った活動を考えることが大切です。

一部の単位民児協においては、会議予定表をもって事業計画書とし、定例会の日程等を修正するだけといった前年度踏襲型の事業計画が作成されている場合もみられますが、毎年度、既存の活動を見つめ直していくことが大切です。事業計画の作成を民児協活動の振り返りの機会としていくことが期待されます。



事業計画の立案にあたって～活動のPDCAを

単位民児協の事業を考えていく場合にも、「PDCA サイクル」の考え方に基づき、現状の活動を適切に評価し、翌年度以降の活動に反映させていくことが大切と考えられます。PDCA サイクルとは、ご存じの方も多いと思いますが、

- P plan（計画）
- D do（実施）
- C check（評価、点検）
- A action（改善）

の頭文字をとったもので、事業の計画を立案→計画に基づく取り組み→実施状況の確認→必用に応じて改善の措置、といった流れを繰り返すことによって、業務をより良く改善していこうというものです。

民児協活動においても、たとえば民生委員活動に対する住民の理解をどう深めていくかなど、継続的な活動において、こうしたPDCAの考え方に基づく検討を行っていくことが期待されます。

(2) 予算・決算等

①予算管理について

事業計画とともに大切なのが予算管理です。予算とは、事業計画を財政面から明らかにしたものということができます。

どのように素晴らしい事業計画であったとしても、それを執行するための予算面の裏づけがなければ、それは「絵に描いた餅」となってしまいます。また、一定の予算はあったとしても、計画的に使わなくては肝心の時に財源が残っていないといった事態にも陥りかねません。

予算は事業計画とセットで考えられるものであり、その作成は事業計画と並行して行われることとなります。予算は、当該年度中に発生が見込まれる収入、支出それぞれを積算し、すべてを予算書に盛り込むことが必要です。

単位民児協の予算書として考えられる様式を次頁に掲載しておきましたので参考にしてください。

単位民児協のなかには、収入・支出の実務を担う「会計」と呼ばれる役割を担う委員を選任している場合もあると思いますが、予算管理は会長にとっても重要な役割といえます。

とくに、単位民児協活動の財源は、会員である所属委員からの負担金（会費）や行政からの補助金等に多くを依存しています。もし会計処理において不適切なところがあれば、内外からの信頼にもかかわる問題となってしまいます。

それゆえ、民児協の会計に関する透明性を高め、財政状況を関係者にいつでも適切に説明できるような体制を確保しておくことが重要といえます。

予算管理とあわせて大切なのが、実際に現預金の出し入れを行う出納処理です。年度が終了し、決算書を作成した際に、あるべき預貯金の残高と実際の残高が異なっているようなことがないように管理することが必要です。

そのためには、民児協の活動において発生する収入、支出は、基本的に金融機関を介して行うことで通帳に取引の記録を残すとともに、発生時点で帳簿に記録し、通帳と帳簿の両者を定期的に突き合わせ、確認していくことが大切です。

〇〇〇町村（地区）民生委員児童委員協議会
令和〇年度 収支予算書
（様式例）

収入の部

(単位：円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	増 減△	摘 要
款	項	目				
1. 会 費	1. 会 費	1. 会 費				
2. 補助金	1. 補助金	1. 補助金 2. 委員活動費				
3. 委託金	1. 委託金	1. 委託金				
4. 寄付金	1. 寄付金	1. 寄付金				
5. 雑収入	1. 雑収入	1. 雑収入				
6. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金				
合 計						

支出の部

(単位：円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	増 減△	摘 要
款	項	目				
1. 会議費	1. 会議費	1. 会議費				
2. 事務費	1. 役務費 2. 旅 費 3. 事務諸費	1. 役務費 1. 旅費交通費 1. 事務諸費 2. 〇〇費				
3. 事業費	1. 事業費 2. 慶弔費	1. 活動費 2. 研修費 3. 資料費 4. 広報費 5. 〇〇費 1. 慶弔費				
4. 委員活動費	1. 委員活動費	1. 委員活動費				
5. 負担金	1. 負担金	1. 負担金				
6. 予備費	1. 予備費	1. 予備費				
合 計						

注) 1. 収入の部、支出の部にある「委員活動費」は、民生委員・児童委員活動費（実費弁償費）である。
2. 収入の部、支出の部とも、収支の内容を適切に表示するため、「項」「目」の欄には、必用な科目を追加して記載する。

②民生委員・児童委員活動費と会費の取り扱いについて

民児協の予算管理に関係して留意すべきことに、民生委員・児童委員活動費の取り扱いがあります。

民生委員には、日々の委員活動において必用となる交通費や通信費に充てるべき実費弁償費として活動費が支弁されています。

この活動費については、市区町村によっては委員全員分を一括して民児協に振り込み、民児協から各委員に支弁するケースも多いと思います。

その際、各委員に支弁する前にその一部を民児協の事業などに充当することとして控除し、残額を支弁する取り扱いをしている場合がみられます。

本来、委員活動費はその全額を各委員に支弁すべきものであり、このように事前に控除する方式は望ましいとはいえません。とくに、慣例として各委員に事前に十分な説明をせずに行っている場合、民児協内で疑義が呈せられる場合もあり、注意が必要です。

全民児連では、この活動費の取り扱いについて、平成 20 年に以下のとおり全国的な申し合わせを行っていますのでご確認くださいと思います。

民生委員・児童委員活動費の取り扱いについて（全民児連申し合わせ）

平成 20 年 5 月 15 日

- 活動費は、民生委員・児童委員に関する日常的活動に係る実費弁償費として支給されるものであり、原則としては民生委員・児童委員本人に直接渡されるべきものである。
- ただし、民児協事業の運営上の理由で、事前に活動費の一部を徴収する場合は、当該民生委員・児童委員に対して十分な説明がなされ、合意が得られるような手続きをとることが必要である。
- 例えば、民生委員・児童委員に対して、事前に徴収額に関する明細を提示し、承諾を得る等がこれにあたる。
- また、このような活動費の取り扱いに関わる規定・内規等を定めることが望ましい。
- なお、民児協活動の上で実施する視察研修は、視察目的やプログラムが明確であることが重要であり、関係法令を遵守することはもとより、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないように努めることが肝要である。

この全民児連での申し合わせは、各都道府県・指定都市民児協会長の会議において行われたものです。

とくに最後の項は、各委員の活動費から控除し、積み立てた財源を県外視察研修に充てる場合において、そのプログラムが研修というより観光目的が主であった場合に、内外の関係者から疑問の声が呈せられることがあることから盛り込まれたものです。

あらためて民生委員・児童委員活動費の取り扱いに関するポイントを整理すると、以下のようにまとめることができます。

- ▶ **民生委員・児童委員活動費は、原則としてその全額を各委員に支弁すべきこと。**
- ▶ **特段の事情により事前に控除する場合は、その控除額の積算明細を示し、各委員の同意を得ること。**
- ▶ **事前控除の取り扱いを行うことについて、規定化を図っておくことが適当。**

ここでいう「特段の事情」とは、たとえば単位民児協に属する委員数が多数に上るために、あらためて各委員から納入してもらうこととした場合に事務が煩雑となる場合などが考えられます。

「規定化」を図るという点については、「会費規程」といったものを制定し、そのなかで、会費額や納入方法(活動費からの控除)を明示するといったことが考えられます。

なお、会費として控除したものの一部を視察研修の費用に充てることについては、**就業や家庭の事情から視察研修に参加できない委員もいることが考えられ、参加できない場合の取り扱い（本人への返還など）についても民児協内でよく話しあっておくことが大切といえます。**

③決算について

単位民児協活動に伴う1年間の収入、支出の見込みを勘定科目別に合計したものが予算であるのに対し、その年度内に発生した収入、支出の実績すべてを合計したものが決算書です。

決算書の様式は予算書とほぼ同様ですが、

- ▶ 予算書は、前年度予算と当年度予算の比較
- ▶ 決算書は、予算額と決算額の比較

の形で表示するものです。

決算書は予算書と同様、内外の関係者に当該年度の活動の実績を示す資料として重要な意味をもっています。

行政に対しては、受領した補助金や委託金を適切に使用したことについて、事業報告書と共に説明する資料となります。また所属委員に対しては、納入された会費を適切に使用している旨を明らかにすることで説明責任を果たすこととなります。

決算書は、1年間の活動を数値化したものであることから、民児協の活動を振り返る資料ともいえます。

予算と比較し、大きな増減が生じている場合には、その理由について分析することが大切です。たとえば、支出決算額が予算よりも大幅に減少している場合は、未実施となった事業があるのか、逆に支出額の方が予算額よりも大きく増加している場合は予定外の事業を実施したのか等、その理由を分析し、次年度以降の予算に反映していくことが考えられます。

決算書を分析することで、活動上の「ムリ」や「ムダ」が見えてくることがあります。単位民児協の活動財源の多くは民児協を構成する1人ひとりの委員からの会費に負っていると考えられますので、事業計画や予算と同様、事業報告、決算についても民児協全体で協議することが大切といえます。

3 一斉改選、委員交代等への対応

(1) 改選・委嘱の手続き

①準備すべき事項とスケジュール

3年に1回の一斉改選は、多くの委員の交代が発生することもあり、民児協としても計画的に準備を進める必要があります。

民生委員活動の原則のひとつに「継続性」があります。これは、課題を抱える住民への支援は、区域担当の民生委員が交代した場合であっても、後任の委員に適切に引き継がれるというものです。

一斉改選によってこの「継続性」が途切れてしまわないよう、計画的に委員候補者の選任や引き継ぎを進めていくことが重要といえます。

〈民児協としての一斉改選の受け止めについて〉

今日、とくに単位民児協会長にとっては、一斉改選で欠員を生じないように、いかに新たな「なりて」を確保していくかが大きな課題となっています。

たしかに「なりて」確保は大きな課題ではありますが、一方で**一斉改選を現在の民児協活動を総括する、振り返る機会として考えていく、また地域関係者との連携を強化する機会と捉えていくことも大切です。**

たとえば、委員の交代がない場合でも、単位民児協ごとに各委員が保有する「福祉票」や「児童票」（140頁参照）等の点検を行い、不要な資料を民児協として適切に処分する機会とするといったことも考えられます。

〈民児協としての準備事項〉

一斉改選に向けては、単位民児協として、次のような事項について対応が必要となります。

- ▶ 委員定数やそれぞれの委員が担当する区域割りについての検証
→必要に応じて、市や区の段階の民児協、行政との協議
- ▶ 現任委員の次期継続の意向確認に基づく新たな委員候補者の確保
→自治会・町内会、社協、行政等との連携による「なりて確保」
- ▶ 退任委員が保有する世帯情報等、活動に関する資料等の返却準備
→世帯票や福祉票、児童票、避難行動要支援者名簿等の個人情報
→民生委員に貸与される徽章・門標等の返却依頼

- 新旧委員の円滑な引き継ぎのための準備
 - 退任予定委員と協力し、担当区域、要支援世帯情報の整理
- 新任委員への研修準備（委員活動や民児協活動、活動ルール等）
 - 活動内容や活動上のルール、関係機関等の説明用資料の準備

〈準備スケジュール〉

一斉改選に向けた各民児協での取り組みは、改選日（12月1日）の約半年前からスタートしているところが多くなっていると思われます。

これは、自治体から具体的な改選事務のスケジュール等が提示される時期に合わせていると考えられますが、余裕をもった準備のためには、改選日の1年前程度から計画的に取り組むことが望ましいと考えられます。

考えられる準備スケジュール

時期	準備事項（○は民児協での取り組み）
改選の1年前程度～	○現任委員への次期継続に関する意向確認 ○委員定数、民児協内での担当区域の見直しの必要性についての検討と市区町村行政等との協議 ○自治会・町内会、社協等への次期候補者選任への協力依頼
改選年 6月頃～	・地域における委員候補者の選任開始 自治会・町内会への説明→推薦準備会の開催等 ○新たな委員候補者への民生委員活動等の説明
8月～9月頃	・市区町村民生委員推薦会での候補者審査→審査後、県へ推薦 ・都道府県（指定都市、中核市）での候補者審査手続き ・都道府県等より国への候補者の推薦
10月頃	○退任する委員の保有情報（福祉票、名簿等）の整理 退任に合わせて民児協に返却を依頼
11月頃	○新任委員への説明（研修）に向けた準備
12月	・新任期の委員の委嘱（12月1日） ○新旧委員による引き継ぎ、地域住民・関係者への挨拶等

ここで紹介している準備事項等は主要なものであって、全部ではありません。またスケジュールについても、行政との関係で都道府県等により異なることもあると思います。

なにより大切なことは、準備が必要な事項を早期に整理し、計画的に準備を進めていくことといえます。

②留意すべき事項

民児協として行う一斉改選の準備のなかでも、とくに以下の点については、行政、自治会・町内会、社協等と十分に協議しつつ、対応することが必要です。

〈民児協の委員定数や各委員の担当区域割りの設定〉

高層マンション建設等により世帯数が急増している地域、また高齢化率の上昇等により見守りが必要な世帯が増加している地域等では、区域担当の委員数の増員、担当区域割りの見直しを行うことにより担当委員の負担軽減が必要な場合もあり、民児協内、また市区町村行政とも十分な協議が必要です。

これは、委員の負担が増加するなか、支援が必要な住民への訪問や相談活動がままならないといった事態が生じることは、住民にとってマイナスとなることを、行政を含む関係者が認識し、対応することが大切です。

〈責任をもって活動できる委員候補者の選任〉

民生委員の「なりて確保」が課題とされるなか、委員活動の実際を十分に説明せず、「定例会だけ出てもらえばいい」などとして、まずは民生委員になってもらおうとするケース、また自治会や町内会から形式的に候補者が推薦されるケースが増加しているとされています。

こうした状況のなか、「聞いていた話と違う」などとして、民生委員就任後、すぐに退任してしまうケースも一定数あるとのご指摘も少なくありません。

地域住民のためにも、委員候補者には事前に適切な説明を行うとともに、本人にも一定の理解のうえで、責任をもって委嘱を受けていただくことが望まれます。

〈欠員が生じた場合の対応方法の検討〉

近年、一部の単位民児協においては、欠員となる区域が常態化する等、一斉改選において欠員が避けられない事態も生じています。

こうした欠員が想定される場合には、単位民児協内での実行上の担当区域割りの見直し、隣接区域担当の民生委員や民児協会長等によるカバー、市区町村や社協が委嘱する「福祉委員」等との協力による対応等、その対応方策を事前に検討しておくことが住民の福祉のためにも大切です。

(2) 引き継ぎの実際

①新旧委員の引き継ぎ

新旧委員による引き継ぎは、当事者任せにするのではなく、単位民児協組織として関わっていくことが大切です。退任する委員も、どのような準備をし、どのようなことを引き継げばいいのかわからないことも多いと思います。さらに、担当区域の住民、また関係機関との人間関係などは簡単に引き継げるものではありません。

それゆえ、**単位民児協組織が適切に関わるなかで、新旧委員が安心して引き継ぎをできるようにしていくことが大切です。**その留意点として、以下のような点があげられます。

〈時間をかけて、ていねいな引き継ぎを行う〉

民生委員の役割や活動は幅広く、1回の引き継ぎですべてを伝えることは困難です。新任委員の負担にも配慮し、複数回に分けて行うといった配慮が大切です。

そのため、退任する委員にも、退任後も一定期間協力を得られるように理解を得ておくことが適当です（担当区域の世帯への挨拶の同行等）。

〈計画的な準備と民児協組織としての関与〉

退任する委員が適切な引き継ぎができるよう、説明すべき事項、引き継ぐべき資料・情報等をリスト化し、退任する委員に退任日の数か月前に提示し、計画的な準備を依頼することが望まれます。

また、引き継ぎ時には、会長等の役員が立ち会い、必要に応じて補足説明を行うといったことも大切です。

〈資料等を引き渡すだけでなく、「経験」を引き継ぐ〉

引き継ぎは、福祉票や児童票、高齢者名簿等を引き継ぐだけでなく、担当区域や世帯の状況等、前任委員の「経験」を伝えることが大切です。

また、民生委員として不可欠である活動原則や心構え（住民の立場にたった支援、人権の尊重、政治活動への地位利用禁止等）について伝えることも重要です。

〈単位民児協として活動ルールの再確認や世帯情報等の整理を〉

一斉改選後の引き継ぎは、新任委員への説明だけでなく、すべての委員にとって、委員活動や民児協活動に関する諸ルールを再確認するとともに、不要となった世帯情報を適切に処分する機会とすることも大切です。

個人情報の取り扱い、金銭の取り扱い、災害発生時の連絡方法等の諸ルールを委員

全員で再確認するとともに、支援が終了しながら保有し続けている世帯情報等を集め、適切に廃棄するといったことも重要です。

【参考 退任する委員の引き継ぎ準備のポイント】

以下に、退任する委員向けの、引き継ぎに向けた準備のポイントを示しますので参考にしてください。

一斉改選に向けた引き継ぎ等の準備ポイント

ポイント1 福祉票などの整理を進めましょう

引き継ぎの際に慌てないためにも、とくに「福祉票」など諸票は、日頃からきちんと整理しておくことが重要です。退任前までに記載内容を点検し、最新の情報が反映されているようにしましょう。

ポイント2 必要な情報は、本人や家族に確認して引き継ぎましょう

「福祉票」などには、住民のプライバシーに関わる情報も含まれていますが、支援が途切れることなく行われるためには、後任委員に引き継がれる必要のある情報もあります。

事前に本人や家族に「引き継いで良いことかどうか」を相談し、了解を得たうえで引き継ぎましょう。なお、活動に必要な情報は引き継がないようにしましょう。場合によっては、必要な情報だけを抜き書きするなどの対応が必要になります。

ポイント3 活動に必要な地域情報も引き継ぎましょう

単に書類を引き継ぐだけではなく、それまでの活動の経験に基づいた、地域の状況や福祉課題等の細やかな情報も引き継ぎましょう。ただし、常に客観的な情報を伝えるよう留意しましょう。

ポイント4 後任委員が円滑に活動できるよう準備しましょう

引き継ぐべき要点の一つに、住民との信頼関係があります。信頼関係はすぐには築けるものではありません。前任者として後任委員の相談に乗り、アドバイスなどのサポートも大切です。

担当区域内では前もって交替について知らせておき、引き継ぎ後に速やかに後任委員を紹介できるようにし、後任委員が円滑に活動できる環境を整えましょう。

ポイント5 委員活動の心構え、やりがいや喜びも伝えましょう

後任委員に、活動の内容や範囲、心構えなどについて、できるだけ具体的に説明できるよう準備しましょう。加えて、委員活動のやりがいや喜びなど、新任研修や会長からの話などとは別に、前任者から丁寧に伝えてもらうことで、後任委員の意欲や積極的な活動にもつながります。

②会長交代時の引継ぎ

会長は単位民児協の代表者であり、民児協活動全体や所属委員への配慮、外部の関係機関・団体との折衝等、幅広い役割を担っていることから、後任会長への引き継ぎはきわめて重要です。**会長の役割とともに、単位民児協の抱える課題、今後への展望等についても、適切に引き継いでおくことが望まれます。**

また、自らの退任にあたっては、以下のような点にも留意が必要です。

〈外部団体等の役職の取り扱い〉

会長は、行政や関係機関・団体の役職を引き受けているケースも多いことから、その役職を後任者に継続してもらう意義や必要性を勘案し、後任会長への適切な説明とともに、相手先への連絡も行っておくことが適当です。

〈連合民児協での役職の取り扱い〉

単位民児協の会長だけでなく、市区や都道府県といった連合民児協の役員となっている場合もあると考えられます。

連合民児協役員には、より広域での民児協活動を指導する役割があることから、退任に際しては連合民児協での引き継ぎにも時間を充てられるよう、留意していくことが大切です。

〈後任会長のサポート〉

会長には、1人ひとりの委員の引き継ぎを支援する役割もあり、一斉改選時にはかなりの負担が生じることとなります。しかし、近年は、民生委員としての経験が浅いなかで単位民児協会長となるケースも増加しており、後任会長が十分にこうした役割を果たせるとは限りません。

そこで、前任会長として、退任後も必要に応じて後任会長の支援を心がけることが期待されます。

(3) 任期途中での退任、委嘱への対応

一斉改選以外の時期においても、委員本人やその家族の健康面や仕事等の理由から、民生委員を退任せざるを得ないケースも発生します。

一斉改選とは異なり、こうした任期途中での退任に際しては、事前に後任者を選任しているケースは多くはないことから、当面欠員となる区域の住民に対する相談支援の継続性にとくに配慮が必要となります。

こうした任期途中での委員退任に際しては、以下のような点に留意が必要となります。

〈担当区域を誰がカバーするか〉

後任者が決まるまでの間は、隣接区域を担当する民生委員や民児協の正副会長が当該区域のカバーを行うことが考えられます。また、主任児童委員も民生委員の一員ですから、主任児童委員活動に支障を生じない範囲で一時的に当該区域での活動に協力してもらうことも考えられます。

さらに、自治体の「福祉委員制度」などがある場合は、そうした人びとも連携しつつ、見守り訪問等の活動を行っていくことも選択肢といえます。

〈退任委員の引き継ぎについて〉

一斉改選の場合とは異なり、引き継ぎを行うべき後任委員が決まっていないケースが多いことから、正副会長等の役員や事務局が退任委員から適切に引き継ぎを受けておく必要があります。

〈後任委員に対する支援について〉

任期途中での委員退任があった場合(もしくは一斉改選時に欠員となっていた場合)に、任期途中で委嘱された新任委員への研修は、都道府県等で年に1回程度行われていますが、委嘱から研修までに時間を要する場合も多くみられます。

そのため、単位民児協や市区民児協での研修が重要となってきます。とくに一斉改選とは異なり、新任委員の不安も大きいことから、会長等を中心に、民児協として十分なサポートをしていくことが大切といえます。

4 事故発生時の対応

(1) 活動中の委員の負傷事故

近年、民生委員活動中の負傷事故が増加しています。全民児連が平成 26 年度に創設した「民生委員・児童委員活動保険」には年間約 300 件～ 500 件の事故報告が寄せられる状況となっています（下図参照）。

単位民児協においては、万が一、こうした活動中の負傷事故が発生した場合の対応について、あらかじめメンバー全員で確認しておくとともに、事故防止のための啓発活動を進めていくことが大切になっています。

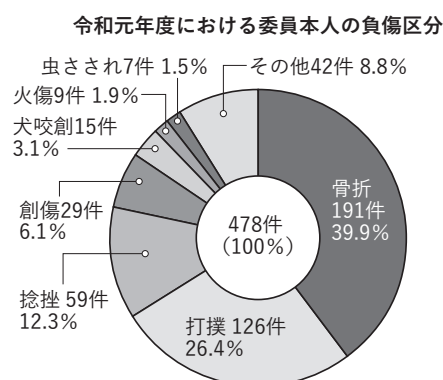
〈事故はどのような状況で生じているか〉

全国では、毎日のように、委員活動中の負傷事故が発生しています。

多くは、以下のようなケースで発生しています。

- ▶ 訪問先に向かう途中、道路の段差でつまずき転倒
- ▶ 訪問先に自転車で向かう途中、歩行者や自動車を避けようとしてバランスを崩して転倒
- ▶ 定例会の準備中、折り畳み机を足の上に落とす、指をはさむ
- ▶ 子育てサロンや地域行事で、子どもがぶつかってきて転倒

このように、多くのケースはちょっとした注意で避けられる事故ですが、こうした事故により骨折し入院が必要になったり、後遺障がいが残ったり民生委員を退任せざるを得なくなったケースもみられます。



〈事故が起こった場合の対応〉

活動中の事故により委員が負傷した場合は、なにより適切な治療と療養が最優先です。委員活動を優先し無理をすると、かえってケガなどを悪化させてしまうこともあります。治療、療養が長期間に及ぶ場合は、民生委員活動が困難となりますので、当該委員の担当地域を正副会長や隣接区域の委員でカバーするといった対応も必要となります。

なお、こうした対応は、負傷だけでなく、病気の場合も同様です。

〈負傷した委員本人への補償制度について〉

委員活動中の負傷事故の場合には、

- ▶ 地方公務員災害補償制度に基づく補償
- ▶ 民生委員・児童委員活動保険に基づく保険金支給
- ▶ 全国民生委員互助共励事業に基づく公務災害見舞金支給

の3種類の補償および見舞いの制度があります。

手続きや要件はそれぞれに異なっており、市区町村民児協事務局を通じた申請手続きが必要となります。まずは、委員本人の負傷の程度や事故発生時の状況を民児協として確認し、委員活動中の事故である場合には、上記の各制度の申請手続きについて本人と相談のうえ、必要な手続きを行っていくこととなります。

【民生委員活動中の負傷事故に対する補償や見舞いの制度】

ア) 地方公務員災害補償制度

- ・ 民生委員は、非常勤・特別職の地方公務員と位置付けられています。よって、地方公務員災害補償法第69条の規定により、各県の条例で定める災害補償制度の適用対象とされています。
- ・ 市区町村を通じて申請手続きを行い、認定されれば補償金が受けられます。要件や補償額等の詳細は市区町村行政にご確認ください。

イ) 民生委員・児童委員活動保険

- ・ 全民児連が全国すべての民生委員を加入者として保険会社と一括契約、死亡時1,200万円、また入院（日額6,500円）、通院（日額4,000円）、後遺障がい等の保険金が支払われます。
- ・ 原則、市区町村民児協事務局を通じて保険会社に申請手続きを行うもので、所属民児協会長による委員活動中の事故であることの証明が必要です。

ウ) 全国民生委員互助共励事業公務傷害見舞金

- ・ 全国の民生委員が毎年度負担している会費をもとに、全民児連が実施している全国の民生委員の相互扶助としての見舞金の支給事業です。
- ・ 医師の診断書を添えて、都道府県・指定都市民児協を介して全民児連に申請、年4回の審査会を経て、最大20万円（死亡時）の見舞金を支給。

※公務疾病見舞金の制度もあります。

(2) 委員が保有する個人情報の紛失

近年、民生委員による個人情報の紛失事例が増加しています。

民生委員活動は、住民との信頼関係が基本であるため、こうした個人情報の紛失は民生委員に対する社会的信頼を揺るがすことにもなりかねず、なによりその防止に努めることが重要ですが、万が一、紛失が発生した場合には、行政と連携した迅速、適切な対応が必要です。

〈個人情報紛失の状況〉

民生委員による個人情報の紛失は、以下のような状況で多く生じています。

- ▶ 住民から預かった行政への申請書類をコンビニエンスストアのコピー機でコピーした際に、原紙を置き忘れた
- ▶ 市区町村行政から依頼された高齢者世帯の訪問調査において、訪問先名簿と調査用紙を訪問活動中にどこかに置き忘れた
- ▶ 訪問先世帯の情報等、活動に必要な資料一式が入ったカバンを自家用車や自転車のかごに入れていたところ、盗難被害にあった

これらは、「書類のコピーはとらない」、「不要な資料は持ち歩かない」といった基本ルールを守ることによって多くは防止することができますので、継続的に単位民児協内で確認、注意喚起することが望まれます。

〈紛失が発生した場合の対応〉

まず単位民児協会長および市区町村行政の担当課に迅速に報告することが大切です。これは、紛失情報の対象者の人数により異なるものではなく、たとえ1人分の情報であっても同様です。

民生委員が保有する個人情報は、要支援者の情報であることが多く、万が一にも悪用されることがないように、迅速な対応を心がける必要があります。

そして、市区町村行政の担当課と相談のうえ、本人への謝罪等を行うこととなります。

なお、民生委員・児童委員活動保険においては、個人情報の漏えい時の本人謝罪に要する費用の補償も盛り込まれています。

なお、個人情報取り扱いの留意点については、75・76 頁に記載しています。

単位民児協運営 Q&A

単位民児協運営に関して、よくある質問について、その考え方を解説しています。

なお、この Q&A は基本的考え方をまとめたものですので、参考としてご利用ください。

Q1

民生委員・児童委員の任期が4月ではなく 12月からとされている理由を教えてください。



民生委員・児童委員の任期が12月1日からとなったのは、昭和28年からです。それまでは任期は委嘱日から3年間とされていたため、各委員の任期はまちまちとなっていました。これでは委嘱手続き等も大変であることから、昭和28年の民生委員法改正の際に、欠員に係る補充選任の場合は、「その任期は前任者の残任期間とする」と改められるとともに、附則の経過規定において、当時の現任委員の任期をすべて昭和28年11月30日までにすることとされ、これにより一斉改選の時期（任期の始期）が12月1日で統一されることとなったものです。

現在、民生委員のなりて確保が課題とされるなか、民児協関係者からも任期を4月1日からとすることで、なりてを確保しやすくなる、行政や民児協の事業年度である4月～3月に合わせられる、といった意見も聞かれるところです。

これに対して、厚生労働省では、**4月1日の改選とすると、**

- **民生委員と行政担当者等が同時期に異動することになり、住民の生活に必要な援助を途切れなく提供することに支障が生じるおそれがある**
- **住民も4月1日に生活環境が変わることが多く、この時期に民生委員が変わることで、住民の生活状態の適切な把握に支障が生じることも考えられる**

**といった点から、12月1日改選の方が民生委員による住民支援が円滑に行われると
しています。（「国政モニターの声に対する回答」より）**

民児協の事務局である行政や社協は4月が人事異動の時期であり、この時期に民生委員の改選が重なると、改選の事務や新任委員研修の実施への影響が懸念されます。また、多くの自治体における小中学校の新入学生に係る就学援助制度の利用申込への協力をはじめ、年度初めに民生委員が果たす役割には大きなものがあります。近年の一斉改選では全委員の約1／3が交代するなか、4月改選とすると、この年度初めの住民への支援という面での影響が懸念されます。

単位民児協を含め、改選後、12月から3月までに新任委員研修、民児協の役員選任、新体制での事業計画策定等を行うことで、翌年度の初め（4月）から本格的に活動できる体制が確保されている面があるとも考えられます。

Q2

私の地域では、自治会・町内会の会長も1年の輪番制で、民生委員の推薦を依頼することが困難です。どのように委員候補者を確保すればいいでしょうか。



民生委員は地域を基盤として活動するものであり、住民の理解と協力、自治会・町内会、自主防災組織等の地縁組織との連携なしには円滑な活動は困難といえます。

それだけに、民生委員候補者の選任についても、自治会・町内会等の協力のもと、地域として行ってもらうことが望ましく、全国的に自治会・町内会（長）への依頼が行われていると考えられます。

たしかに、近年、自治会・町内会への加入率の低下、また自治会・町内会の役員も1年交代などのため、その役員も地域住民のことをよく知らず、適任者を推薦することが困難な地域も増加しているとされます。

今日、**民生委員に求められている役割を考えると、民生委員候補者の選任に際しては、民児協会長をはじめ、民生委員活動の実際をよく知る者の意見も加味しながら行われることが望ましいと考えられます。**

それだけに、自治会長や町内会長において候補者の選任が難しいような場合は、とくに**単位民児協会長や前任委員などが、行政や社協等とも協力しながら委員候補者を選任のうえ、自治会や町内会などに提案し、推薦を得る**ことが考えられます。

この場合、

- 社協のボランティアセンターと連携し、地域でボランティア活動に参加している者
- 障がい者団体や子育て支援活動を行う団体の関係者
- 小中学校の学校評議員や運営委員として活動している者

など、関係機関や団体の活動に参加している者から候補者を推薦してもらうことにより、一定の経験を有する者に民生委員となってもらうことも期待されます。

Q3

委員候補者に対し、活動内容を詳細に話すとなりてがいなくなります。
かといって話した以上の内容をお願いすると、「聞いていた話と違う」と言われてしまいます。どこまで活動の実際を説明すべきでしょうか。



たしかに一斉改選において、欠員を生じたくないとの思いは、全国の民児協において共通と考えられます。

しかし、民生委員として委嘱を受ける場合には、一定の覚悟と責任感をもってもらうことが望ましいといえます。それは、委嘱後、すぐに辞任するようなこととなってしまうと、後任者探しにあらためて時間や労力を要することとなり、その間、他の委員がカバーするにしても、担当区域の住民にとっても影響が生じる場合も想定されるからです。

そのため、民生委員・児童委員制度やその活動、また民児協組織について、基本的事項は書面（資料）をもって説明することが望ましいといえます。

全国での取り組みを見ても、最低限、以下のような項目を説明しておくことが適当と考えられます。

- 法的位置づけ／活動概要／守秘義務／民生委員活動費
- 民児協組織とその活動
- 定例会や研修への参加、「活動記録」の記入

活動内容の説明をすると辞退されてしまう背景には、ひとつは地域において「民生委員は大変だ」という受け止め方をされていることがあると思われます。また、民生委員となれば、さまざまな依頼事項等にすべて対応しなければならないといった義務感を強く感じるからかもしれません。

ついては、**最初から無理をする必要はなく、少しずつ活動に慣れていってもらえばいいこと、また民生委員だけが頑張らなければならないのではなく、民生委員を支援する仕組みや関係者がいることも説明してみましよう。**

さらに、単位民児協会長等のベテラン委員だけでなく、**1期目の委員から、自分自身の経験なども紹介してもらうことで不安を和らげることも効果的**と思われます。

Q4

新任委員から、「聞いていた話と異なり、活動が大変なので辞任したい」との申し出がありました。どうすればいいでしょうか。



「無理をせず、可能な範囲の活動から取り組んでもらうことでも構わない」旨を説明し、引き続き民生委員として活動してもらえるよう理解を求めていくことが望ましいと考えられます。

本人とよく話すなかで、どういった部分が負担となっているのかを把握し、軽減できる部分に対応していくことも必要と考えます。

こうした申し出の背景には、前問と同様、欠員を出したくないとの思いのなか、委嘱前に民生委員活動についての具体的な説明が不足していたことが大きいと思われます。また、ベテランの委員と新任委員では、たとえ活動内容は同じであったとしても、負担感が異なることもあるといえます。それだけに、委嘱前の適切な説明と委嘱後初期の活動におけるサポートが大切です。

Q5

新任委員や経験の浅い委員が単位民児協で少なく、年齢面からも孤立していますが、どうすればいいでしょうか。



単位民児協は、すべての委員が対等な立場で参加し、お互いに支え合いながら活動していく組織です。しかし、ご質問のように経験年数や年齢面から一部の委員が孤立してしまう場合、

ア) 新任委員が積極的に発言するのが難しい、

イ) 他のメンバーが当たり前のように話している内容であっても、専門的な用語が含まれているなどにより十分に理解できない、

といった状況が生じ、孤立感を感じてしまうことも起こりがちです。

また一部では、新任委員等が定例会などで意見を述べたり提案を行っても、「従来からこうしてきた」などとして、受け止めてもらえない、といった声も聞かれます。

全民児連の調査によれば、1期で退任してしまう新任委員が一定数に上がることが明らかとなっています。その背景には、委員活動の負担感等に加え、民児協のなかで孤立を感じるといったことも一因と考えられます。

それだけに、**新任委員等への支援は大切であり、これは、会長のみならず、民児協の所属委員全員の共通認識とすることが大切です。**

新任委員等が民児協のなかで1人のメンバーとして受け止められていると実感できるよう、定例会で積極的な発言を求める、発言しやすいように司会者に近い位置に座ってもらう等の工夫もぜひ考えていただければと思います。

近年、新任委員を含め、民生委員の年齢構成が全体的に上昇しています。比較的若年の委員は今後長く民生委員として活動いただくことが期待され、将来的に単位民児協の中心となることも期待されます。ぜひ、単位民児協全体で、その活動を支援していただきたいと思います。

なお、全民児連全国モニター調査の結果によれば、単位民児協のなかで孤立感を有する主任児童委員も多く存在しています。主任児童委員に対する民児協全体での支援も期待されます。

Q6

単位民児協の2人の主任児童委員が2人とも交代してしまいました。会長である自分を含め、主任児童委員活動の内容はよくわかりません。どのように指導すればいいでしょうか。



主任児童委員は、原則として単位民児協に2人もしくは3人の配置となっています。

そのため、ご質問のように2人の主任児童委員がそろって交代してしまった場合に加え、1人の交代であっても、引き継ぎを含め、新任委員への活動の支援に苦勞しているといった指摘がよく聞かれます。

全民児連が平成26年度に全国約500人の主任児童委員を対象に行ったアンケート結果では、約3割の主任児童委員が「どのような活動をしたらいいのかわからない」と回答しています。このことは、単位民児協のなかで、主任児童委員が担うべき役割が明確ではないことを表しており、委員交代があった場合でも、新任の主任児童委員への説明も十分ではないこともうかがわれます。

今日、子どもや子育て家庭を取り巻く課題が多様化するなか、児童委員、主任児童委員への期待が高まっています。**主任児童委員は、児童相談所や役場の児童課、学校、保育所・幼稚園等、児童福祉に関する各種機関と民児協とをつなぐ窓口なることが期待されています。**

主任児童委員にその力を発揮してもらうことは、民児協にとっても大切なことです。

それゆえ、主任児童委員の交代があった場合には、退任した主任児童委員にもしばらくの間、協力を求めるとともに、**会長、副会長などが共に学ぶ姿勢で、議論しながら一緒に活動を進めていくことが期待されます。**

新任の主任児童委員が学校や保育所・幼稚園、児童相談所等の関係機関を訪問する際に、会長と一緒に訪問することも大切と考えられます。

なお、**主任児童委員もまず1人の民生委員であることから、本人にそのことを意識してもらうことも大切であり、民生委員としての活動に参加してもらうことも考えられます。**それにより、区域担当の民生委員との理解が深まり、連携した活動につながっていくことも期待されます。

Q7

新任委員から、「活動記録の記入がわかりづらい」、「どこまで正確に活動記録をつける必要があるのか」と聞かれます。どう答えればいいでしょうか。



「活動記録」の記入については、とくに経験の浅い委員から記入の必要性等についての質問が寄せられるところです。

「活動記録」は、全国の民生委員の活動状況（住民からの相談への対応状況や訪問活動の状況等）を明らかにするとともに、活動件数を国に報告することにより、具体的な相談内容の分類を統計化し、国民がどのような生活課題を有しているのか、その状況进行分析する資料として活用されています。

「活動記録」の全国的な集計結果は、国の「福祉行政報告例」の一部として公表されており、厚生労働省ホームページにも掲載されています。また、「ひろば」においても毎年、概況を紹介しています。

「活動記録」の記入は、慣れるまでが大変だと思います。56 頁でも紹介しているように、**民児協の取り組みとして、各委員が共通して対応する相談内容や訪問、調査活動などを洗い出し、それぞれの場合にどのように「活動記録」に記録すればよいかを早見表にまとめ、皆で共有していくといった取り組みも考えられるところです。**

記入にあたっては分類などで悩むこともあるかと思います。**活動の内容や活動記録の記入方法は地域によって大きな違いがあるため、記入に迷った時は、それぞれの自治体で判断いただくことが基本となります。活動記録記入の研修を行う自治体の民生主管担当課や民児協の担当者に確認しましょう。**

民児協によっては、独自に記入の手引きを発行するなど、市区町村段階や都道府県・指定都市段階で統一的な対応を行っている場合もあります。

全民児連においても、活動や相談内容別の「活動記録」の記入方法等を解説する参考資料『民生委員・児童委員活動記録 記入の手引き』（平成 29 年 6 月改訂）を作成し、全民児連ホームページで公開していますのでご参照ください。

なお、**記録の区分を間違ったからといって責任を問われるようなものではありませんので、安心して記入いただくように説明いただければと思います。**

Q8

**委員同士の接点が定例会しかありません。
情報共有を行う効果的な方法を教えてください。**



まず委員同士の情報共有が乏しい背景を考えてみることで、またどのような情報を共有することが望ましいかを考えてみましょう。

委員同士の接点が定例会しかない背景にはどのようなことが考えられるでしょうか。一般的には、以下のようなことが考えられるところです。

- 単位民児協の担当地域が広く、近隣の委員同士であっても自宅が離れている
- 部会・委員会を設置しておらず、民児協としての活動が活発でない
- 委員同士の人間関係が必ずしも円滑でない

これらの課題については、それぞれに対応を考えることが適当と思います。

たとえば、担当区域が広域という地理的な課題であれば、単位民児協が担当する地域を複数のエリアに区分し、それぞれのエリア単位で情報共有会議を開催するといったことが考えられます。また、LINEなどのオンラインコミュニケーションツールや電子メール、FAXを通じて情報を随時提供・共有する方法も考えられます。

部会・委員会を設置していない場合や委員相互の人間関係に課題がある場合は、民児協としての活動の見直しや、委員の相互理解を深める機会を設けるといったことで改善していくことが考えられます。

一方、どのような情報を共有するのが望ましいのか、という点については、単位民児協の構成員である各委員が、どのような情報を希望しているのかを踏まえることも大切です。

また、情報には、社会保障・社会福祉に関する制度動向や、地域住民からの相談で全体共有することが望ましい事例、地域における新たな支援の仕組みに関するもの、研修に参加した委員からの報告等、さまざまなものが考えられます。

こうした種々の情報について、誰がどのように発信するのか、その役割分担も含め、皆で検討していただければどうでしょうか。

Q9

忙しさもあり、活動にあまり積極的でなく、受身的な姿勢の委員が多いのですが、どうすれば活発な活動につながるでしょう。



会長として単位民児協の活動を充実したいという思いはよく理解できますし、民児協への協力要請も増えるなか、各委員に、より積極的に活動に参加してもらえることは望ましいことと思います。

しかし、**すべての委員が同じように民児協活動に参加できるとは限らないことに理解が必要です。それぞれの委員は、年齢や健康状態、就業の有無、家族の状況（介護の必要性等）等がすべて異なるわけですから、全員が同様の活動をできるものではないということを会長のみならず、民児協内全員で理解し、それぞれの立場を尊重することが極めて大切です。**

他方、民児協活動への参加に消極的となっている背景として、活動上の負担や、自らに期待されている役割への理解、納得が得られていない場合も考えられます。

民生委員の活動は、

- ア）それぞれが担当する区域において行う住民への相談支援活動や高齢者世帯の訪問活動等
- イ）単位民児協の一員として、単位民児協が実施するサロン活動や行事への参加等
- ウ）地域の福祉関係者として引き受けた社会福祉法人や社会福祉協議会、関係団体の役員・委員等としての活動

に区分されますが、今日では、ア）～ウ）それぞれについて、その件数が高まり、負担の増加が指摘されています。

そうしたなかであって、**単位民児協の活動をこれまで以上に充実しようとすれば、各委員の負担も増大することから、とくに会長は、これら活動全体のバランスを考えていくことも大切といえます。**

単位民児協会長においては、1人ひとりの委員とのコミュニケーションを大切にし、それぞれの置かれた立場への理解とともに、活動上の負担にも配慮しつつ、積極的に活動への参加を得られる環境を作っていくことが期待されます。

Q10

住民から頼まれたことを何でも引き受けてしまい、民生委員の役割を超えて活動をしてしまいがちな委員がいます。本人のやる気を失わせたくありませんがどのように助言すればいいのでしょうか。



民生委員活動の基本は、見守りや必要なサービスへのつなぎ役となることで、たとえば病院への送迎や買い物の付き添いなど、住民が困っているとはいえ、すべてを引き受けることは委員活動の範囲を超えていると考えられます。

一時的には対応しなければならないとしても、それが日常的になると委員自身にとって負担となりますし、他の活動に支障を及ぼしかねません。場合によっては、依頼者である住民やその家族が自身で問題に直面することを避けることにもなりかねず、課題解決を先延ばしにするだけで自立の機会を奪いかねないことにもなります。

「前任の委員は引き受けてくれた」と言われるなど、断りにくい面もあるかと思いますが、民生委員活動の基本に照らし、断るべきは断るように助言しましょう。

Q11

個性の強い委員(調和を乱す、協調性がない)への対応に苦慮しています。どうすればいいのでしょうか。



メンバーが対等な立場にある組織を、より力のある組織に成長させるためには、強い自己主張もひとつの個性と捉え、お互いに尊重していく気持ちが大切です。

なにかにつけ反対意見や否定的な態度をとるようならば、その背景に自らが適切に評価されていないといった思いがあるかもしれません。まずは、役員が当該委員とよく話し合い、傾聴に努め、信頼関係を築くことから始めましょう。傾聴の際は相手の感情に寄り添い、まずは否定せずに話を引き出すことが大切です。

また、協調性に欠けるのは、単位民児協の組織活動に主体的に参画していないことも背景にあると考えられます。そのような場合には、特性を生かした具体的な役割を担ってもらってもよいでしょう。

Q12

行政から支弁される委員活動費は、全額を委員それぞれに支弁しなければならないのでしょうか。一部を民児協の活動財源とすることは適切ではないのでしょうか。



「民生委員・児童委員活動費」は、委員活動に伴う交通費や通信費等に充てる実費弁償費であり、その全額をそれぞれの委員に支弁すべきものです。

この活動費の支弁方法としては、行政から民児協ごとに委員数分の総額が交付されるケースもありますが、**その一部を控除し、民児協の活動費に充てるという方法は望ましくありません。**

民児協の活動財源の一部を民生委員の負担により賄う場合には、負担額や用途についてあらかじめ民児協内で十分に協議し、**全委員の合意の下に会費としてあらためて徴することが適当**です。

所属委員数が多い、また、「あらためて納入することは手間がかかるので活動費から控除してほしい」といった声が多く、**事前控除を検討する場合には、市区町村行政とも確認のうえ、後々疑義を生じないよう規定化する、また各委員から確認書を徴するといったことが適当と考えられます**（83 頁参照）。

なお、**県外への視察研修費用として、活動費の一部を控除し、積み立てることについても同様の注意が必要**といえます。

実際に、県外への視察研修で観光目的と受け取られかねない内容が多い行程であったことや、研修に不参加であった委員への返金が行われなかったことなどから、使途として不適切ではないかとの新聞報道がなされた事例や、活動費の返還を求める住民監査請求を受けた事例もあります。

公費を財源とする活動費は、委員だけでなく、「公」に対する説明を求められる場合もあることをあらためて認識していただき、「**今までそうしてきたから**」ではなく、**現在いる委員全員で、時代に合った適切な取扱いや運用を協議していくことが大切です。**

Q13

民生委員・児童委員は無給のボランティアですが、委員活動費は「報酬」ではないのか、との質問がありますが、どう答えればいいでしょうか。



委員活動費は、交通費や通信費に充てるべきものとして支弁される実費弁償費であり、活動の対価としての「報酬」ではありません。

この点について、民生委員法は以下のように規定しています。

第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は3年とする。（以下略）

たとえばアルバイトのケースで考えると、アルバイト代は報酬にあたりますが、勤務地までの交通費は、支給されたとしても報酬にはなりません。委員活動費も同様に、実費弁償費は活動に伴って生じる交通費や通信費などに充てられるものとされており、活動の対価としての報酬とは異なるものです。

自治体によっては、補助金の区分上、「報償費」といった名称となっている場合もみられますが、その性格はあくまで実費弁償費です。

一部の地域において、税務署から委員活動費へ源泉徴収が求められる事例もみられますが、あくまで実費弁償費であることについて、市区町村の行政からも十分説明してもらう必要があると思われます。

Q14

社協会費を集めることは民児協がしなくては いけない活動でしょうか。



市区町村社協の会費を住民等から集めることは、**必ずしも民児協として担うべき役割とは考えられません。現在、民生委員の負担拡大が課題とされるなかであって、その軽減のためにも社協とよく相談することが適当**と考えられます。

民生委員と社会福祉協議会は、共に地域福祉推進の中核であり、世帯更生資金（現・生活福祉資金）貸付事業や心配ごと相談事業をはじめ、長年にわたり、まさに「車の両輪」となって活動を行ってきた歴史があります。

とくに、単位民児協や市区民児協と関係の深い市区町村社協は、都道府県共同募金会の市区町村段階の支会・分会の機能を担っていることがあります。そのため、共同募金の街頭募金や法人募金への協力も行っており、そうしたなかで、社協会費についても一体的に集めることを依頼されるケースが生じてきたものと考えられます。

また、民生委員法第24条第3項では、「民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる」と規定されています。この規定は昭和28年の民生委員法改正で加えられたものですが、主に市区町村社協に民生委員が加入し、その中核となって地域組織活動を推進することを目的としているとされています。

さらに、個々の委員が社協の会員となるだけでなく、民児協が組織として社協の部会などとなって、社協活動の一部を担うこともあります。

こうしたなかで民児協に対して社協から種々の依頼がなされるようになってきたと考えられますが、近年の民生委員の意識調査では、負担感を感じる理由として最も多いのが、「行政や社協からの依頼事項が多い」ということです。

連携・協働はお互いにとってプラスになる関係が大切です。現在、市区町村民児協の事務局の約6割は行政にあるため、民生委員、社協、それぞれが相手方に対する理解が十分でない場合も増えてきています。

ぜひ、会費を集めることへの協力を含め、相互理解を深めるなかで、より良い協力関係を築いていただきたいと思います。

Q15

なぜ共同募金に協力する必要があるのでしょうか。



赤い羽根をシンボルとする共同募金は、地域福祉の推進を図るため、さまざまな福祉活動を行っている団体等を資金面で支援することを目的に寄付金を集める仕組みです。

集まった募金は、その7割は寄付金が集められた市区町村でそれぞれ活用されます。共同募金のキャッチフレーズである「あなたのまちをよくする仕組み」として、募金を集めた地域の福祉に活用されているのです。

多くの民児協で、広報誌の発行や各種調査活動、さらに高齢者世帯への「救急安心キット」の配布など、その活動に共同募金の配分金が活用されています。

共同募金は、地元の福祉課題を解決するために使用される財源ですから、共同募金運動に協力することは、地域の福祉課題の解決に参加することといえます。

また、共同募金は住民参加で進める運動でもあります。それだけに、地域住民の一員であり、地域福祉推進の担いてでもある民生委員が積極的に参加、協力する意味は大きなものがあるのです。

さらに共同募金と一体的に行われる「地域歳末たすけあい運動」は、民生委員による「歳末同情募金」を源とするものでもあり、まさに民生委員による取り組みがその始まりとなっているのです。

今日、民生委員から共同募金運動への厳しい意見が寄せられる背景には、集めた募金の使途について、民児協に対する十分な説明がないことなどがあるのではないのでしょうか。各委員の理解と納得のうえに共同募金運動への協力を続けていくためにも、必要に応じて共同募金会の支部の機能を担う地元市区町村の社協に、募金使途等の十分な説明を求めてはいかがでしょうか。

Q16

なぜ、民生委員が社協の生活福祉資金貸付事業に協力する必要があるのでしょうか。



生活福祉資金貸付事業は、昭和 30 年に創設された低所得世帯等への貸付事業で、60 年に及ぶ歴史を有しています。その源は民生委員による世帯更生運動であり、低所得世帯等が自立を果たしていくための経済的な支援ツールとして創設されたものです（当初の名称は「世帯更生資金」）。まさに民生委員活動により創設された貸付制度といえます。

この貸付事業の実施主体は都道府県社協であり、貸付申込みの窓口業務等を市区町村社協が受託し、運営されています。それに加え、本貸付事業が他の貸付事業と大きく異なるのが、民生委員による協力があることです。

現在、生活福祉資金は、大きく以下の 4 種類に区分されます。

総合支援資金／教育支援資金／福祉資金／不動産担保型生活資金

このうち、教育支援資金と福祉資金の貸付に際しては、民生委員による意見書の作成が求められています（福祉資金の一部を除く）。また他の 2 種類の貸付に際しても、必要に応じて民生委員による意見書を求めることとされています。

これは、貸付金である以上、世帯の新たな債務を増やすこととなるため、その貸付が世帯の自立に真に役立つと考えられるのかについて、住民の身近な存在である民生委員の視点からの意見を求めているものです。

加えて、償還期間中も民生委員に世帯訪問等の協力が求められることも多いと思います。これについて全国の委員からは、「借入金返済の督促を民生委員に依頼するのか」との指摘もありますが、償還の督促が趣旨ではありません。

たとえば、子どもの入学金や授業料を工面するために本資金（教育支援資金）を利用する場合、資金借入によりその時点の課題は解決するものの、入学金等を工面できなかった基本的な課題が解決したわけではありません。貸付後、その課題が悪化したり、さらに別の課題が生じる可能性もあります。

それゆえ、民生委員が継続的に訪問を行う等の協力をするすることで、世帯の課題の変化を早期に把握し、深刻化する前に必要な支援につなげていこうとするものです。また、民生委員が継続的に訪問することが世帯の励ましともなります。

生活福祉資金貸付事業への協力は、課題を抱えた世帯の見守りや自立への支援を担う民生委員ならではの活動といえるのです。

Q17

委員から、面識のない住民から単身世帯であること等の証明（確認の署名）を求められており、どうしたらよいかとの相談を受けています。どのように助言すべきでしょうか。



いわゆる「証明事務」について、どこまで協力すべきかというご質問ですが、**責任をもって証明を行うことが困難なケースでは、依頼があっても協力を辞退することもやむを得ないといえます。**

「証明事務」は、民生委員法上、明確に規定されている職務ではありませんが、住民の福祉サービスの利用や公的な手当の申請等、その生活課題の改善に資する場合において、民生委員の役割として、また行政への協力の一部として長きにわたり行われてきた取り組みです。

協力の背景としては、その依頼を受ける機会を通じて、支援が必要な世帯を把握し、人間関係をつくることに役立つ面があるからです。

この証明事務をめぐるのは、大きく2つの課題が顕在化してきました。

- ▶ 第1に、民生委員に依頼される証明が、福祉の領域にとどまらない幅広い分野に及んでいること
- ▶ 第2に、民生委員であっても面識のない住民が増え、そうした世帯の状況を確認、証明することが困難となっていること

そこで、全民児連では、平成14年に、こうした証明事務のあり方に関して検討を行い、『『証明事務』の基本的な取扱いについてのガイドライン』を提示しています。

そのなかでは、民生委員が対応すべき証明事務の範囲は、あくまで住民の生活の維持やその状況の改善に対する支援となり、かつ福祉サービスの利用等を目的とすることを大前提としています。

そして、公的機関の発行する書類等で代替できる場合、また民生委員が本人と面識がなく、生活状況の確認が困難な場合には対応すべきではないとしています。

民生委員として対応が求められる証明事務の多くは、住民の市区町村行政への各種申請手続き等に必要になる場合であると考えられます。

それだけに、民児協として、市区町村行政との間で、どの範囲について協力を行うのか、また、どのようなケースについては協力を行わないのか、よく相談しておくことが大切といえます。

また、民生委員による証明を求める背景のひとつは、身近に相談できる人や家族がいない住民が増えていることにあります。こうした証明事務の問題を、地域の課題として、行政や関係機関と共有し、考える視点も必要です。

Q18

新任委員から、「訪問先の高齢者から、謝礼を受け取ってほしいといわれている」との相談がありました。どう助言すればいいでしょうか。



民生委員は、社会福祉の奉仕者であって、その活動は、対価、報酬を前提とするものではありません。

住民から謝礼を受け取ってほしいとの申し出があったとしても、丁重にお断りすべきであることをあらためて説明しましょう。

民生委員法は、その第1条において、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と規定しています（下線は全民児連事務局）。無報酬で活動を行うという民生委員の本分を表した条文です。

また、民生委員の3つの「基本的性格」のひとつも「奉仕性」であり、「謙虚に、無報酬で活動を行う」としています。

無報酬で活動を行うことは住民との信頼関係の基本です。くれぐれも金銭の授受に関して誤解を受けることのないよう留意することが大切です。

Q19

委員から、親族が地元の市議会議員選挙に立候補する予定となったが、民生委員の政治的中立性との関係で辞任すべきかとの相談がありました。このような場合、どう考えればいいのでしょうか。



ご質問の内容は、民生委員の政治活動に関するものといえ、とくに自分以外の家族・親族が選挙に立候補する場合の対応についてです。

委員本人が選挙に立候補するのでなければ、一律に辞任すべきものではないと考えられます。委員本人が積極的に候補者の応援活動をする意思があるのか等を勘案し、行政とも相談しながら、個別に判断していくべきものと考えられます。

民生委員法第16条第1項は、「民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない」と規定しています。民生委員の職務上の地位を政治的に利用することを禁止したものです。そのため、民生委員本人が選挙に立候補する場合には、基本的に民生委員を辞任したうえで立候補していると思います。

また、担当区域内で特定候補の応援等を行うことは、たとえそれが住民に直接働きかけるものでなかったとしても、間接的に住民に影響を及ぼさないとも限りません。職務上の地位を利用したか否かの判断は非常に困難ですから、担当区域内での活動は避けることが適当です。

ただし、この規定は、民生委員が一個人として政党に加入し、また政治的活動を行うことまでを禁止しているものではありません。したがって、自らの担当区域外で政治活動を行うことは問題ないとされています。

さて、ご質問のケースですが、身近な市区町村の議会議員選挙などで、立候補者と親戚関係にある民生委員すべてが辞任することとなれば、選挙のたびに民生委員が辞任しなければならないことにもなりかねません。

家族・親族の範囲、民生委員本人の選挙応援の意思等を勘案しつつ、個別に判断していくべきと考えられますが、なにより民児協として市区町村行政とよく相談し、事前に一定のルール化を図っておくことが望ましいと考えられます。

Q20

民生委員は3年の任期なのに、なぜ単位民児協会長の任期は1年とされているのですか。



民生委員法施行令では、民生委員法第25条に定める単位民児協会長の任期について、以下のとおり規定しています。

第11条 民生委員協議会の会長の任期は、1年とする。

このように、民児協会長の任期は法令上1年とされています。これは会長が民児協運営において重要な役割を担っているため、1年ごとに委員の総意をもって選出することが大切であるという考えからです。

すなわち、会長は単位民児協を代表するリーダーとして重要な役割を担っています。それだけに、毎年度、単位民児協の事業や組織の運営状況を踏まえながら委員の総意で適任者を選任することが適当とされているのです。

また活動上の負担が大きい会長の体調面への配慮から1年任期とされている面もあります。

ただし、再任を妨げるものではありませんので、毎年度、再任の確認を行うことで会長職を継続することは問題ありません。

なにより、会長が民児協メンバーの総意により選任されていることが大切であるといえます。

Q21

市の連合民児協には事務局職員がいますが、単位民児協には事務局職員がおらず、会長が事務局の役割を担わなければなりません。事務の負担も大きく困っていますが、どのように考えればいいでしょうか。



町村とは異なり、市部や区部は、その区域内に複数の単位民児協が設置されていることが多いため、行政や社協の支所等がない場合、事務局職員の確保が難しい状況があると考えられます。

そうした場合、単位民児協の事務局の役割を誰が担うのかは大きな課題といえます。定例会の準備や、各委員への情報提供、市区内の他の単位民児協や市区の連合民児協との連絡調整など、事務局に期待される役割は大きなものがあるからです。

平成 28 年に実施した全民児連全国モニター調査によれば、市部・区部の単位民児協の事務局機能は、約 39.6%が「会長等の民児協役員（個人）が担っている」との回答でした。ご質問のように、会長が事務局の役割を担っているケースが多いと考えられます。

会長に、単位民児協の活動の取りまとめや関係機関との折衝等に十分に力を発揮してもらうためにも、事務局の機能について、単位民児協内の役割分担により軽減していくことが大切です。

その際、誰か特定の委員が事務局の役割すべてを担う必要はありません。事務局に求められる機能を洗い出し、副会長以下で分担すること、また部会・委員会の設置等により分担することが考えられます。

たとえば、定例会についていえば、関係機関等との調整や案内は副会長が担い、司会と資料準備は所属委員が順番で担当するといったことが考えられます。また、研修の企画や準備等であれば、研修部会を設置し、部会所属の委員が担当することなどが考えられます。

さらに、単位民児協にはさまざまな経験を有する委員がいると思います。資料づくりが得意な委員、また会計に強い委員などいるのではないのでしょうか。全員での分担と協力がここでも期待されるところです。

Q22

委員経験が短いなかで会長に選任されてしまいました。
委員からの質問にも適切に回答できているか不安です。どのように考えればいいでしょうか。



最初からすべてのことに通じている人などいないのですから、あまり考えすぎないようにしながら活動を進めていきましょう。

1人で考えすぎず、仲間と率直に相談しながら、共に育つ意識で活動してみましょう。

まずは、**単位民児協にいる先輩委員に相談することが考えられます。会長ではなくても経験豊富なベテラン委員がいることもあると思います。**それでも、単位民児協のメンバーに相談することが難しい場合もあるかもしれません。会長ならではの苦労もあると思います。そのような場合は、**退任された前任の会長に相談することも考えられます。**退任している場合であっても、個人情報の取り扱いに注意すれば、助言を受けることは可能です。

また、近隣地域の単位民児協会長、さらには市や県の連合民児協の役員に相談し、助言を得ることも考えられます。会長としての経験を有する先輩や仲間と話をするなかで得られることも多くあると思われます。

単位民児協会長とはいえ、福祉の専門家ではありません。所属委員から福祉の制度に関する質問などを受けた場合には、行政や社協をはじめとする関係者に相談してみてもはどうでしょうか。

こうした専門的な知識や経験をもっている外部の関係者と積極的に話をすることによって、人間関係をつくることにも役立つと思われます。

Q23

行政や他団体の役職を多く引き受けているため、会長としての活動に十分な時間がとれません。どのように考えればいいでしょうか。



民児協会長には、行政や社協をはじめ、さまざまな関係機関・団体などから役員や委員への就任依頼があると思います。これは、地域において住民の生活状況を最もよく把握しているのが民生委員だからであり、その民生委員が集まって組織している民児協の代表者である民児協会長に、住民の立場から種々助言をしてもらうことが期待されているからといえます。

しかし、民児協から見た場合、よく指摘されるように、行政や地域の福祉関係者でも、民生委員制度やその活動の実態を十分に理解していない人が多いことも現実です。

それゆえ、行政や団体等の役職を引き受けることは、民生委員や民児協活動への正しい理解を広げ、民児協と団体等との円滑な連携に資する面があるといえます。

ただし、引き受けている役職には、いわゆる「あて職」といわれるように、その必要性に疑問を感じるものも含まれているかもしれません。民児協会長は民児協活動全体を調整するとともに、各委員への配慮なども求められています。外部の役職のために、本来の役割である民児協運営に支障が生じることは望ましくありません。

ご質問のように、外部での役職が多く、民児協内での活動に影響が出るような場合には、やはり外部の役職について一定の整理も必要と考えられます。

その場合は、それら外部の役職それぞれについて、就任の経過を踏まえつつ、

- 当該役職を引き受けていることが民児協にとって意義のあることか
- 会長ではなく、副会長や中堅委員等、他のメンバーに交代できないか

といった視点から検討し、相手方にも相談していくことが考えられます。

Q24

区域担当の委員と主任児童委員との情報共有や連携がうまくいっていません。どのようにすればいいでしょうか。



区域担当の民生委員と主任児童委員は、同じ民生委員でありながら選任の流れが異なることもあり、連携がうまくいっていないとの指摘は多くの民児協から聞かれるところです。

両者の連携がうまくいかない大きな要因としては、まず、お互いの役割や活動についての理解が十分でないことがあるのではないのでしょうか。

区域担当委員のなかには、自らが児童委員であることの認識が薄く、子どもや子育て家庭に関する相談・支援は主任児童委員が担うべき、として両者の役割を分断して考えてしまう人もいます。

また、主任児童委員の「主任」という言葉に抵抗を感じている委員もいるとされます。主任児童委員の「主任」は、子どもや子育て家庭に関する課題を「主に任ずる（担当する）」という意味で、職制上のものではありませんが、そこに誤解がみられるのです。

一方、主任児童委員も自らが民生委員であるとの認識が不足しているケースもみられます。主任児童委員は区域担当委員とは異なり、保育所での勤務や子ども会活動など、その経歴を踏まえて選任されていることから、民生委員としての意識に乏しく、民児協活動への協力や区域担当委員との連携意識に乏しいとの声もあります。

今日、子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化、深刻化するなかでは、区域担当民生委員（全員が児童委員）と主任児童委員の連携強化は不可欠です。

そのためには、

- 定例会で地域の子どもや子育て家庭に関する課題を継続的に取り上げ、主任児童委員の報告を定例化する
- 児童家庭福祉に関する部会や委員会を設置し、主任児童委員と区域担当民生委員との連携・協働を積極的に進める

等により、相互理解とともに児童委員活動に対する単位民児協全体での意識を高めていくことが考えられます（29 頁参照）。

一方では、主任児童委員も余裕のある範囲で民生委員としての活動にも参加、協力を得ていくことは相互理解にも役立つと考えられます。

民生委員・児童委員活動 関係用語集

民児協活動に関連が深い社会福祉の諸制度をはじめ、民生委員・児童委員制度に関連する事項、関係機関・団体、専門職等、使用頻度が高いと考えられる言葉について、その意味や制度の概要をご紹介します（本文のなかで一定の説明がされているものを除きます）。

内容は令和4年1月現在のものです。

注）説明中、法律上の規定に基づき「市町村」と表記している場合には、「特別区（東京23区）」を含みます。

民生委員・児童委員活動 関係用語集

1. 社会福祉の制度、施策に関するもの

民生委員法 ※令和4年一部改正（令和5年4月施行）の予定（184頁参照）

民生委員制度の基本を定める法律。戦後、昭和21年の民生委員令により方面委員制度が民生委員制度に改められた後、昭和23年7月に制定されました。

その第1条は、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と規定しています。

同法は、民生委員の配置区域（第3条）、定数（第4条）、厚生労働大臣による委嘱（第5条）、無給および任期（第10条）、職務（第14条）、守秘義務（第15条）、政治的中立（第16条）等、民生委員制度の基本に関する事項をはじめ、民生委員協議会（単位民児協）の設置（第20条）、民生委員協議会の任務（第24条）などを規定しています。

民生委員法は、社会福祉基礎構造改革に伴い平成12年に改正され、第10条にあった「名誉職」という言葉が削除され、民生委員が地域福祉推進の主要な担い手である旨が明らかにされました。

児童福祉法 ※令和4年一部改正（令和5年4月施行）の予定（184頁参照）

児童の福祉に関する総合的な法律。戦後の福祉諸法のなかで最も早く昭和22年に制定されました。児童福祉の理念、児童の福祉を担う行政機関、専門職員（児童福祉司）、事業・施設等について規定しており、児童委員制度もこの法律のなかで規定されています（第16条～18条）。

具体的には、第16条第1項で「市町村の区域に児童委員を置く」、第2項で「民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする」と、民生委員が児童委員を兼ねる旨を規定しています。また第3項では主任児童委員の指名について規定しています。

児童委員の「職務」は、第17条で規定されており、児童および妊産婦に関する状況把握、援助、指導を行うこと等が規定されています。

さらに、第26条では要保護児童への対応に関して、児童相談所と児童委員の連携について示されています。

社会福祉法

社会福祉に関する基本的事項を定めた法律で、平成 12 年に、社会福祉事業法から社会福祉法に改められました。

社会福祉事業の定義、福祉事務所や社会福祉主事といった社会福祉行政に関する事項、福祉サービス利用者への支援、社会福祉協議会や共同募金、社会福祉法人制度、地域福祉計画、福祉人材確保等について規定しています。

生活保護制度（生活保護法）

憲法第 25 条が規定する「生存権」を具体化するための制度の 1 つで、「最後のセーフティネット」とも呼ばれます。生活保護法に基づき、資産や能力等、すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、その程度に応じて必要な保護を行い、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、自立の助長をめざす制度です。

保護の窓口は福祉事務所（福祉事務所がない町村では役場）です。

保護の内容としては、①生活扶助、②教育扶助、③住宅扶助、④医療扶助、⑤介護扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助の 8 種類があり、現金の支給だけでなく、必要なサービスの提供で行われる場合もあります。

生活保護制度においては、民生委員は「協力機関」と位置づけられています。法第 22 条では「民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする」と規定され、要保護者発見時の福祉事務所等への連絡、福祉事務所が行う生活実態調査への協力、保護の実施にあたっての意見を述べること等が役割とされています。

福祉 6 法

わが国の福祉諸制度の基本となる 6 つの法律の総称です。

具体的には、①生活保護法、②児童福祉法、③身体障害者福祉法、④知的障害者福祉法、⑤老人福祉法、⑥母子及び父子並びに寡婦福祉法の 6 つの法律をいいます。このうち、戦後初期に制定された①～③を「福祉 3 法」と呼ぶこともあります。

生活困窮者自立支援制度（生活困窮者自立支援法）

「第二のセーフティネット」といわれる低所得者対策事業のひとつとして、生活保護の手前の段階にあるといわれる人に対し、自立に向けた支援を行う制度です。平成

25年に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年4月から全国の福祉事務所設置自治体を実施主体として施行されています。

本制度は、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を大きくふたつの目標としています。

事業は、必須事業である自立相談支援事業と住居確保給付金の支給に加え、任意事業として、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、（低所得世帯の子どもに対する）学習支援事業等が法律上規定されています。

自立相談支援事業を担う自立相談支援機関（自立相談支援員を配置）を中核として、利用者1人ひとりの状況に応じて作成される「自立支援プラン」に基づき、地域の公私の関係者が連携しつつ支援を行っていく点に特徴があります。

民生委員にも、生活困窮者の発見と本制度へのつなぎ、支援中の本人の見守り、地域づくりのネットワークの一翼を担うことなどが期待されています。

介護保険制度（介護保険法）

介護が必要になった場合に、適正な費用（負担）で適切なサービス（支援）が受けられるための公的な保険制度です。平成9年に成立した介護保険法に基づき平成12年度から施行されました。

市町村を保険者、40歳以上の国民を被保険者（65歳以上を第1号被保険者、40歳～64歳が第2号被保険者）とし、保険料と税によりサービスに必要な財源が賄われています。

要介護認定の手続きに基づき、要支援1、2、要介護1～5の7段階で認定がなされた場合、規定された範囲内で、介護サービス計画（ケアプラン）に基づき介護や生活支援サービスを利用することができます。

利用の相談は、市町村役場や地域包括支援センターで対応しています。

障害者総合支援法

障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく生活できる「共生社会」の実現に向け、障がい者、障がい児に対し、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活のための総合的支援が提供されるよう、その支援の基本を定めた法律。平成18年に施行された障害者自立支援法が改正され、その名称も障害者総合支援法に改められ、平成25年度から施行されました。

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に加え、300を超える難病を対象としています。具体的な支援は「自立支援給付」と「地域

生活支援事業」で構成され、前者には介護給付や訓練等給付が、また後者には相談支援や成年後見制度利用支援などが含まれています。

サービス利用の申請は市町村役場に行い、「障害支援区分認定」の手続きを経て、サービス利用計画案の策定、支給決定となります。

障害者差別解消法

全ての国民が、障がい害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に、平成 25 年 6 月に制定されました。「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めている、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会をめざしています。

合理的な配慮とは、国、都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から社会の中にあるバリアについて何らかの対応を必要としていると意思を伝えられた時に、可能な限り対応（ルールや設備、施設などの変更や調整を行う）することです。これまで合理的配慮の義務付けは国や自治体のみでしたが令和 6（2024）年（施行予定）以降は、民間事業者も合理的配慮の提供が義務となります。

またこうした取組みを行うネットワークとして都道府県や市町村に地域のさまざまな関係機関などによる「障害者差別解消支援地域協議会」を設置することができるとされています。関係者が話しあう場をつくり、「顔が見える」関係のなかで、障がいのある人もない人も共に暮らせる地域づくりを進めることが期待されています。

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年成立の「子ども・子育て支援法」等に基づき、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することをめざす制度で、平成 27 年 4 月から施行されました。

本制度に基づく事業は、「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」があります。前者は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。施設型給付では、公立の幼稚園や保育所、認定こども園などの利用が対象となります。また地域型保育給付は、小規模保育や家庭的保育など小規模な保育サービスが該当します。これらの給付を受けるためには、市町村による保育の必要性に関する認定を受けることが必要となります。

一方、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が実施する事業で 13 種類が規定さ

れています。以前より民生委員・児童委員が実施に協力してきた「乳児家庭全戸訪問事業」をはじめ、子どもや保護者の相談にあたる「利用者支援事業」や「地域子育て支援拠点事業」などがあります。

児童虐待防止法

正式名称は「児童虐待の防止等に関する法律」。平成 12 年、深刻化する児童虐待問題に対応して、虐待の定義を定めるとともに、その発見や対応について明確にした法律です。

第 2 条では、児童虐待の定義として、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト（放置・放棄）、④心理的虐待の 4 種類を規定しています。また、虐待の早期発見のためにすべての国民に通告義務を課し、市町村への通告窓口として児童委員も位置づけられています。

児童虐待は依然深刻な状況が続いていることから、本法および児童福祉法が複数回にわたり改正され、児童の権利擁護のため、対応の強化などが図られてきています。

高齢者虐待防止法

正式名称は「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」。平成 18 年 4 月から施行されています。

65 歳以上の高齢者に対する虐待の防止、早期発見と対応、そして虐待防止の観点からも大切な家族への支援を図ることを目的としています。

児童虐待防止法との比較では、①家族等の「養護者」と②「要介護施設従事者等」に分けて虐待を定義している点が特徴であり、虐待の種類として、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待に加え、財産の不当処分などの「経済的虐待」が加えられています。この法律では、高齢者に対する虐待の防止や、国や地方自治体の責務、役割などを規定していますが、高齢者虐待を発見しやすい立場にある保健・医療・福祉関係者に早期発見等の努力義務を課している点も特徴といえます。

障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。平成 24 年 10 月から施行されています。

高齢者虐待防止法と同様、障がい者への虐待防止とともに、家族等の養護者への支援を図ることを目的としています。

この法律にいう障がい者とは、「障害者基本法」の対象である身体、知的、精神の各障がい者です。虐待の定義は高齢者虐待防止法と同じ5種類を規定していますが、虐待者として、職場の上司等、障がい者の就労先関係者を加えている点が特徴です。

虐待を発見した国民に自治体への通告義務を課しているほか、すべての市町村に「虐待防止センター」を、また都道府県に「権利擁護センター」の設置を求めています。

2. 関係機関・団体等

福祉事務所

生活保護制度や児童福祉をはじめ、福祉行政の中心的な役割を担う機関で、都道府県および市は必置、町村は任意設置です。

さまざまな相談支援を担う社会福祉主事が配置され、福祉に関する住民からの種々の相談に応じています。生活保護の実施機関であるほか、身体障害者福祉法、児童福祉法などの福祉各法に基づく実施機関でもあり、民生委員・児童委員活動とも関係が深い機関です。

児童相談所

18歳未満の児童に関する相談を受け、児童やその保護者への支援を担う児童福祉分野の専門的機関です。都道府県・指定都市および一部の中核市・特別区に設置されており、児童福祉司、児童心理司といった職員が配置されています。

児童相談所が対応する相談は、養育、保健、心身障がい、非行、育成等広範であり、経済的事情による子どもの養育困難、子どもの障がい、さらには児童虐待に関する相談などに対応します。

児童虐待の深刻化のなか、子どもや保護者からのSOSを「いちやく」キャッチできるよう、平成27年7月から全国共通の短縮ダイヤルが「189」という3桁の番号となりました（最寄りの児童相談所につながります）。

保健所・保健センター

いずれも地域において住民の保健、衛生、健康に関するサービスを担う機関で、保健師が配置され、住民からの相談に応じます。

保健所は、都道府県等の広域での設置である一方、保健センターは市町村ごとに設置され、より住民に身近なところで母子保健・老人保健の拠点としての役割を担っています。

なお、母子保健については、保健所においても妊婦や乳児に対する健診や指導を実施しています。

障害者更生相談所

障がい者の福祉のために都道府県等が設置する専門機関で、身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所、知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所があります。

主に 18 歳以上の身体障がい者、知的障がい者を対象として、医師、心理判定員、職能判定員などの専門的知識や技術を有する職員が専門的な相談・指導にあたるほか、障害者総合支援法における支援区分の審査、障がい者手帳に関する業務などを行っています。

発達障害者支援センター

発達障がいとは、生まれつき脳の一部に障がいがあり、その症状が低年齢において現われるものをいいます。具体的には自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障がい、学習障がい等をさします。知的障がいを伴う場合と伴わない場合があります。

こうした発達障がい者やその家族に対する相談支援等のため、平成 17 年 4 月に施行された発達障害者支援法に基づき都道府県ごとに設置される専門機関が発達障害者支援センターです。

保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関と連携しつつ、日常生活上の相談支援、特性に応じた療育や教育等に関する発達支援、就労支援、また幅広い関係者への普及啓発・研修等の事業を実施しています。

要保護児童対策地域協議会

「子どもを守る地域ネットワーク」とも呼ばれ、児童福祉法に基づき、保護を必要とする子どもを支援するため、市町村が設置する関係機関によるネットワーク組織です。現在、ほぼすべての市町村で設置され、その 9 割以上において民児協もメンバーとして参画しています。

児童虐待の防止だけでなく、さまざまな理由で支援を必要とする子どもへの支援について対応することとされています。一般的には、「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」の 3 層構造となっており、要保護児童それぞれに対する支援方針等は「個別ケース検討会議」にて協議されます。

代表者会議には民児協会長が、また個別ケース検討会議には区域担当児童委員や主任児童委員が参画する場合が多く見られます。

児童家庭支援センター

児童福祉法に基づく児童福祉施設のひとつで、子どもや家庭、地域住民等からの相談に応じ、きめ細かい助言・指導を行います。

児童相談所の役割を補完する機能も有しており、児童相談所からの委託により、種々の事情から児童相談所に来所することが困難な子どもや施設退所後まもない子どもへの相談援助にもあたっています。さらに里親などからの相談に対応する役割も有しています。

設置は、児童養護施設などに付設されている場合が多くなっています。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置される地域福祉推進の中核的組織で、「社協」と略称で呼ばれます。すべての市町村、都道府県に設置されています。全国段階には全国社会福祉協議会が設置されています（全民児連の事務局もここにあります）。

社協は、民間福祉活動の推進を目的とした非営利法人（社会福祉法人）で、民生委員や社会福祉法人・福祉施設等の福祉関係者をはじめ、保健、医療、教育など幅広い分野の関係者の参加・協力のもと種々の活動を行っています。

民生委員活動との関係は歴史的にも深く、共同募金運動、生活福祉資金貸付事業、心配ごと相談事業などは、長年にわたり社協と民生委員の協働により実施されてきた事業です。 → 62 頁参照

消費生活センター

地方公共団体が住民（＝消費者）のために設置している機関で、住民からの苦情や相談に対応しています。名称は消費生活センターに限られるのではなく、消費者センター、市民生活センターなどと呼ばれているところもあります。

消費者安全法においては、事業者に対する消費者からの苦情相談等の対応窓口の設置を地方自治体に課しています。都道府県は義務であり、市町村は努力義務となっていますが、悪質商法被害などが深刻化し、消費者保護の取り組みの重要性が増すなか、相談業務とともに地域住民に対する情報提供、啓発活動もセンターの重要な役割となっています。

シルバー人材センター

高年齢者雇用安定法に基づき、高年齢者の臨時的、短期的な就業機会の提供等を行うために設置される公益法人（多くが公益社団法人）です。会員は概ね 60 歳以上の高年齢者で、定年退職者や家業の第一線を退いた人です。

その運営は会員により自主的に行われ、役員も会員の互選によります。

働くことを通じた高年齢者の生きがいづくり、地域貢献を目的としており、臨時的かつ短期的、または軽易な業務を請負等の形態で引き受けています。そのため、比較的低料金で業務を依頼することが可能です。依頼内容としては、庭木の剪定、襖や障子はり、大工、塗装作業などの技能を必要とするものや、清掃や除草等の軽作業、毛筆筆耕や宛名書きなど多様です。

地域包括支援センター → 65 頁参照

3. 連携すべき関係者、専門職等

社会福祉主事

福祉事務所の現業職員、指導監督職員に必要となる任用資格。

大学において厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者、厚生労働大臣が指定する養成施設や講習会の課程を修了した者などが任用資格を有するとされます。

本来は、行政職員の任用資格ですが、民間の福祉施設等における職員採用の際に必要とされたり、福祉施設長の必要資格とされるなど、福祉分野の基礎的な資格となっているといえます。

児童福祉司

児童福祉法に基づき児童相談所に配置される専門職員。

児童相談所長の定める担当区域において、保護者等からの相談に応じるとともに、他の専門職等と連携し、児童の保護や福祉に関する業務を担っています。

児童虐待の深刻化のなか、その役割は一層重みを増しています。

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく名称独占の国家資格で、社会福祉分野における相談援助を担う専門職です。専門的な知識や技術をもって、身体上または精神上の障がい、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人に対する助言、指導、サービスの提供等を行うとされています。

その専門性から、福祉の多様な職場において勤務、活動しています。民生委員活動とも関係の深い地域包括支援センターにも配置が求められています。

介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく名称独占の国家資格であることは社会福祉士と同様です。専門的な知識や技術をもって、身体上または精神上の障がいにより日常生活を営むのに支障がある人に対し、心身の状況に応じた介護を行う「介護の専門職」です。

高齢化が進行し、要介護高齢者が増加するなか、質の高い介護サービスを確保していくために、その役割が増えています。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく福祉分野の国家資格で、精神障がい者の保健、福祉に関する業務にあたる専門職です。専門的な知識や技術をもって、精神科病院や精神保健福祉センター等における精神障がい者の相談、また社会復帰への支援等にあたっています。

精神障がい者の地域生活移行が重視されるなか、その役割も増えています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度において重要なケアマネジメント業務を担う専門職です。「介護サービス計画（ケアプラン）」の作成と継続的管理、介護事業者との調整業務などを行います。市町村からの委託により、要介護・要支援認定手続きにおける訪問調査を行うこともあります。

保健、医療、福祉分野の資格を有した者が一定期間業務に従事したうえで、都道府県知事が実施する実務研修受験試験に合格し、実務研修を修了した場合に資格を得ることができます。

多くの場合、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所に属しています。

医療ソーシャルワーカー（MSW）

病院等の保健医療現場において、患者やその家族からの相談に応じ、患者が抱える経済的課題や社会的課題の解決を支援する役割を担っています。病院内だけでなく、患者の退院後の地域生活を支えていくための相談支援にもあたります。

相談援助の専門職であることから、社会福祉士等の資格を有している者が多くなっています。

スクールカウンセラー

学校に配置される心理面の専門職で、さまざまな課題を抱えた子どもたちの相談に応じる役割を担っています。

その多くは臨床心理士や精神科医、大学教員など、専門的知識や援助技術を有する者が任用されます。主に子どもたちのヒアリングを通じて、その背景にある課題を把握、分析し、子どもや教職員への助言を行います。

文部科学省では、全国すべての小中学校への配置をめざすとしています。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

学校に配置される福祉分野の専門職で、課題を抱えた子どもやその家庭を支援するため、教育委員会や児童相談所、福祉関係機関等、外部機関との連絡調整役となって活動します。

その役割に応じ、社会福祉士や精神保健福祉士などが任用されるケースが多くみられます。被虐待児や低所得世帯の子どもたちへの支援等、児童委員との連携も今後見込まれています。

文部科学省では、全国すべての中学校区での配置をめざすとしています。

災害派遣福祉チーム（DWAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）の福祉版ともいわれ、災害時、一般避難所において高齢者や障がい者、子ども等の災害時要援護者に対し、心身の状況の悪化等の二次被害を防ぐなど、福祉的観点からの相談支援を行うことを目的とするチームです。社会福祉士や介護福祉士等福祉専門職によって構成されています。

具体的には、他の福祉避難所等への誘導や、アセスメント（課題やニーズの把握）、食事やトイレ介助等の生活支援、避難所の環境整備などを担うものとされています。

4. 民生委員・児童委員制度や活動に関する事項

①基本的事項

民生委員・児童委員の定数

民生委員・児童委員の定数は、市町村単位で決められます。具体的には、国が定める基準を踏まえつつ、それぞれの市町村長の意見をきいたうえで、都道府県が条例で決定するとされています（民生委員法第4条）。

よって、単位民児協の委員定数については、市や特別区の場合、それぞれの市区内に複数の単位民児協があることから、単位民児協の区割りに整合しつつ決定されることとなります。また区割りの見直しはなくとも、委員定数は単位民児協の担当する区域の広さや世帯数などを勘案しつつ見直しを図っていくことも必要ですから、市町村行政とよく相談していくことが大切です。

なお、定数の前提ともなる国が示す基準（参酌基準＝十分に参照して判断すべき基準）は以下のとおりです。

【民生委員・児童委員1人あたり】

- 東京特別区・指定都市 220～440世帯ごと
- 中核市・人口10万人以上の市 170～360世帯ごと
- 人口10万人未満の市 120～280世帯ごと
- 町村 70～200世帯ごと

児童委員の活動要領

民生委員が兼ねる児童委員については、児童福祉法に設置や職務に関する規定がありますが、民生委員法のように体系的なものではありません。そこで、児童委員としての心構えや具体的な活動について規定したものが「児童委員の活動要領」で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知として示されています（令和3年度現在）。

内容は大きく、「第1. 児童委員の任務と心構え」、「第2. 児童委員の活動」、「第3. 主任児童委員の活動」、「第4. 児童委員協議会」で構成され、とくに第2の「活動」は、「①実情の把握と記録」、「②相談・支援」、「③児童の健全育成のための地域活動」、「④児童虐待への取り組み」、「⑤意見具申」、「⑥連絡通報」となっており、児童虐待への対応も明示されています。

民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱は、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が行いますが、都道府県知事が推薦する候補者を実際に選考するのが、市町村を単位に設置される「民生委員推薦会」です（民生委員法第5条）

この民生委員推薦会については、地方分権改革により、その委員の人数やどのような者を委員とするのか（委員の資格）はそれぞれの自治体の条例によることとされました。

民児協の代表者が参加している場合が大部分ですが、民生委員・児童委員活動の実際をよく知る者が委員に就任することが期待されます。

民生委員推薦準備会

市町村を単位に設置される公的な「民生委員推薦会」に対し、より小地域で設置される任意の候補者選考のための組織（会議）が「民生委員推薦準備会」です。名称は「推薦準備委員会」など一律ではありません。

民生委員・児童委員候補者の実際の選考は、自治会・町内会を基盤として行われることが多いことから、こうした自治会・町内会単位で設置される場合、また単位民児協の担当区域ごとに設置される場合などが多くなっています。

地域に根ざした適任者を、住民が中心となって選考するという意味で重要な役割がありますが、地域社会の変化のなか、設置市町村は減少傾向にあるとされています。

福祉行政報告例

厚生労働省では、統計法に基づき、毎月、都道府県・指定都市・中核市に社会福祉関係行政の実施状況について統計報告を求めており、これを月次、年次で集計しているのが「福祉行政報告例」です。

障がい者福祉、老人福祉、児童福祉、婦人保護、母子保健、社会福祉法人等に加え、「民生委員関係」の項目があり、全国の民生委員・児童委員が毎月提出する「活動記録」の集計値が用いられます。民生委員・児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受けた行政の協力機関という性格を有することから、国の社会福祉行政の一翼を担う者としてその活動結果が盛り込まれています。

民生委員・児童委員活動の7つのはたらき

民生委員・児童委員の活動を、その「はたらき」から整理すると、大きく以下の7つに分類されるというものです。

- ①社会調査のはたらき
- ②相談のはたらき
- ③情報提供のはたらき
- ④連絡通報のはたらき
- ⑤調整のはたらき
- ⑥生活支援のはたらき
- ⑦意見具申のはたらき

民生委員・児童委員の基本姿勢

民生委員・児童委員が常に守るべき姿勢で、以下の3つがあります。

- ①社会奉仕の精神
- ②基本的人権の尊重
- ③政党・政治的目的への地位利用の禁止

民生委員・児童委員の基本的性格

民生委員・児童委員の活動の前提となるもので、以下の3つがあります。

- ①自主性
- ②奉仕性
- ③地域性

民生委員・児童委員活動の原則

民生委員・児童委員が活動を行ううえでの原則で、以下の3つがあります。

- ①住民性の原則
- ②継続性の原則
- ③包括・総合性の原則

民生委員児童委員信条

民生委員・児童委員の基本的態度や活動の目標を簡潔に示した座右の銘として位置付けられているもので、全国の民児協で種々の機会に唱和されています。

昭和 26 年に全民児連が制定し、平成 7 年に今日的表現に改められましたが、「隣人愛」に始まるその内容は今日まで 60 年以上にわたり変わっておらず、時代を超えて民生委員・児童委員の心の拠り所となっています。

民生委員・児童委員のマーク、徽章

民生委員・児童委員が活動を行う際、身につけるべきものとして国から貸与されたバッジが徽章です。この徽章は、民生委員・児童委員のマークがデザインされており、裏面には、「民生委員」、「児童委員」、「厚生労働省」の文字が刻まれています。

徽章は国から貸与されたものであり、民生委員退任時に返却すべきものです。

現在の民生委員・児童委員のマークは、昭和 35 年に公募により選ばれたものです。幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

民生委員・児童委員の日

毎年、5 月 12 日が「民生委員・児童委員の日」です。

これは、大正 6（1917）年 5 月 12 日に民生委員制度の源である岡山県の「済世顧問制度設置規程」が公布されたことに由来するもので、昭和 52 年に全民児連がこの日を「民生委員・児童委員の日」とすることと決めました。

民生委員・児童委員の日 活動強化週間

全民児連では、上記の 5 月 12 日からの 1 週間（毎年 5 月 12 日から 18 日）を「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」と定め、社会に民生委員・児童委員制度や活動の周知を図るべく、全国の民児協に PR 活動等の呼びかけを行っています。とくにこの 1 週間のうちの日曜日を全国の民児協で集中的に活動を行う「一斉取り組み日」としています。

②全民児連が提示した活動の方針、指針等

民生委員制度創設 100 周年活動強化方策

～人びとの笑顔、安全、安心のために～（平成 29 年 7 月）

全民児連が平成 29 年の「民生委員制度創設 100 周年」に際して定めた新スローガンと、向こう 10 年間の民生委員・児童委員活動の方向性や取り組むべき課題を示したものの。これまでの 100 年間の総括、民生委員・児童委員の現状と課題、さらに社会福祉の動向等を踏まえ、全国の民生委員・児童委員がめざすべき今後の活動の方向性や重点課題等について示した活動強化方策です。

新スローガン「支えあう 住みよい社会 地域から」

【重点 1】地域のつながり、地域の力を高めるために

誰もが孤立せず、地域のなかで笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支えあえる社会を創っていくことが大切。そのため、これまで以上に地域の幅広い関係者と連携し、人びとに働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進める。

【重点 2】さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

さまざまな課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」、「声を出さない人」が少なくない。こうした人びとを早期に適切な支援につなげるために、幅広い人びとと連携・協働し、「気になる人」を早期に把握する。

また地域において必要な支援やサービスについて、民生委員・児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行う。

【重点 3】民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

現在、民生委員・児童委員制度は、なり手不足、住民の認知度低下等、種々の課題に直面している。こうした課題を解決し、民生委員・児童委員制度をさらに発展させていくために、民児協による委員支援機能を強化するとともに、地域の人びとの理解を進め、なり手確保の「すそ野」を広げる。

「全国児童委員活動強化推進方策 2017」

～子どもたちの笑顔と未来のために～（平成 29 年 11 月）

児童委員制度創設 70 周年にあたり、「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」を踏まえつつ、児童委員制度の歴史の振り返りとともに児童委員活動の現状と課題についてまとめ、児童委員活動をより積極的に進めていくため、今後の活動の重点を示した全国児童委員活動強化推進方策です。

【重点 1】子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる

【重点 2】子育て、子育てを応援する地域づくりを進める

【重点 3】課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

【重点 4】児童委員制度やその活動への理解の促進

災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（令和 4 年 5 月改訂予定）

全民児連は、「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」（平成 25 年）を平成 31(2019)年 3 月に全面改訂し、第 3 版となる「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を作成。その後令和 3 年度の災害救助法改正を踏まえ、現在第 4 版に改訂中。

※令和 4 年 6 月以降に全民児連ホームページで公開します。

児童虐待防止緊急アピール 2019（令和元年 9 月）

昨今の児童虐待をめぐる状況に鑑み、令和元年度全民児連・第 2 回評議員会（令和元年 9 月 18 日）に採択・決定された宣言。

児童虐待防止に向け、以下の取り組みを地域住民、関係機関とともに推進することを宣言しています。

- 一、私たち民生委員・児童委員は、率先して「地域の子育て応援団」となり、地域の実情に応じて、子どもと子育てに関わる取り組みを展開することや、関係機関・団体の活動に協力することを通して、子育て・子育てを応援する地域づくりに努めます。
- 一、私たち民生委員・児童委員は、「身近なおとな」として、また、「人生の先輩」「子育ての先輩」として子どもや子育て中の親に寄り添い、ともに子育てを考え、支えます。
- 一、私たち民生委員・児童委員は、日頃の活動を通して複合的な生活課題や福祉課題のある子育て家庭を早期に発見し、課題解決に向けて関係機関との連携のもと必要な支援につなぎ、見守ります。
- 一、私たち民生委員・児童委員は、「地域の子育て応援団」であることを意識して、

子どもの命を守り、子どもの人権を尊重します。

- 一、私たち民生委員・児童委員は、子どもが豊かに育ち、子育て家庭が安心して暮らすことができる地域づくりを、住民とともに考え推進します。

地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協としての行動方針（令和4年3月）

全民児連は、令和4（2022）年3月、地域共生社会の実現に向けた民生委員活動、民児協活動の考え方を整理し、地域で社会福祉の増進に努める民生委員が、活動のなかで地域共生社会の実現にどう取り組むかを整理した行動方針をまとめました。

行動方針の作成にあたっては、「民生委員制度創設100周年活動強化方策」や、全国社会福祉協議会が地域共生社会の考え方を包含し「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざして作成した「全社協 福祉ビジョン2020」※と方向性を一にしました。

行動方針	民生委員制度創設 100周年活動強化方針	全社協 福祉ビジョン2020※
1. 気づく 民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域住民に寄り添い、さまざまな課題を抱えた人びとを把握する。	重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために	①重層的に連携・協働を深める
2. つなぎ、見守る 民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域の「つなぎ役」となり、自治体や関係機関と協働して見守る。	重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために	①重層的に連携・協働を深める
3. つなぎ先を増やす 「つなぎ先」を増やすために、民児協が「組織」として自治体や地域の多機関・団体、住民活動等と日ごろから関わり、連携・協働を深める。	重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために	①重層的に連携・協働を深める ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める
4. 地域に活動を伝える 関係機関や地域住民に、民生委員・児童委員が行っている「つなぐ」活動等を伝え、関心・理解を促進する。	重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために	③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る ⑤福祉組織の基盤を強化する ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める
5. 住民相互に支えあう地域をつくる 地域住民やさまざまな団体（学校、自治会、商店、企業等）に地域福祉活動を伝えて参加を促進し、住民相互に支えあう地域をつくるとともに、民生委員・児童委員のなりてのすそ野を広げる。	重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために	②多様な実践を増進する ③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する
6. 災害に備える 平常時に地域をつなぐ活動を行うことで、災害に対して住民が協力しあうことができる地域を構築する。	重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために	⑧災害に備える

※全国社会福祉協議会ホームページで公開しています。

③日々の活動に関係が深い言葉

サロン活動

地域を拠点に、住民である当事者とボランティアが共に企画、運営に携わっていく仲間づくりの活動を基本に、全国各地で開催されている取り組みです。実施主体は、社協をはじめ、民児協、住民組織やボランティア団体等多様であり、民児協が社協と共同で実施するケースも多くなっています。

とくに高齢者向けの「いきいきサロン」や、子どもや保護者向けの「子育てサロン」などが多くみられ、社会参加や健康づくり、仲間づくり等に加え、民生委員・児童委員による参加者の相談支援の契機となることもあります。

福祉マップ、災害福祉マップ

民生委員・児童委員が日々の訪問活動や調査活動を通じて把握した地域の要支援者などの情報を、地域の地図上に書き入れた（表示した）ものをいいます。

要支援者を、抱える課題や支援の内容別に色分けして表示することで、地域の要支援者の状況が一目でわかるといった利点があります。

災害時要援護者、避難行動要支援者

一般に、災害時の避難行動や避難後の生活において一定の支援が必要となる人を「災害時要援護者」と呼んでいます。

その範囲は広く、高齢者、障がい者をはじめ、乳幼児、持病を有し医療的支援が必要な人、さらにはコミュニケーションに課題を有する外国人など、幅広い人びとが該当するといえます。

一方、「避難行動要支援者」は、災害対策基本法において用いられている言葉で、災害発生時の避難等にとくに支援を必要とする人をさしています。具体的には、身体の障がいにより迅速な行動が困難な人、視覚障がいや聴覚障がいにより情報の入手に困難を伴う人、さらに認知症や重度の知的障がいなどで避難の必要性の判断を行うことに課題がある人などです。

それゆえ、「避難行動要支援者」は「災害時要援護者」でもあり、とくに災害発生時の避難行動に着目した要支援者といえます。

福祉票、児童票

いずれも、民生委員・児童委員が地域住民の相談支援を行う際に、対象者（世帯）別に作成するケース記録票で、相談や支援の経過を記録するものです。「児童票」は、厚生労働省が示す「児童委員の活動要領」において、「児童票」を作成すべきこと、およびその様式例が示されています。

「福祉票」は、全民児連においてその様式や取り扱いに関する考え方を提示しています。いずれも個人情報、とくにプライバシー情報を多く含むものであるだけに、適切な取り扱いが求められます。

④住民の支援に関係が深い制度

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人を法的に支援する仕組みです。預貯金や不動産といった財産の管理や介護サービスの利用契約を自ら行うことが困難な場合などに、後見人が本人に代わって事務を行ったり、本人による手続きのサポートを行うもので、家庭裁判所の関与のもとで行われる支援制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。法定後見制度は家庭裁判所が後見人を選任する方式、任意後見制度は本人に十分な判断能力があるうちに自ら将来の後見人を選任しておく方式です。

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人に対して、社協が本人との契約に基づき福祉サービスの利用や日常的な財産管理などの支援を行う事業です。以前は「地域福祉権利擁護事業」と呼ばれていました。

本事業は、社協と本人との契約に基づく支援であり、本人が契約内容を理解し、契約を締結できる判断能力が必要である点が成年後見制度とは大きく異なります。さらに、社協による支援の内容も、日常生活に限定したものとされています。

児童扶養手当、特別児童扶養手当

児童扶養手当は、ひとり親家庭の子どものために支給される手当です。

対象は、離婚によるひとり親家庭で育つ児童、父母のいずれかが死亡した児童、父

母のいずれかが一定の障がいの状態にある児童で、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの期間支給されます。支給額は、世帯の収入状況や子どもの数によって異なります。

特別児童扶養手当は、精神、知的、身体に一定の障がいをもつ児童の福祉の増進のために、その児童を家庭で養育している父母等に支給される手当で、支給対象は20歳までの障がい児です。

なお、児童扶養手当と特別児童扶養手当は併給が可能です。

就学援助制度

経済的な理由により就学が困難であると認められる学齢期の児童・生徒の保護者、および特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）の児童・生徒の保護者に対する経済的支援の制度です。

対象者は、生活保護法による要保護者、市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（準要保護者）です。

補助の対象品目は、学用品費、体育実技用具費、新規入学児童生徒学用品費、通学用品費、通学費、修学旅行費などですが、手続きや金額については市町村ごとに異なります。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）および寡婦の経済的自立を図ることを目的に設けられている貸付金制度です。都道府県の事業であり、福祉事務所や町村役場で申し込みを受け付けています。

ひとり親家庭の親または子どもを借受人として、生活や子どもの教育に必要な費用などを借りることができます。

資 料

【関係法令】

1. 民生委員法
2. 民生委員法施行令
3. 児童福祉法（抜粋）
4. 児童委員の活動要領

【全民児連が提示した指針等】

5. 福祉票の作成とその取り扱いに関する基本的考え方（平成 12 年 3 月）
6. 個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点（抜粋）
（平成 18 年 6 月）
7. 「証明事務」の基本的な取扱いについてのガイドライン
（平成 14 年 5 月）
8. 金銭の取り扱いが伴う場合の、民生委員・児童委員の支援の考え方について（平成 17 年 9 月）
9. 民生委員・児童委員の研修体系（提案）（平成 25 年 3 月）

※本文中で紹介、もしくは引用している上記以外の資料については、全民児連ホームページ（民生委員・児童委員専用ページ等）において掲載しています。パスワードは『ひろば』最終頁下に掲載しています。

民生委員法

昭和 23 年 7 月 29 日法律第 198 号

最終改正：平成 25 年 6 月 14 日

※令和 4 年一部改正（令和 5 年 4 月施行）の予定（184 頁参照）

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第三条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項 に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第六条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第七条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から二十日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長

及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

(民生委員推薦会)

第八条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第九条 削除

(任期等)

第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第十二条 前条第二項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から二週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。

3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

第十三条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

(職務内容)

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。

二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。

三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。

四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と

密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第十六条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第十一条及び第十二条の規定に従い解嘱せられるものとする。

（指揮監督）

第十七条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

（指導訓練）

第十八条 都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

第十九条 削除

第二十条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第二十一条から第二十三条まで 削除

（民生委員協議会の任務）

第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- 四 必要な資料及び情報を集めること。
- 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申

することができる。

3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。

4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

(民生委員協議会の会長)

第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長一人を定めなければならない。

2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。

3 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第二十七条 削除

第二十八条 国庫は、第二十六条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第二十九条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第二十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附 則 抄

第三十条 この法律は、公布の日から、施行する。

第三十一条 民生委員令（昭和二十一年勅令第四百二十六号）は、これを廃止する。

附 則（一部略）

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（民生委員法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二十二條の規定（民生委員法第四条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第二十二條の規

定による改正後の民生委員法第四条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項の民生委員の定数については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

民生委員法施行令

昭和 23 年 8 月 10 日政令第 226 号

最終改正：平成 25 年 6 月 14 日政令第 183 号

第一条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。

2 民生委員推薦会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が左の各号の一に該当する場合においては、任期中であつても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。

第二条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。

第三条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。

第四条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第五条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

第六条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

第七条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。

第八条 削除

第九条 削除

第十条 削除

第十一条 民生委員協議会の会長の任期は、一年とする。

2 会長に事故があるときは、民生委員協議会を組織する民生委員があらかじめ互選により定める者が、その職務を代理する。

第十二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項

の指定都市（以下「指定都市」という。）において、民生委員法第二十九条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の二十七に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、民生委員法第二十九条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の三に定めるところによる。

第十三条から第十六条まで 削除

附 則 抄

第十七条 この政令は、公布の日から、これを施行し、民生委員法施行の日（昭和二十三年七月二十九日）から、これを適用する。

附 則（一部略）

附 則（平成二五年六月一四日政令第一八三号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

児童福祉法（抜粋）

昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号

最終改正：平成 27 年 7 月 15 日法律第 56 号

※令和 4 年一部改正（令和 5 年 4 月施行）の予定（184 頁参照）

第一章 総則

第五節 児童委員

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

- 2 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
 - 3 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
 - 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

- 2 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、

その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

3 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。

4 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第十八条の二 都道府県知事は、児童委員の研修を実施しなければならない。

第十八条の三 この法律で定めるもののほか、児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

児童委員の活動要領

平成 16 年 11 月 8 日改正

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

第 1 児童委員の任務と心構え

①児童委員の任務

(1) 地域における活動の推進

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(2) 関係機関との連携・協力

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、都道府県、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、その業務に積極的に協力する。なお、児童委員はそれぞれ区域を担当するものとされているところであるが、その担当区域をまたがる事案については、当該区域を担当する児童委員と連携・協力する。

②児童委員の心構え

(1) 使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域における児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務にかんがみ、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度、サービスについての知識、相談等についての技術を高める。

(2) 住民、関係機関との円滑な関係

地域住民、団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくる。

(3) 誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく支援が進められるよう、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に対処する。

(4) 住民の立場に立った活動

支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の人権を尊重し、児童及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互いの信頼関係を基礎に支援することを原則とする。また、職務上知り得た秘密が十分保護されるよう留意しながら、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努める。

第2 児童委員の活動

①実情の把握と記録

(1) 地域の実情の一般的把握

児童委員は、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、地域住民の生活実態等を適切に把握しておく。併せて、児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるよう努める。

(2) 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。また、市区町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査等を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告する。

(3) 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票を参考に正確に記録を行うよう努める。

なお、個人の秘密の保持には十分留意する。

②相談・支援

担当区域内の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努める。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行う。

相談・支援の代表的な事例としては、次のようなものがある。

(1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子福祉資金貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適正な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行う。

(2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当地域の保護を必要とする児童及びその保護者、妊産婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行う。特に児童に関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連絡・調整を行う。

(3) 委託による指導

都道府県知事又は児童相談所長の措置により、児童やその保護者の指導が委ねら

れたときは、当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導する。

(4) 施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所した児童等に対する支援

児童福祉施設に入所中の児童の家族等について、また施設から退所する児童及びその家族等について施設長、児童相談所長等から連絡があったときは、その児童及び家庭の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努める。

(5) 里親の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望する者を適宜児童相談所等に連絡するなど、里親の開拓に協力する。

(6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

- ①妊婦に対し、妊娠の届出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨する。
- ②市区町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言する。

③児童の健全育成のための地域活動

地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(1) 児童の健全育成のための地域活動の促進

- ①児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、児童の健全育成に関する活動に対し援助・協力する。また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援する。
- ②児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与する。
- ③地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進のために必要な援助・協力を行う。

(2) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助・協力する。

(3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

- ①児童福祉文化財の健全化を図るため、都道府県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供する。

②俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。

(4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等

児童の居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じ、その設置等を促進する。

(5) 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から児童を守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。

また、児童の自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努める。

(6) 児童の非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更生に努める。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童をとりまく家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

④児童虐待への取り組み

近時、児童虐待による死亡事件が後を絶たず、また、児童相談所等に対する虐待の相談件数も増加の一途をたどっていることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行う。

(1) 発生予防

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力を行いながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援すること等により、児童虐待の発生を予防する。

(2) 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合には、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

(3) 再発防止

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。

(4) 児童虐待防止ネットワークへの参画

住民に最も身近な市区町村において、子ども・家庭に関わる多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画する。

⑤意見具申

(1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき児童等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。

(2) 自発的な意見具申

児童等に関する施策及びその実施について児童等の福祉の増進の観点からその改善が必要と思料する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

⑥連絡通報

保護者のいない児童、虐待を受けていると思われる児童、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要な児童、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者から通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

児童、妊産婦、母子家庭等に関し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市区町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市区町村長に報告する。

第3 主任児童委員の活動

主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。主任児童委員として、児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。

①関係機関と児童委員との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動等の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動する。

②児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して行われるものであるが、この活動に対し積極的に援助・協力するものであること。

また、個別事案を扱う必要がある場合においては、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものであるが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要であること。

③民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な援助・協力等を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等を行わないことを原則とする。

第4 児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に即した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

別紙 児童票（略）

福祉票の作成とその取り扱いに関する基本的考え方 —地域における相談・支援活動を効果的にすすめるために—

平成 12 年 3 月 全国民生委員児童委員連合会

1. はじめに

(1) 民生委員・児童委員活動と福祉票

《民生委員・児童委員活動における記録》

民生委員・児童委員は、児童、高齢者、障害者、ひとり親世帯、生活保護受給世帯などの個人や世帯の生活支援活動に取り組んでいる。

これらの活動をより効果的にすすめるために、民生委員・児童委員活動においては、様々な「記録」が活用されている。日々の活動を記録する活動記録の他に担当区域の個人や世帯の状況を把握するための世帯票や福祉台帳、また具体的な支援状況を記した福祉票などが主な記録様式として利用されている。

《厳格な取り扱いと内容の検討の必要性》

福祉票については、昭和 49（1974）年 11 月に、全国民生委員児童委員協議会が、その基本的な考え方や世帯別の福祉票の作成についての留意点等を示したが、その後、四半世紀を経過する中で、個人情報の扱いについての社会的関心も高まり、福祉票の取り扱いについても、今日、改めてその厳格性が求められるようになってきている。

さらに、社会福祉基礎構造改革の論議等にもみられるように、利用者との対等な関係を築き、個人の権利や選択を尊重した制度の確立、また民生委員・児童委員活動についても住民の側に立った活動が標榜される中、改めてその内容について検討することが必要となってきた。

《個人や世帯の現況や支援過程を記録する福祉票》

福祉票は、昭和 49 年当時に規定されたとおり、広く地域の個人や世帯について一般的な状況を記した世帯票や福祉台帳とは異なり、何らかの支援を必要とする個人や世帯の状況や相談・支援の過程を記録し、個別援助活動を展開する際の基礎資料になるものとして整備されている。

名称や様式は地域によって異なる場合もあるが、ここでは福祉票を何らかの支援を必要とする個人や世帯の状況や相談・支援の過程を記録し、個別援助活動を展開するための記録と定義づけ、その作成や取り扱いに関する基本的考え方を示すこととする。

《他の記録等との関係》

民生委員・児童委員活動においては、福祉票以外にも例えば日常的には支援を必要としていなくても災害時に支援の必要な世帯を記した一覧表や、ひとり暮らし高齢者

世帯の把握のための台帳等を整備することがある。今回示した「基本的考え方」はこれらの福祉票以外の記録の整備について直ちに制限するものではないが、以下の考え方を個人情報の取り扱いに関する基本ルールとして十分理解した上で、情報の管理を行うことが必要である。

《「基本的考え方」の位置づけ》

今回示しているのは福祉票の作成や整備についての基本的な考え方であり、個人や世帯の支援のために情報の有効な活用が図られるよう、情報提供のルールなど活動の場におけるさらなる検討がすすめられることが必要である。また、様式についても必要に応じて地域の実情に合わせたより使いやすい様式を作成することが望ましい。

(2) 「個人情報」と「秘密の保持」

《常に個人の情報に接する民生委員・児童委員》

民生委員・児童委員が各種の生活支援活動に取り組む際、実際の活動を開始するまでに個人や世帯に関わる細かな状況を『知る』ことがある。また、個人や世帯の状況が十分にわからないと適切な支援が行えないといったこともあり、民生委員・児童委員はその活動の性格上、常に個人・世帯に関する「情報」に接する立場にある。

《個人の情報については秘密を守る》

しかし、そこで知り得た個人や世帯に関する「情報」は、言わばプライバシー（個人の秘密）に属するものが多く含まれており、民生委員法第15条にもあるとおり、守秘義務の遵守はもちろんのこと、活動を通じて知り得た情報の取り扱いについては細心の注意をはらわなければならない。

《秘密を守ることが信頼につながる》

民生委員・児童委員の活動は個人や世帯との信頼関係を基盤に展開されることは言うまでもない。「個人に関する秘密が守られない」、「いつの間にか他の人に知られてしまった」などというような信頼を損ねるようなことがあってはならない。

2. 福祉票の作成について

(1) 福祉票を作成する個人や世帯について

- 福祉票は相談や協力依頼を受け、何らかの支援を必要とする個人や世帯について作成するものであること。
- 従って、個人や世帯の一般的な問題把握や状況の調査を目的として使用するものではないこと。
- ましてや、福祉票そのものを個人や世帯に配付し、記入を依頼したりするものではないことを厳に留意すること。

(2) 福祉票を作成する個人や世帯への留意事項について

- 福祉票の作成に際しては、個人や世帯に、その目的や取り扱い（個人や世帯の支援を目的としたもので、目的外の使用は行わないこと。また、記載事項の秘密が守られること。など）についての的確に伝える必要があること。
- また、支援が完了した時、福祉票は廃棄されること、支援が長期にわたり、担当民生委員・児童委員が改選などによって交替した場合には、福祉票が交替した委員に引き継がれることも伝えること。
- 福祉票の作成について拒否された場合、強要はしないこと。

(3) 福祉票への記載内容について

- 福祉票への記載に必要な情報の把握は、必ず担当する民生委員・児童委員が自ら行うとともに、本人の確認をとり、「うわさ」や「伝聞」をそのまま記載しない。
- また、支援に直接関係のない事項や記載を拒否する内容については記載しない。

3. 福祉票の保管とその引き継ぎについて

- 福祉票には個人や世帯のプライバシーに関わる事項が多く含まれているので、その保管については確実・慎重に行うこと。
- また、福祉票を持ち歩いたり、紛失しないよう留意すること。
- 福祉票そのものを会議等の場に資料として提供したりすることなどは厳に慎むこと。
- 支援が完了した時点で廃棄される福祉票の内容が、外部に漏れることがないように厳正に処分すること。
- 担当民生委員・児童委員が改選などによって交替した場合、確実に福祉票を交替した委員に引き継ぎ、継続した支援が行われるよう留意すること。

4. 取り扱いについての留意事項

《福祉票そのものの公表は行わない》

- 近年、民生委員・児童委員が地域住民やボランティアグループと協働して友愛訪問活動や見守り支援ネットワーク活動などを展開する例や、関係機関・団体と協働した活動を展開する例も見られるところである。
- 今後、こうした協働活動が拡大することが想定されるが、支援先として個人や世帯の状況について他から情報提供を求められた時には、以下の点について留意するとともに、決して福祉票そのものを公表しないこと。

《個人や世帯の不利益とならないよう留意するとともに、了解を得る》

- 民生委員・児童委員が支援を行っている個人や世帯についての秘密の保持については、厳格に守るとともに、一般的な情報の提供は行わないこととする。
- しかし、その個人や世帯の支援を目的として、必要な情報の提供を求められた際には、その可否について民生委員・児童委員がまず見極め、提供する情報の内容と提供先、また、どのような目的で提供された情報が使用されるのかについてあらかじめ個人や世帯に説明し、了解を得ること。
- また情報の提供にあたっては、その使用が個人や世帯の支援を目的とするものであることに限るなど、利用の逸脱や個人、世帯の不利益とならないよう厳に留意するとともに、提供する内容は最小限の事項のみに止めること。
- なお、個人や世帯が他への情報提供について拒否した場合には、決して強要をしないこと。
- ただし、児童虐待の通告等のように、個人の生命や身体を守るため、緊急かつやむを得ない必要がある場合はこの限りではない。

《情報提供先への秘密保持の徹底》

- 情報提供先に対しては、提供した内容についての秘密保持を徹底すること。

《情報提供のあり方についてのルールづくり》

- なお、情報提供のあり方についてはその可否等を含め、社協や行政をはじめ福祉・保健・医療等の関係者と検討を行い、そのルールづくりを市区町村単位ごとに行う（策定する）こと。

5. その他

- 担当区域内の世帯を把握した「世帯票」の作成や、いわゆる援助の可能性のある個人や世帯を把握した「福祉台帳」等の作成が行われる場合もあるが、その際にも上記の主旨をふまえ対応すること。
- また、各種調査の実施にあたっても、上記の主旨をふまえ対応を行うこと。

6. 福祉票の様式について（参考例示） 略

※全民児連ホームページでご覧いただけます。

個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と 留意点(抜粋)

平成 18 年 6 月 全国民生委員児童委員連合会

平成 17 年の個人情報保護法施行を受け、全国民生委員児童委員連合会では「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」として民生委員・児童委員に即して整理しました。

以下はそのポイントを抜粋したものです。

ポイント 1 社会福祉援助の特性と個人情報保護

- 民生委員・児童委員は、個人情報保護法の対象事業者ではない。
- 守秘義務規定に基づき、従来通りの節度ある取り扱いを心がける。
- 住民や関係者への、民生委員・児童委員の守秘義務規定も含めた活動の PR が大切。
- 個人情報保護か社会福祉支援かの二者択一ではなく、対象・内容・方法を考慮し調和を取ることが大切。

ポイント 2 情報収集

- 民生委員・児童委員活動＝情報活動＝地域住民との信頼関係のうえに成り立つ活動。
- 情報収集の目的を明確化し、必要最小限の情報収集に配慮する。

ポイント 3 本人同意の方法

- 援助開始時に民生委員・児童委員活動の主旨や義務、援助上想定される情報提供範囲、記録の保管管理等を説明し、包括的な同意を得る。
- 想定外・目的外の第三者提供に関しては都度本人確認を得る。
- 同意の得方は書面・口頭があるが、口頭が一般的。
- 同意という手続きばかりでなく、信頼関係構築も重要。
- 後見人・法定代理人等への説明・同意が必要な場合がある。

ポイント4 福祉票等の管理

- 福祉票は持ち歩かない。
- 資料として外部に提供しない。
- 援助が終結した時点で破棄する。
- 記録には、本人に確認したことのみを記録する。
- 支援に直接関係のない事項や、「うわさ」、「伝聞」などは記載しない。
- 本人や家族が記載を拒否する事項は記録しない。

ポイント5 民児協内での管理のあり方

- 専門職のケース会議などは情報提供可能（包括的同意の範囲内）。
- 会議終了後に資料を回収するなどの配慮。
- 事例研究会、実践発表会など研修の場では匿名化が必要。
- 開示後の削除・訂正要求には的確に応じる。

ポイント6 開示要求への対応

- 開示すべき諸資料には常に客観的な事実のみを記録しておく。
- 開示後の削除・訂正要求には的確に応じる。

ポイント7 行政、関係機関・団体との連携・協働と個人情報

- 地域事情を踏まえた、個人情報の第三者提供のルールづくりが必要。
- 行政からの情報入手が困難な場合、民児協として必要な情報の提供を求めている。
- 守秘義務を持つ者（専門職）と住民では、情報の取り扱い方や留意の仕方が異なる。

ポイント8 生命等に関わる緊急時の対応～取り扱い上の例外～

- 生命・身体・財産に関わる事態において、「緊急を要し」「本人確認が取れない」場合、個人情報の第三者提供は認められる。
- 民児協は事例研究や話し合いを重ね、緊急時対応の判断力を磨く。

「証明事務」の基本的な取扱いについてのガイドライン

平成 14 年 5 月 全国民生委員児童委員連合会

1. はじめに

「証明事務」は、民生委員・児童委員の社会的信用と結びついて、行政等への協力活動をすすめるなかで行ってきた活動である。職務として明確に規定されてはいないものの、住民の福祉の増進を図るために果たしてきた役割は大きい。

しかしながら今日、住民の日常生活を取りまく環境は「自己責任」「自己決定」「契約」を前提としたものへと移行してきている。そのため、民生委員・児童委員が行ってきた「証明」は、社会的に「状況確認の結果」以上の意味合いをもって捉えられ、取扱われるようになってきた。

さらに、ある状況を明らかにするための手段として第三者の証明が求められる場合、その社会的信用から民生委員・児童委員が証明者として指名されることが多い。そして、その内容は福祉の領域を超えるものにまで拡大されてきており、民生委員・児童委員が「証明事務」として行う活動の範囲をより広範なものにしている。

住民が必要に応じてさまざまな福祉支援等を活用しながら自立した生活を送るためには、本人の意欲を促しながら、併せて、いわゆる「証明事務」という手段を用いた支援を行うことも求められる。

しかし以上のような現状を考慮すると、「証明事務」の取扱いについては、今日改めてその確認が必要となっていることから、取扱いについての共通理解を図ることを目的に、ガイドライン（指針）を示すものである。

なお、以下の内容は基本的な考え方であり、個人や世帯の支援のために有効な取扱いが行われるよう、地域の実情に合わせたルールづくり等について、さらに検討がすすめられる必要がある。

2. 取扱いについての基本的な考え方

(1) 「証明事務」に取り組む際の基本的な視点

今後、民生委員・児童委員活動においていわゆる「証明事務」を取扱うにあたっては、以下の基本的視点に立つものとする。

①住民への支援を目的として行う

「証明事務」は、住民が生活状況の改善や維持を行う際に必要となるものである。

これは職務規定上、住民への相談・援助を行う者とされている民生委員・児童委員にとっては、住民への福祉サービスの一環として捉えることのできる活動である。

また、行政等への協力活動を行う者としての職務規定に照らしても、住民への支援を目的として行う活動であると言える。

②「証明」という表現について考慮する必要がある

契約社会の浸透によって、「証明」という言葉のもつ意味は非常に限定的なものになってきている。民生委員・児童委員が行っている活動は、求められた内容についての確認できる範囲内での状況の結果であるが、「証明」という名称が一人歩きし、唯一の証拠となる決定的な書類だという誤解を生じる可能性が指摘されている。

したがって、現在「証明」と呼ばれている書類や行為は、確認できる範囲内での状況の結果であることから、「調査結果」「所見」「状況（確認）報告」等という呼称を用いることが望ましい。

③対応範囲を限定する必要がある

「証明事務」は、確認できる範囲内での状況の結果について言及することを原則とし、下記によってその対応を図る。

《対応するもの》

【前提条件】

福祉サービスの利用等を目的とするもの

いわゆる「証明事務」を行うことで住民の生活状況の改善や維持に対する支援となり、かつ、福祉サービスの利用等を目的とすることが、対応の大前提である。

ア) 法令や通知、国や自治体が定める要綱等に協力を定められているもの

行政協力は民生委員・児童委員の職務である。よって、法律や施行令、通知、条例等に民生委員・児童委員の協力や援助・助言を求められているものについては、その対応を行う。

イ) 「補充性」をもつものとして扱われるもの

公的機関の証明の他にさらにそれを補う確認が必要となるものは、対応する。

《対応しないもの》

ア) 状況確認ができないもの

住民の生活状況の改善や維持に対する支援であり、かつ、福祉サービスの利用等を目的としている場合であっても、本人や対象者と面識がなく（あるいはそれに等しく）、生活状況の確認が困難な場合や、あいまいな場合は対応しない。

イ) 代替手段のあるもの

公的機関の発行する書類で対応できる場合、また、私的機関・団体等自らが事実を調査し証明書類を発行することができる場合は、対応しない。

ウ) 法的証拠として取扱われるもの

民生委員・児童委員は中立公平に住民に接する立場であることから、訴訟のなかで一方の住民側の証拠として提出されるものについては、対応しない。

また、本来裁判所の判断により「証明」されるべきもの（相続放棄証明、養子縁組証明等）は、取扱わない。

※なお、上記以外の場合で、公共性・中立性の高い機関・団体等が、それぞれの独自規定により民生委員・児童委員の協力を求めている場合で、福祉サービスの利用等を目的としたものについては、必要に応じて対応するものとする。

※また、上記に関わる判断は、委員個人もしくは民児協において行うものとし、必要に応じて、行政や関係機関・団体等とも調整するものとする。

(2) 取扱い上の留意点

前述の「基本的な視点」をふまえ、さらに下記の点に留意する必要がある。

○依頼された時点で、依頼事項への対応の可否や、いわゆる「証明（調査、確認など）」の効果の及ぶ範囲を本人に伝え、了解を得る。

○協力を求められた内容について、本人の申立ての内容をよく聞き、本人が説明・依頼した内容を精査しながら、依頼内容に関する状況の確認をする。

なお、あいまいな状況確認のままに対応しない。また、恣意的判断は厳に慎む。

○客観的に確認できた状況についてのみ報告する。

○記載する内容、目的、提出先を明確にしておく。

○目的外の使用は避けるよう、依頼者に伝える。

○作成した書類の写し等を手元に残しておく。またその際、保管を確実に行う。

○対応について個人で判断できない場合は、必ず民児協で協議する。

場合によっては、発行者を組織名とするなどの対応を行う。

○本人以外の第三者から書類の作成等を依頼された場合は、本人の承諾が必要であることを伝えるとともに、その理由を必ず把握してから対応を判断する。

○書類の作成や提出に際しては、個人のプライバシーに充分配慮する。

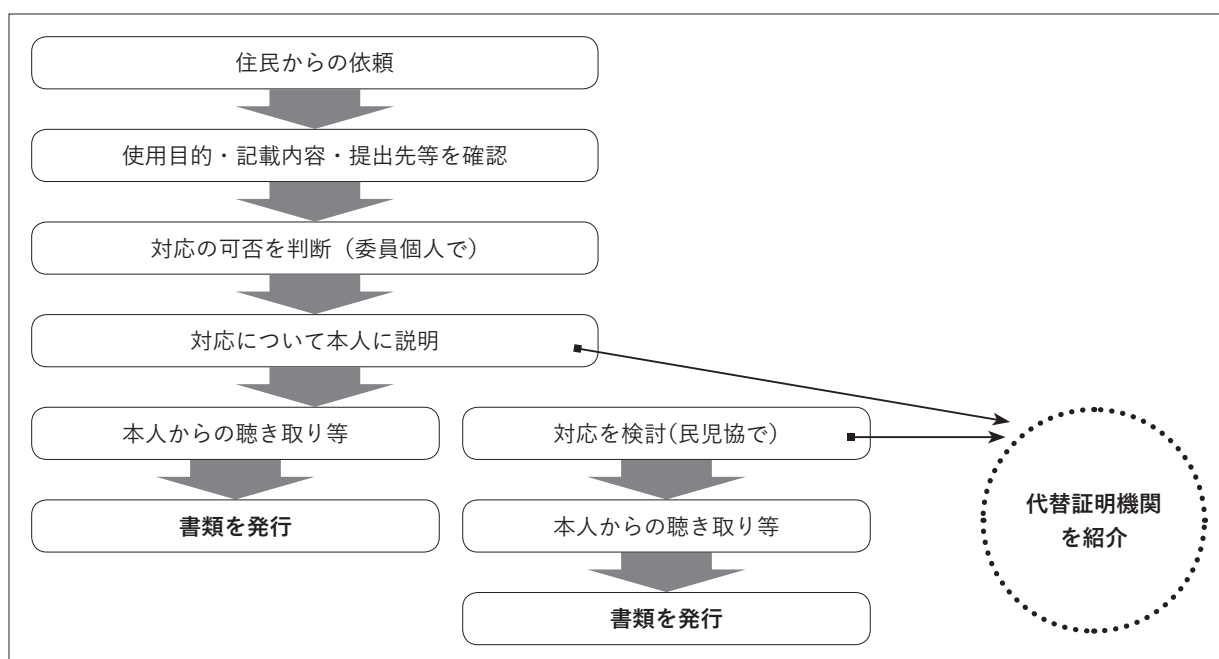
○作成する書類については、できる限り「調査結果」、「所見」、「状況（確認）報告」等とするほか、その様式は、民児協で協議する。

また、必要に応じて民児協から関係機関・団体等に理解を求める。

(3) その他（決まった様式を持ち込まれた場合の対応）

- 「証明」「証明書」と書かれた規定の様式については、可能な限りそのままの様式には記載せず、民児協で協議・決定した様式を使用するようにする。
- ただし、法令、通知等に定められた「証明（書）」様式については、そのままの様式に記載するか否かについて民児協で協議し、具体的な対応策を取り決めておく。
- なお、上記の対応にあたっては、行政をはじめ関係機関・団体等と民児協とで検討し、そのルールづくりを行う。

3. 書類作成の際の基本的手順



4. 都道府県・指定都市民児協および市区町村民児協での対応

主に以下の点については、それぞれの地域で取組む必要がある。

- (1) 行政、関係機関・団体、また依頼者に対し、民生委員・児童委員が活動上対応できる範囲について説明し、理解を求める。
- (2) 民生委員・児童委員に基本的な取扱いを周知し、それぞれの地域で対応様式を協議する。
- (3) 書類様式を組織で協議・決定する場合、必要に応じて行政をはじめ関係機関・団体との調整を行う。

5. 参 考

(1)「依頼書」「調査書、所見、状況（確認）報告」等の様式（参考例示）

（様式 1 / 民生委員・児童委員控）

依 頼 書

依頼日 年 月 日

（市区町村名）民生委員・児童委員

様

（依頼人）

住 所

電話番号

氏 名

下記第 3 項について、調査（状況確認）を依頼します。

記

整理 No.	※調査（状況確認）後に民生委員・児童委員が記入		
発行日	年	月	日
※調査（状況確認）後に民生委員・児童委員が記入			
1	使用目的		
※依頼者本人が記入			
2	提出先	機関・団体名称	電話番号
	所在地	※依頼者本人が記入	
3	調査（状況確認）依頼内容		
※依頼者本人が記入			
4	調査結果（所見、状況確認報告）		
※調査（状況確認）後に民生委員・児童委員が記入			

※枠内は、太枠部分のみ、記入していただきます。

(様式2 / 本人あて)

調 査 結 果

(所見、状況確認報告)

年 月 日

様

(市区町村名) 民生委員・児童委員

氏 名 印

依頼内容について調査（状況確認）を行った結果は、第4項のとおりです。

記

整理 No.	※調査（状況確認）後に民生委員・児童委員が記入		
発行日	年	月	日
※調査（状況確認）後に民生委員・児童委員が記入			
1	使用目的		
※依頼者本人が記入			
2	提出先 機関・団体名称		電話番号
所在地			※依頼者本人が記入
3	調査（状況確認）依頼内容		
※依頼者本人が記入			
4	調査結果（所見、状況確認報告）		
□月□日～□日の間に、 依頼内容にそって（訪問・△△に聴き取り）し、 （調査・状況確認）を行った。 その結果、○○○○○○○○であることを確認した。 ※調査（状況確認）後に民生委員・児童委員が記入 ※必要に応じて、調査（状況把握）を行った時刻も限定すること			

この調査結果（所見、状況確認報告）は、「1」の使用目的以外には使用できません。

(2) 対応すべきではない主な証明、行政機関で発行できる主な証明

●対応すべきではない主な証明

調査、状況確認内容	主な用途	主な提出先
住所地に不在である (居住していない) こと	・ 公示送達 ・ 担保物件の権利取得 ・ 土地の貸借関係の解除 ・ 滞納電話料の免除	・ 裁判所、消費者金融、ローン・クレジット会社等 ・ 貸金業者 ・ 弁護士 ・ 電話事業者
住所地に居住していること	住宅取得控除申請	税務署
無資力であること	労災の第三者行為災害における加害者の無資力であることの証明	労働基準監督署
収入が減少している (無収入である) こと	減税申告	市区町村行政税務所管課
離職・退職したこと	保険申請・受給	ハローワーク、民間保険会社
交通事故に遭ったこと	保険申請・受給	民間保険会社、共済組合
罹災したこと	保険申請・受給	民間保険会社、共済組合
仕事を休業していること	保険申請・受給	民間保険会社、共済組合
事実婚をしていること	慰謝料請求等の訴訟	資料弁護士
このほか、行政や私的機関・団体で証明できる(すべき)内容		

●行政機関で発行できる主な証明

課税証明	町界町名変更証明
非課税証明	住居表示に関する証明
納税証明	国民健康保険税課税(納税)証明
専用住宅証明	国民健康保険被保険者資格(喪失)証明
資産証明	国民年金受給者資格(喪失)証明
戸籍謄本・抄本	介護保険料に関する証明
戸籍記載事項証明	市町村道認定証明
身分証明(破産宣告の有無等民事事項に限る)	道路幅員証明
住民票の写し	区市町村営住宅使用証明
住民票記載事項証明	中小企業信用保険法第2条第3項1号～第7号に規定する認定証明
転出証明	農耕地であることの証明
出生証明書	農家証明
印鑑登録(抹消)証明	耕作証明
不在籍・不在住証明(現住証明に限る)	小作料の証明
外国人登録原票記載事項証明	海難証明
埋葬・火葬許可証交付済証明	罹災証明
建築許可確認証明	火災証明

金銭の取り扱いが伴う場合の、民生委員・児童委員の支援の考え方について

平成 17 年 9 月 全国民生委員児童委員連合会

民生委員・児童委員は金銭の取り扱いを伴う支援を直接に行うべきではなく、通常は取り扱わないものとする。

しかし、一方で、要援護者の緊急的需要等によりやむを得ず、民生委員・児童委員が日常の支援のなかで、買い物代行等の依頼に対応している例が見受けられる。

こうした場合には、民生委員・児童委員は一定のルールに基づき十分な配慮のもとに対応することとし、その際、以下の点に留意する。

一、金銭の取り扱いを伴う支援を求められた場合には、一人で判断せず、支援の内容や方法、期間、その緊急性や必要性について、必ず民児協組織として検討を行い、判断すること。

一、実施する際は極力一人では行わず、複数体制で対応すること。また、領収書や受領書などの保管はもとより、実施内容の日々の記録をとっておくこと。

一、取り扱いの内容について、民児協組織として定期的にチェックを行うこと。

一、金銭の取り扱いは少額の範囲にとどめること。

なお、判断能力が不十分な人で、継続的な金銭管理が必要な支援には、地域福祉権利擁護事業（注：現在は日常生活自立支援事業）に繋ぐことが適切である。

上記の取り扱いを超え、さらに、地域の中で継続して支援が必要とされる場合は、民児協組織だけの活動にとどまらず、地域全体の問題として、近隣住民や関係機関・団体が協働連携した見守り・支援ネットワークや金銭の取り扱いに関する支援体制が必要である。

地域住民の立場に立って相談支援を行う民生委員・児童委員には、こうした課題について、当該地域の行政や社会福祉協議会、住民に提起し、あるいは意見具申するなどして、協働した支援の仕組みづくりを働きかけていくことが求められている。

民生委員・児童委員の研修体系（提案）

平成 25 年 3 月 全国民生委員児童委員連合会

1. 全民児連が提案する「研修体系」

- ・今後、市区町村、都道府県・指定都市、全国の各段階において実施することが望ましい民生委員・児童委員向けの研修とその内容を整理したもの。
- ・具体的には、新任委員、中堅委員、単位民児協の会長・副会長といった対象者別に、経験年数や役職に応じて期待される役割等を踏まえ、それぞれに求められる知識や力量を整理し、それを「研修体系」としてまとめたもの。

2. 「基本プログラム」と「応用・専門プログラム」

- ・とくに新任委員、中堅委員向けの研修においては、研修内容について「基本プログラム」と「応用・専門プログラム」に分けて示している。
- ・「基本プログラム」に列記されている項目は、該当任期中に研修を通じて最低限学ぶべきと考えられる内容であり、必修科目というべきもの。
- ・一方、「応用・専門プログラム」に列記されている項目は、地域特性や地域で現に生じている課題、また受講者の具体的な力量等を勘案して選択により研修に盛り込むべき内容で、「選択科目」というべきもの。

3. 体系表の見方

（1）到達目標、課題、あるべき姿

- ・対象者別に、理解・獲得してほしい内容や、めざすべき民生委員・児童委員像を示したもの。

（2）学ぶべき内容、獲得すべき力量

- ・対象者別に、活動を行なううえで身に着けてほしい知識や相談援助技術を示したもの。
- ・「価値・基盤」は、民生委員・児童委員として常に踏まえておくべき事項。
- ・「知識」は、委員活動を行なううえで必要となる知識。
- ・「方法・技術」は、「知識」とともに委員活動を行なううえで求められる相談援助に関する方法や技術。

4. モデルプログラム

- ・都道府県・指定都市、市区町村の民児協等において、この研修体系を踏まえた具体的研修を企画する際の参考プログラム、講師、テキスト等を提示したもの。

※報告書に収載しているほか、全民児連ホームページから閲覧可能

5. 本研修体系における市区町村研修について

- ・ 新任委員向け、中堅委員向けの研修における「市区町村研修」とは、市区町村や法定単位民児協における研修で学んでほしい内容を示したもの。
- ・ 事例研究を通じた地域特有の福祉課題への理解を深めることや、地域内の公私の社会資源などを具体的に把握すること等に重点をおいており、関係機関や施設の訪問、連携する関係機関の担当者との合同研修、さらには具体的事例を通じた学習などが想定される。
- ・ とくに、新任委員、中堅委員であっても解決困難な課題に取り組んでいる民生委員・児童委員が、日々の活動のなかで課題を抱え、孤立しないためにも、市区町村段階での民児協の役割を強化することが必要と考えられることから、以下の内容を盛り込んでいる。

市区町村民児協の機能強化への研修の視点

- ア. 経験の長い委員が新任委員の相談に応じ、支援を行なうこと。
- イ. 民児協として相談を受け止め、会長等が連携して課題解決に取り組むこと。
- ウ. 必要な場合、民児協として専門機関の援助を受ける体制を整えること。
- エ. メンタルヘルス等も重視し、無理のない活動、新任委員等への気づきを大切にすること。
- オ. 中堅委員や主任児童委員、正副会長が講師として関わるプログラムを取り入れ、相互の理解と協力体制の強化をめざしていること。

民生委員・児童委員の研修体系

階層	区分	到達目標／課題／あるべき像	学ぶべき内容／獲得すべき力量			
			価値・基盤		知識	
			使命	価値	知識	
新任の民生委員・児童委員および主任児童委員 ※基本プログラム、応用・専門プログラムとを合わせて望ましい新任委員研修との位置付け。 ※ただし、研修日程上の制約等がある場合は、基本プログラムのみでも可。 ※応用・専門プログラムは、地域の状況に応じて研修項目を選択すること可。 ※応用的、実践的な内容を、ワークショップや事例研究等の形で深める。	基本プログラム	1. 民生委員・児童委員の職務と役割の理解 2. 民生委員・児童委員としての心構えの理解 3. 活動上最低限必要な基礎知識の獲得 4. 民児協の一員であることの自覚と組織活動の理解 5. 民生委員・児童委員活動のやりがいとよろこびの発見	1. 民生委員・児童委員の使命と誇り 2. 主要なはたらき	1. 3つの基本姿勢 2. 3つの原則 3. 基本姿勢	1. 今日の福祉問題の理解 2. 社会保障、社会福祉制度の理念としくみ 3. 民生委員活動と児童委員活動の基本と実際	
	応用・専門プログラム	(応用・専門) 1. 地域に関わり、さまざまな問題を捉え、解決につなげる方法の理解				
	★新任研修で、主任児童委員に求められる専門性					
新任の民生委員・児童委員および主任児童委員 ※中堅民生委員・児童委員、民生委員・児童委員協議会の担当職員、都道府県および市区町村行政の担当職員、社協職員が講師になる地域の実情に即した実践的研修	市区町村研修	1. 活動地域・自治体における民生委員・児童委員の職務と役割の理解 2. 活動地域・自治体における関係機関や住民活動の理解	1. 民生委員・児童委員の使命と誇り 2. 地域における主要なはたらき	1. 3つの基本姿勢 2. 3つの原則 3. 基本姿勢	1. 行政のしくみ 2. 地域内の福祉問題 3. 地域内の関係機関 4. 地域内の住民団体活動	

						実施主体
	方法・技術					
	発見	相談	地域連携	啓発	民児協運営、活動の記録	
	1. 福祉問題の把握 2. 住民による地域活動の把握 3. 児童・高齢者・障がい者への虐待とその対応	1. 相談支援の基本と応用 2. 住民の立場による共感と支援	1. 協働した支援	1. 住民の福祉意識の向上	【活動の記録】 1. 活動記録の意義と書き方の基本と活用 2. 福祉票・児童票の取り扱い 【委員活動支援】 1. 民生委員・児童委員と主任児童委員との連携 2. プライバシー保護・個人情報保護について	都道府県／政令指定都市
	1. 福祉問題の把握 2. 災害時要援護者の把握と支援の方法	1. 相談支援の応用	1. 関連機関との連携の事例検討		【活動の記録】 1. 記録の書き方と活用 【委員活動支援】 1. メンタルヘルス	都道府県／政令指定都市
の高い内容を追加する場合は、適宜、必要な内容を追加する。						
	1. 高齢者等の生活実態 2. 生活問題の把握の方法 3. 災害時要援護者の把握	1. 相談に関する事例検討	1. 連携に関する事例検討	1. 保育園、幼稚園、学校や公民館との関わり	【活動の記録】 1. 記録の書き方 【委員活動支援】 2. 行政機関への協力	市区町村

民生委員・児童委員の研修体系

階層	区分	到達目標／課題／あるべき像	学ぶべき内容／獲得すべき力量			
			価値・基盤		知識	
			使命	価値	知識	
中堅民生委員・児童委員および主任児童委員 (2期目以上の委員を対象) ※基本プログラム、応用・専門プログラムとを合わせて望ましい中堅委員研修との位置付け。 ※ただし、研修日程・財源その他の制約がある場合は、基本プログラムのみでも可。 ※応用・専門プログラムは、地域の状況に応じて研修項目を選択することで可。 ※応用的、実践的な内容を、ワークショップや事例研究等の形で深める。	基本プログラム	★中堅委員としての役割の確認と強化 1. 民児協における自らの役割の理解 2. 今日的課題に対応する民生委員・児童委員の役割についての理解 3. 主任児童委員の役割の理解 4. 専門職と協働した危機対応についての理解 5. 生活問題に直面する人・家族の社会的・心理的・身体的側面の理解 新任研修プログラムを再確認するため、重複あり。	1. 新任民生委員・児童委員との協働と支援 2. 民児協組織の運営上の役割	1. 基本姿勢	1. 情報提供に必要な知識（保健、医療、年金、社会保険、住宅、職業、法律、教育等） 2. 今日の福祉問題の理解(事例検討)	
	応用・専門プログラム				1. 情報提供に必要な知識。 2. 今日の福祉問題の理解(事例検討)	
★中堅研修において、主任児童委員に求められる専門性の高い内容を						
中堅民生委員・児童委員 ※中堅民生委員・児童委員、民生委員・児童委員協議会の担当職員、都道府県および市区町村行政の担当職員、社協職員が講師になるなど、地域の実情に即した実践的な研修。	市区町村研修	1. 民児協における自らの役割の理解 2. 困難事例における対応方法の理解	1. 新任民生委員・児童委員との協働と支援 2. 民児協組織運営上の役割		1. 行政のしくみと担当者 2. 地域内の福祉問題と発見の仕組み 3. 地域内の関係機関と担当者 4. 地域内の住民活動（自治会組織、団体及びボランティア）とリーダー	

	方法・技術					実施主体
	発見	相談	地域連携	啓発	民児協運営、活動の記録	
	1. 福祉問題の把握の方法 2. 把握した情報の活用 3. 災害時要援護者の把握と支援の方法	1. 援助困難な人への初期対応の方法（精神疾患や援助拒否等の事例）	1. 地域を理解する視点の習得 2. 地域特性の理解・地域力の判断 3. 地域資源（施設、サービス、人材、住民活動等）の理解	1. 市区町村計画の理解と読み方 2. 福祉問題の共有の方法 3. 民生委員・児童委員活動の理解の増進、普及啓発方法	【民児協運営】 1. 民生委員児童委員協議会の役割 2. 新任民生委員・児童委員のサポート	都道府県／政令指定都市
	1. 福祉問題の把握の方法 2. 把握した情報の活用	1. 援助困難な人への関わり・支援の方法 2. 困難事例に関する新任民生委員・児童委員への支援	1. 連携づくりの方法と事例検討 2. 地域資源の開発 3. 連携と合意形成の手法	1. 市区町村の各種策定委員会での役割 2. 福祉問題の共有の方法	【委員活動支援】 1. 新任民生委員・児童委員のサポート事例	都道府県／政令指定都市
追加する場合は、次頁の「主任児童委員研修」の内容を参考に、必要な内容を追加する。						
	1. 把握した情報の活用	1. 困難事例に関する検討 2. 困難事例に関する新任民生委員・児童委員への支援	1. 地域連携の困難事例に関する検討	1. 地域特性をふまえた地域住民への啓発	【民児協運営】 1. 民生委員児童委員協議会の役割	市区町村

民生委員・児童委員の研修体系

階層	区分	到達目標／課題／あるべき像	学ぶべき内容／獲得すべき力量			
			価値・基盤		知識	
			使命	価値	知識	
主任児童委員 (主任児童委員に求められる専門性を踏まえて実施する研修) ※都道府県・指定都市(民児協)の判断により、新任委員研修、中堅委員研修に加えて、主任児童委員を対象に別途開催するもの		1. 児童問題(子育てにおける孤立、貧困等の生活困難、虐待、ひとり親家庭等)への取り組みにおける役割の理解	1. 児童委員活動要領		1. 主任児童委員の沿革と概要 2. 関係施策 3. 主任児童委員が取り組む課題	
法定単位民児協会長、副会長		1. 法定・単位民児協会長、副会長としての心構えと役割 2. 法定・単位民児協の運営管理(事業計画・報告、予算・決算)の理解 3. 人材養成(後継民生委員・後継役員の育成) 4. 民児協の意見具申機能の理解 5. 主任児童委員と民生委員・児童委員の連携協働促進 6. 自主運営組織づくり	1. 民生委員・児童委員、主任児童委員の教育指導の役割 2. 法定単位民児協の運営と会長・副会長の役割	1. 資源の活用 2. 情報共有化と連携重視 3. 個人情報の保護と必要な情報の共有	1. 運営管理に必要な知識(会計等) 2. 改選・委嘱の継続に関する知識(推薦母体、方法、手続き等) 3. 活動の引き継ぎと個人情報(要援護者台帳及び福祉票等の作成保管等) 4. 活動強化方策・行動宣言の理解	

						実施主体
	方法・技術					
	発見	相談	地域連携	啓発	民児協運営、活動の記録	
	1. 児童問題、支援ニーズの把握	1. 民児協正副会長、児童委員と連携した援助困難家庭の相談と早期対応	1. 主任児童委員による連絡調整	1. 地域ぐるみで子育てを行うための企画・提案	【活動の記録】 1. 記録の作成 【民児協の運営】 1. 児童福祉部会等の（設置）運営 2. 民生委員・児童委員、主任児童委員による連絡調整 3. 主任児童委員の連携とネットワークの方法（市区町村／広域）	都道府県／政令指定都市
		1. 相談支援活動を進めるために（地域の課題に照らした対応方法等の検討）	1. 災害時における民児協、自治会、町内会、自主防災組織等、地域との連携や民生委員・児童委員の活動について		【民児協の運営】 1. 民児協の組織活動の強化 【委員活動支援】 1. 新任委員、主任児童委員等への支援、連携 2. 地域課題の共有化と関係機関等との協働の取り組み	都道府県／政令指定都市

民生委員・児童委員の研修体系

階層	区分	到達目標／課題／あるべき像	学ぶべき内容／獲得すべき力量			
			価値・基盤		知識	
			使命	価値	知識	
民生委員・児童委員リーダー ※単位民児協の副会長、正副部会長		1. 法定・市区町村民児協役員としての基本的な構えと役割の理解 2. 法定・市区町村民児協の運営管理（事業計画・報告、予算・決算）の理解 3. 人材養成（後継民生委員・後継役員の育成）の理解 4. 民児協の意見具申機能の理解 5. 主任児童委員と民生委員・児童委員の連携協働促進 6. 主任児童委員への支援 7. 定例会の活性化 8. 自主運営組織づくり	1. 民生委員・児童委員、主任児童委員を指導・教育する役割 2. 法定単位民児協・連合民児協の運営管理の役割	1. 資源の活用 2. 情報共有化と連携重視 3. 個人情報の保護と必要な情報の共有	1. 運営管理に必要な知識（会計等） 2. 改選・委嘱の手続きに関する知識 3. 支持・教育の考え方 4. 活動強化方策・行動指針の理解	
中核的役員 ※都道府県・政令指定都市民児協の幹部委員（副会長、部会長等）		1. 都道府県・指定都市民児協役員としての基本的な構えと役割を理解する 2. 都道府県・指定都市民児協の組織運営について理解する 3. 人材養成（後継役員の育成）について理解する	1. 法定単位・市区町村民児協役員の指導・教育の役割 2. 法定単位民児協・市区町村民児協の運営管理の役割	1. 資源の活用 2. 情報共有化と連携重視 3. 個人情報の保護と必要な情報の共有	1. 組織運営に必要な知識（事業計画・報告、予算・決算） 2. 民生委員法・児童福祉法に関する法律知識 3. 改選・委嘱の手続き 4. 活動強化方策・行動宣言の理解	

	方法・技術					実施主体
	発見	相談	地域連携	啓発	民児協運営、活動の記録	
	1. 新任民生委員・児童委員への指導・教育の実施 2. 組織における人材（次期後継者）の育成	1. 法定単位民児協・連合民児協の運営管理（事業計画・報告、予算・決算） 2. 地域を基盤にした連携づくり（事例検討・情報交換） 3. 災害時における地域の関係組織と民児協との連携や民生委員・児童委員の活動 4. 民児協の組織・運営・活動の強化 5. 主任児童委員と民生委員・児童委員の連携協働促進	1. 先進事例の共有化 2. 他市区町村の現状把握と協力体制	1. 地域課題の共有化と提言 2. 関係機関と協働した取り組みについての基本的合意形成	【民児協の運営】 1. 民生委員・児童委員、主任児童委員を指導・教育する役割 2. 法定単位民児協・連合民児協の運営管理の役割 3. 民生委員・児童委員の状況把握と支援 4. 地域に向けての発信 5. 研修の充実	全 民 児 連
	1. 法定単位・市区町村民児協役員への助言 2. 組織における人材（次期後継者）の育成 3. 研修の企画実施	1. 都道府県・指定都市民児協の組織運営（事業計画・報告、予算・決算） 2. 民児協の組織・運営・活動の強化（上記参照）	1. 社会の変化に起因した課題等への対応	1. 全国レベル、都道府県・指定都市段階での政策提言	【民児協の運営】 1. 都道府県・指定都市民児協役員としての基本的な心構えと役割 2. 都道府県・指定都市民児協の組織運営 3. 会長間での情報交換（民児協運営方法等） 4. 人材養成（後継役員の育成）	全 民 児 連

こども家庭庁の設置と民生委員・児童委員制度

〈こども家庭庁とは〉

政府は、子どもの最善の利益を第一に、子どもに関する取り組み・政策をわが国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会づくり」をめざすため、「こども家庭庁」を設置することとしています（令和5（2023）年4月に設置予定）。このため、令和4年通常国会では、「こども家庭庁設置法案（以下、設置法案）」と「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」（以下、関係法改正法案）が審議されています。

こども家庭庁は、これまで厚生労働省にあった「子ども家庭局」や、内閣府にあった「子ども・子育て本部」などを統合するような体制になる見込みであり、児童虐待防止、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の支援などを含む子どもや子育て支援にかかる施策を広く担うものとされ、教育（小学校等）についてはこれまでどおり文部科学省の下で充実を図り、両省庁が密接に連携するものとしています。内閣府（責任者は内閣総理大臣）の外局として、専任閣僚（特命担当大臣）と長官を置き、専任閣僚には各省大臣に対する勧告権等が付与されます。

〈こども家庭庁と民生委員・児童委員制度〉

民生委員・児童委員活動は、民生委員法と児童福祉法のふたつの制度に基づきますが、厚生労働大臣の委嘱・指名のもと不可分一体の活動を展開し、長年にわたり世帯・家庭の支援、地域支援の視点で活動を蓄積してきました。こども家庭庁の設置によって、子育て支援や虐待予防などの施策が大きく拡充されることが期待されますが、こうした民生委員・児童委員の不可分一体の活動として、制度が継続されなくてはなりません。このため全民児連では、関係省庁や関係国会議員に強く要望活動を行いました。

この結果、厚生労働省では、児童委員制度の所管はこども家庭庁になるものの、民生委員・児童委員の一体的な運用を維持していくことを方針として対応することになっています。

〈厚生労働省とこども家庭庁の連携規定の明文化等〉

令和4年通常国会に提出された関係法改正法案では、この方針に基づき、民生委員・児童委員に係る事項は以下の内容となっています。

- ①民生委員・児童委員の委嘱および主任児童委員の指名は引き続き厚生労働大臣が行う（法改正は行わない）。
- ②民生委員・児童委員制度の運用にあたっては、厚生労働省とこども家庭庁が連携・協力する規定を法律に盛り込む（以下の法改正を行う）。

〈民生委員法改正案〉 ※令和4年改正（令和5年4月施行）予定

改正案	現行法
(削る) <u>第27条</u> 国庫は、<u>前条</u>の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。 <u>第28条</u> 厚生労働大臣は、この法律の<u>運用に当たっては、内閣総理大臣の協力を求めるものとする。</u>	第二十七条削除 第28条 国庫は、第二十六条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。 <u>(新設)</u>

〈児童福祉法改正案〉

改正案	現行法
<u>第18条の2の2</u> 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、<u>児童委員の制度の運用に当たっては、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。</u>	<u>(新設)</u>

また、厚生労働省では、こども家庭庁設置後も民生委員・児童委員に関する制度運営は引き続き厚生労働省（社会・援護局地域福祉課）が主体となり、こども家庭庁と連携して一体的に制度運用を行うとしています。

〈今後の対応について〉

こども家庭庁の設置は、令和5年4月になる予定ですから、令和4年12月の一斉改選後の任期の方は、国の新たな省庁の体制のなかで子どもへの支援や子育ての施策が行われることになります。本手引きを作成している時点（令和4年3月）では、こども家庭庁の関係する法案は国会に提出された段階であり、法案の成立状況や各都道府県や市町村自治体の対応などわかりませんが、当面、各民児協が自治体とも連携を取りながら注視していくことが重要です。

全民児連としても、各都道府県・指定都市民児協と連携を図りながら、厚生労働省とも必要な調整や要望活動を行います。

委 員 名 簿

※敬称略、所属・役職は令和4年1月時点

【単位民児協運営の手引き改訂作業委員会】

	氏 名	所 属
1	市川 一宏	ルーテル学院大学 学術顧問・教授 (『単位民児協運営の手引き』編集委員会 委員長)
2	伊藤 篤志	全民児連総務部会 副部長／ 長野県民生委員児童委員協議会連合会 会長
3	速水 正美	全民児連総務部会 副部長／ 三重県民生委員児童委員協議会 会長
4	住田 達宣	全民児連総務部会 部会委員／ 島根県民生児童委員協議会 会長
5	杉山 晴康	全民児連総務部会 部会委員／ 浜松市民生委員児童委員協議会 会長
6	佐甲 学	全国社会福祉協議会 民生部長

単位民児協運営の手引き【令和４年３月版】

発行 令和４年３月

全国民生委員児童委員連合会

(事務局) 〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内
Tel.03-3581-6747 Fax.03-3581-6748

